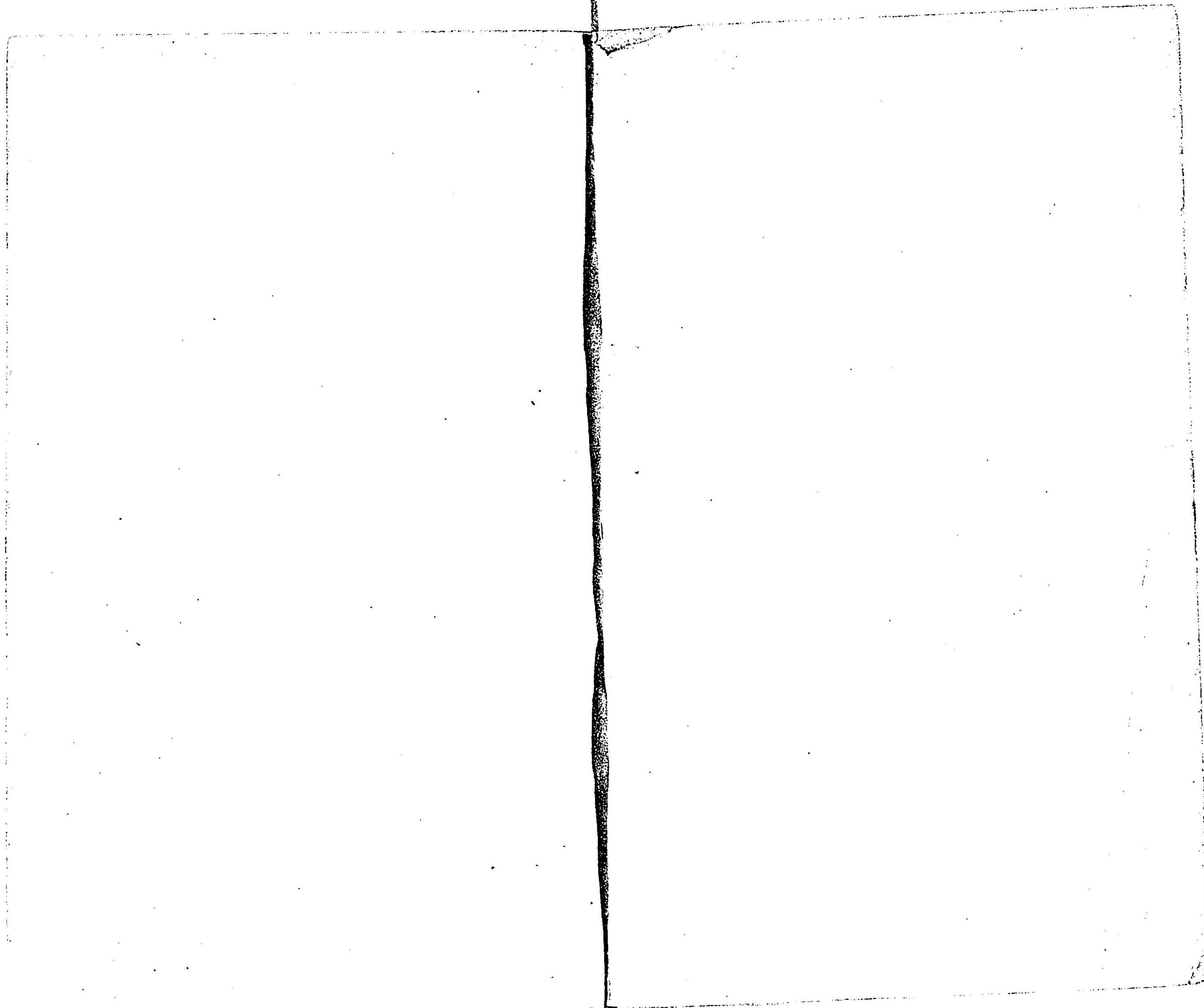
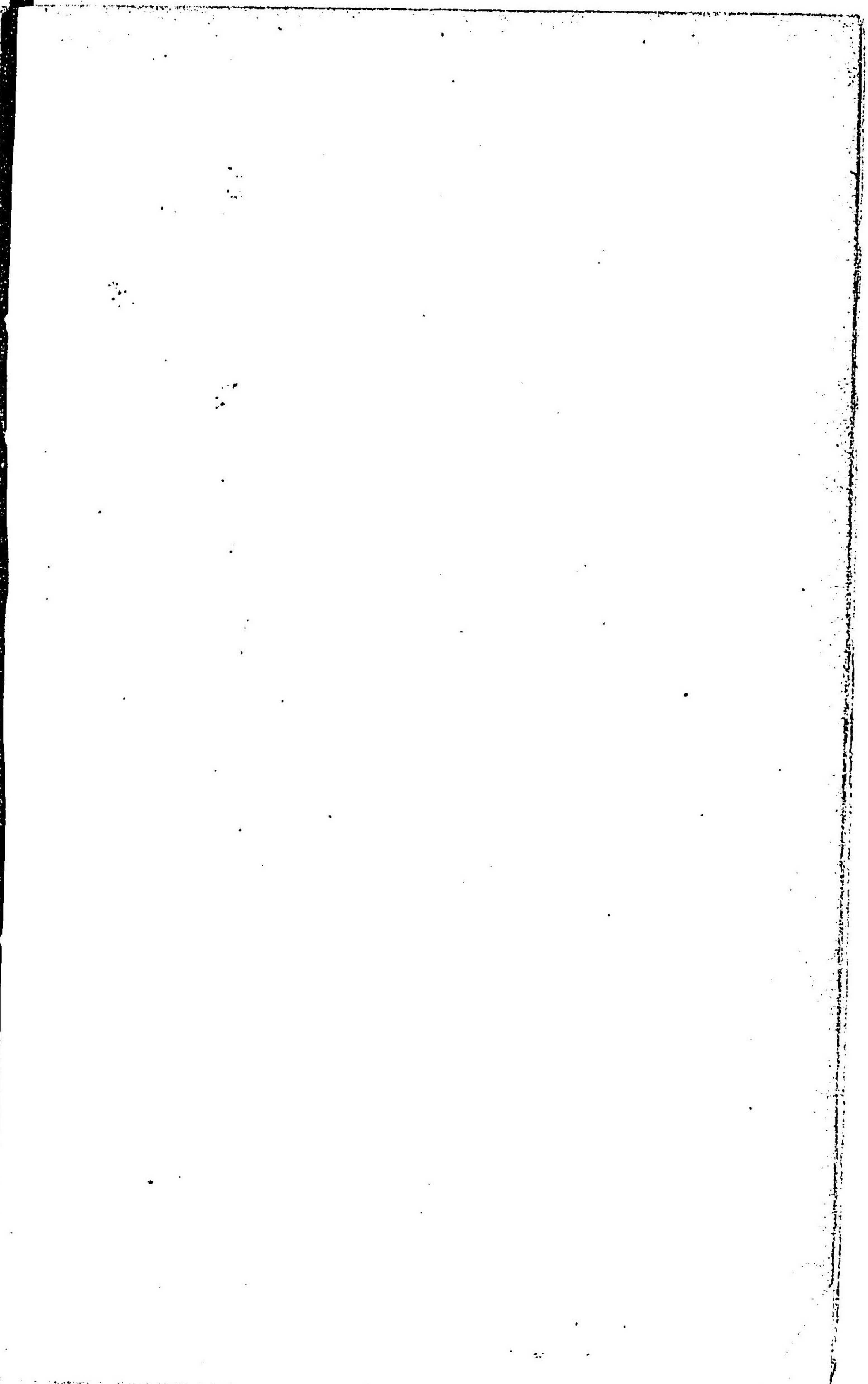
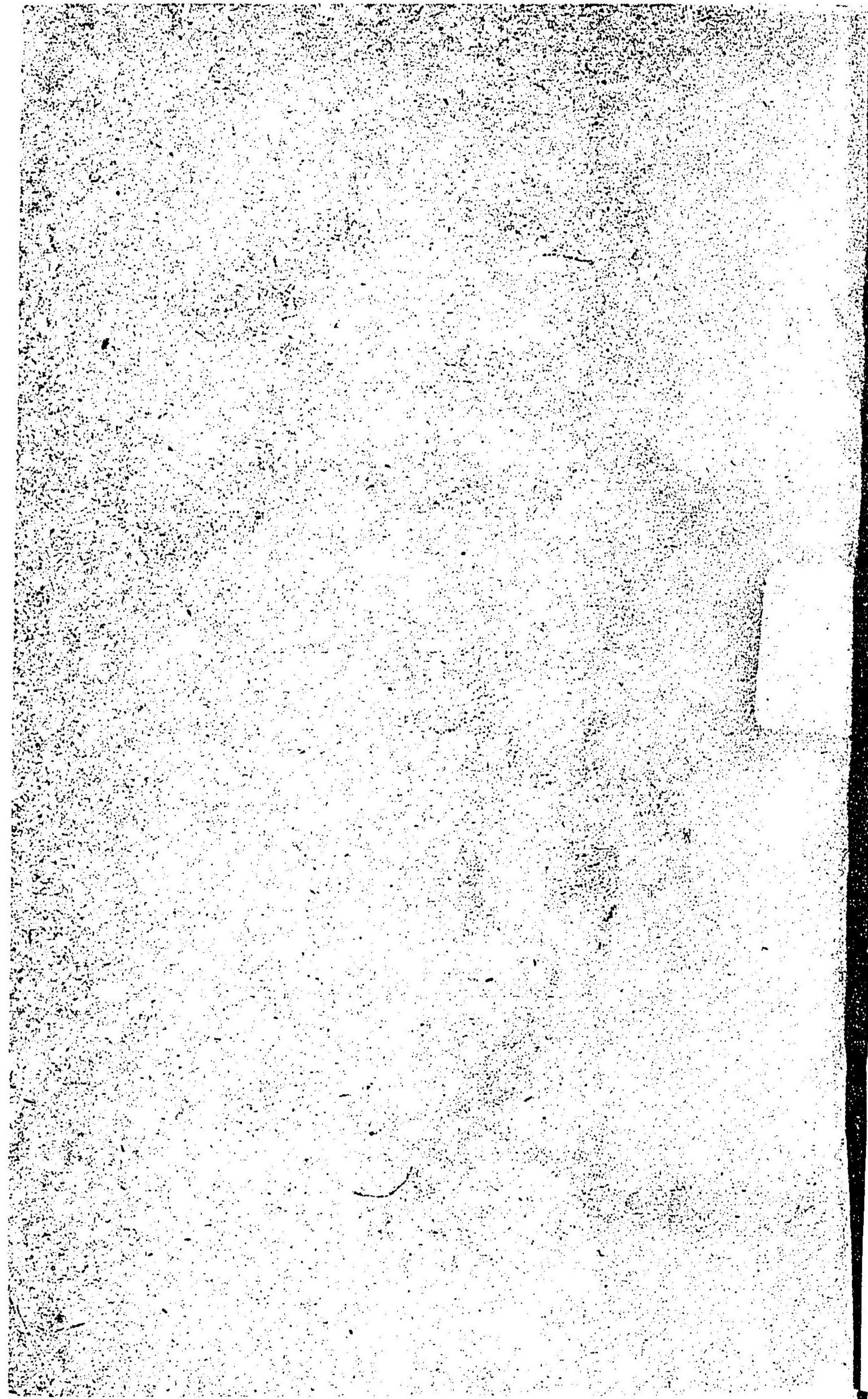


74
159

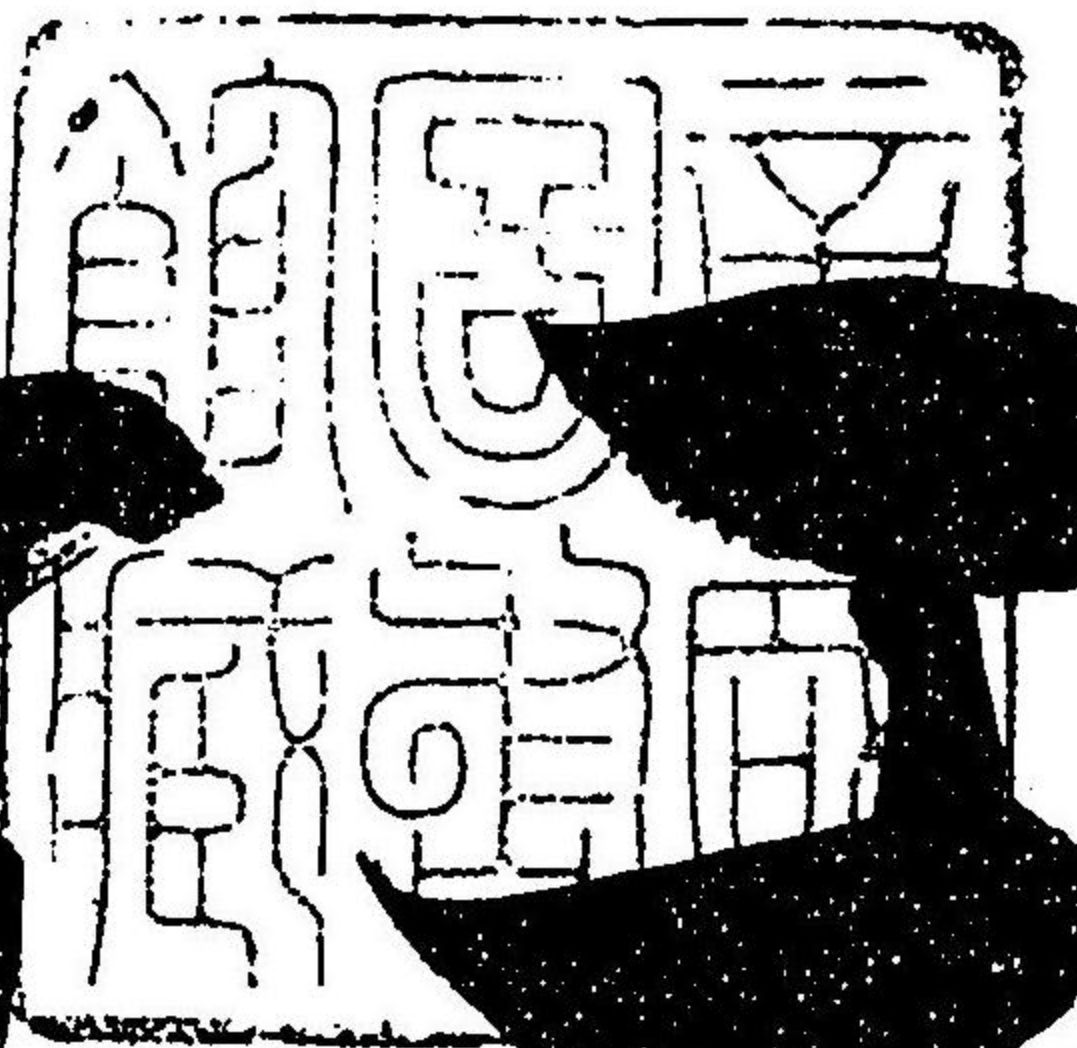
鼎湖高野江基太郎著

門司港誌

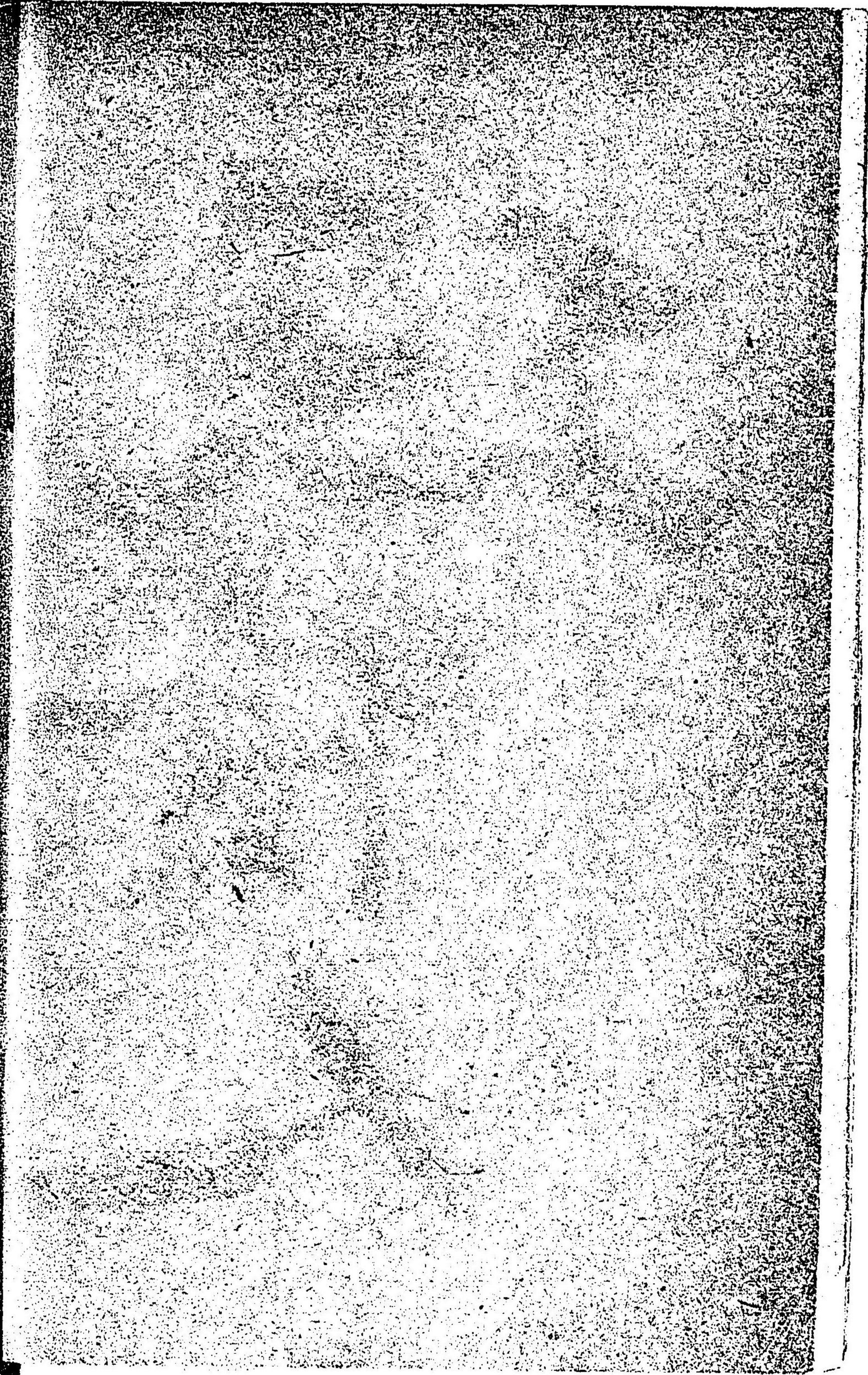




五
人



險
人



題曰日漢統
時至丁酉春既

南懷仁士



我國古來於輿地之學深
致意者志願乎是以經一
國一州一郡一邑或古今
記傳記沿革史又有圖
繪見輿誌如東日地記等

著都城之地名勝之區
可考諸志亦詳然其地勢
之關係利害之得失風俗
之淳澆善惡為產之
其多富貴者之詳一若不能
無憾也頃者具於湖君有心

日考志之著來徵余序
受不讀之一年以以為憾
者大概多不備年而為地
勢之闕原物產之多富貴
志見深陋意多苟能自
經考之志其若公之能也

物陳以感以序

明曆三十年四月廿九日

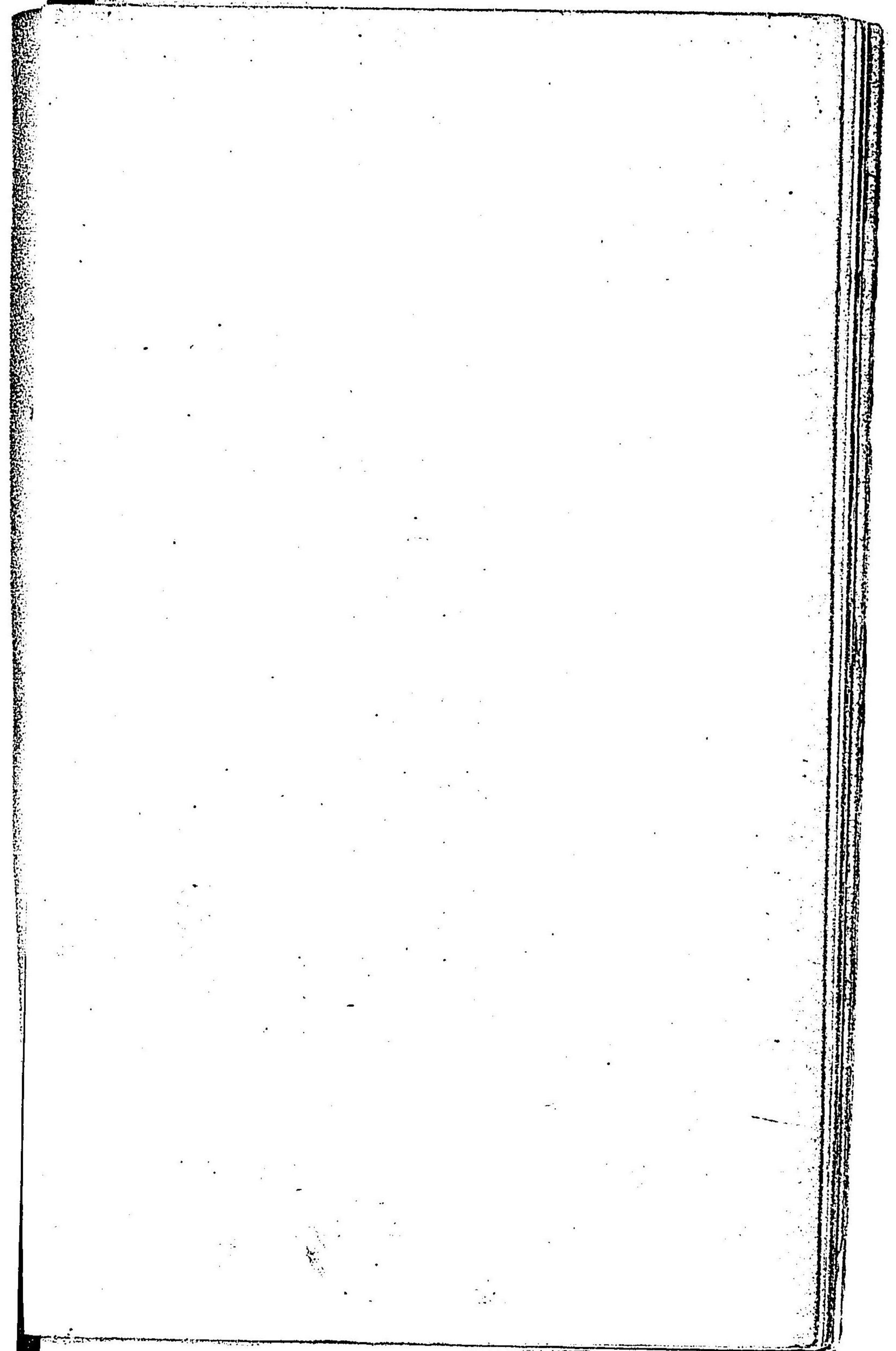
奧井稔畫誌



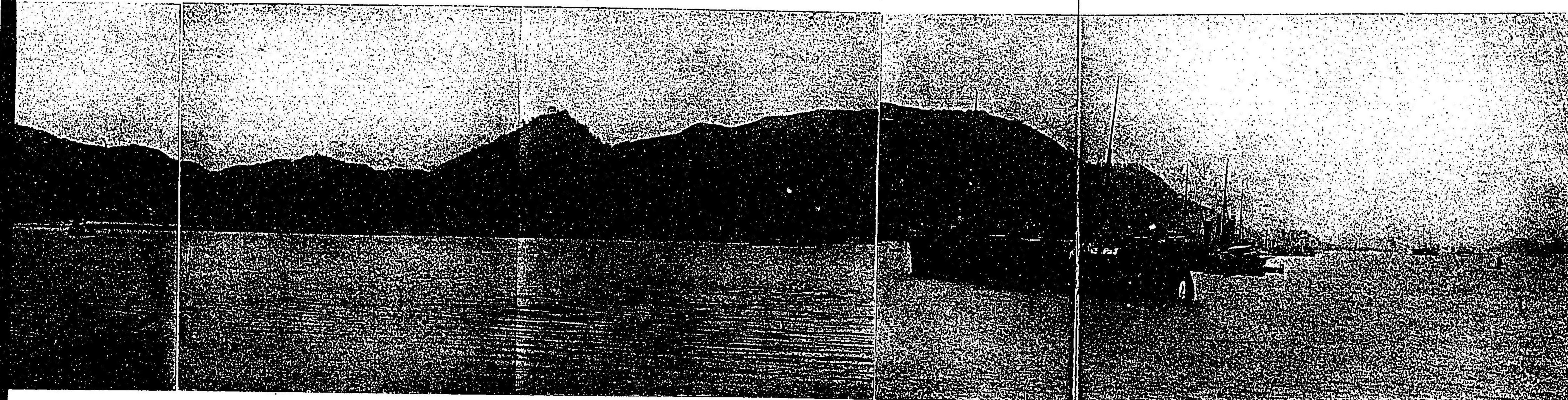
一千大榭夾康莊半倚崔嵬半渺
菴殷富無家下京阪溫柔有客憶
齊梁因君錦繡文能寫欣我關門
名也揚繫纜舟人隔煙語年前此
地尚漁鄉

題鼎湖山人門司港誌

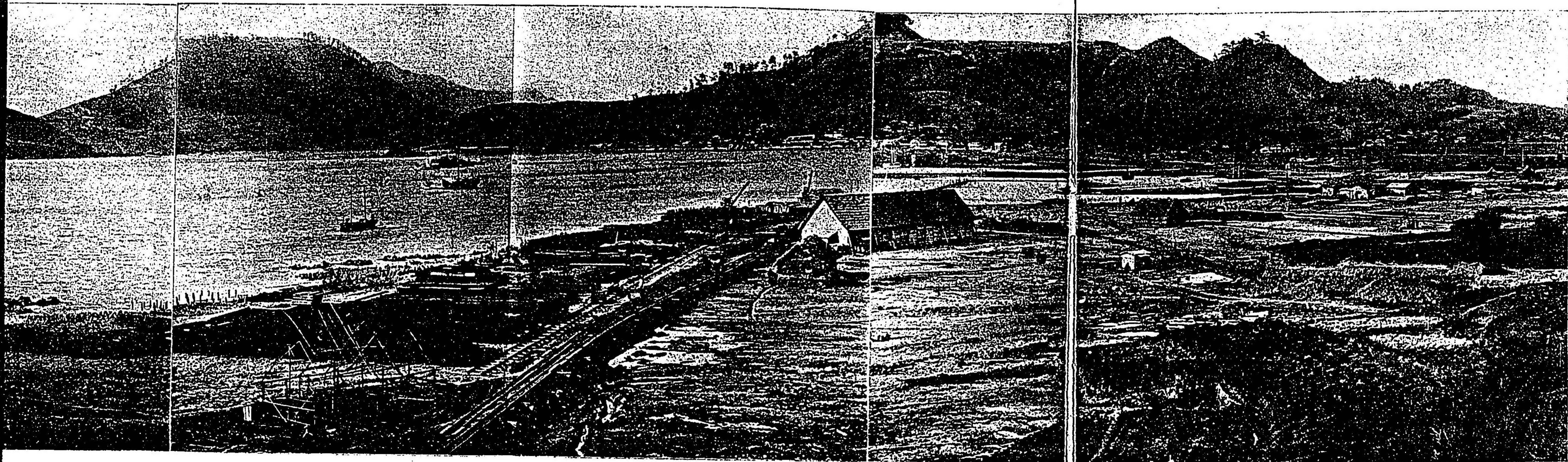
來城小隱

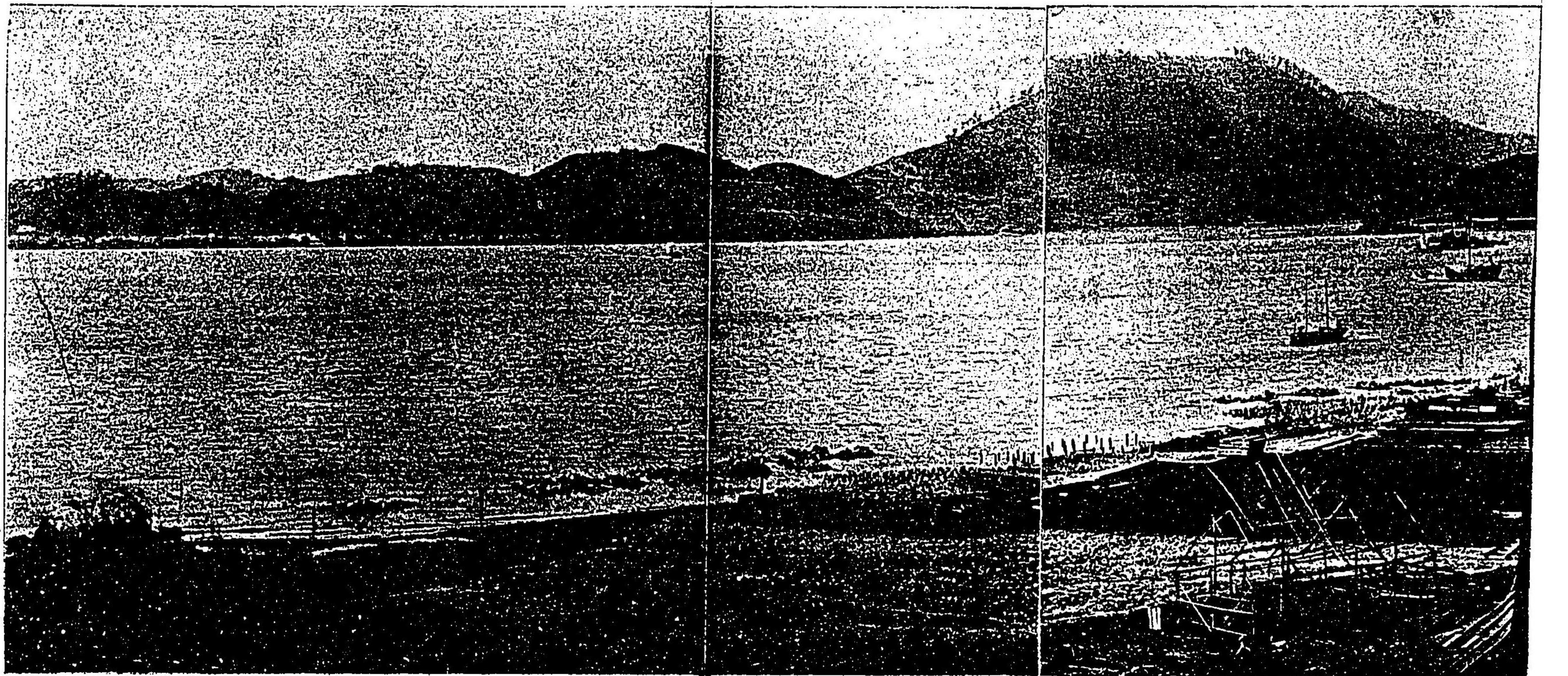
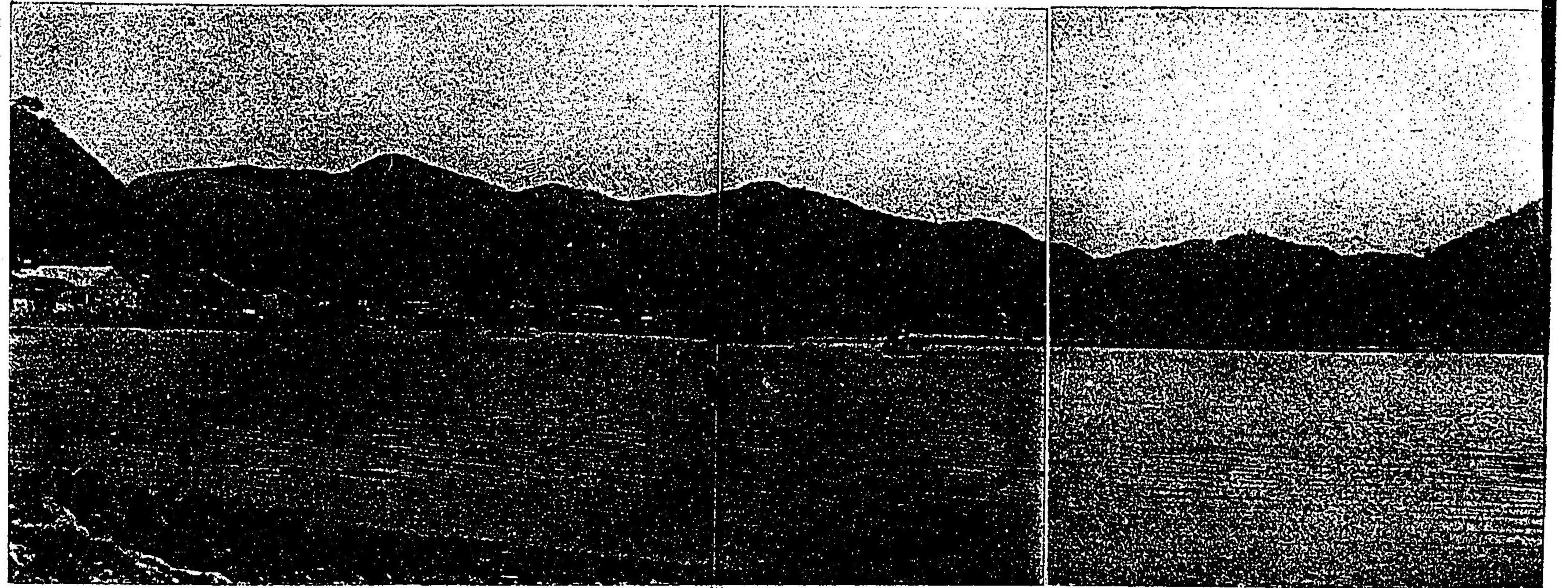


門司港明治三十年の撮影



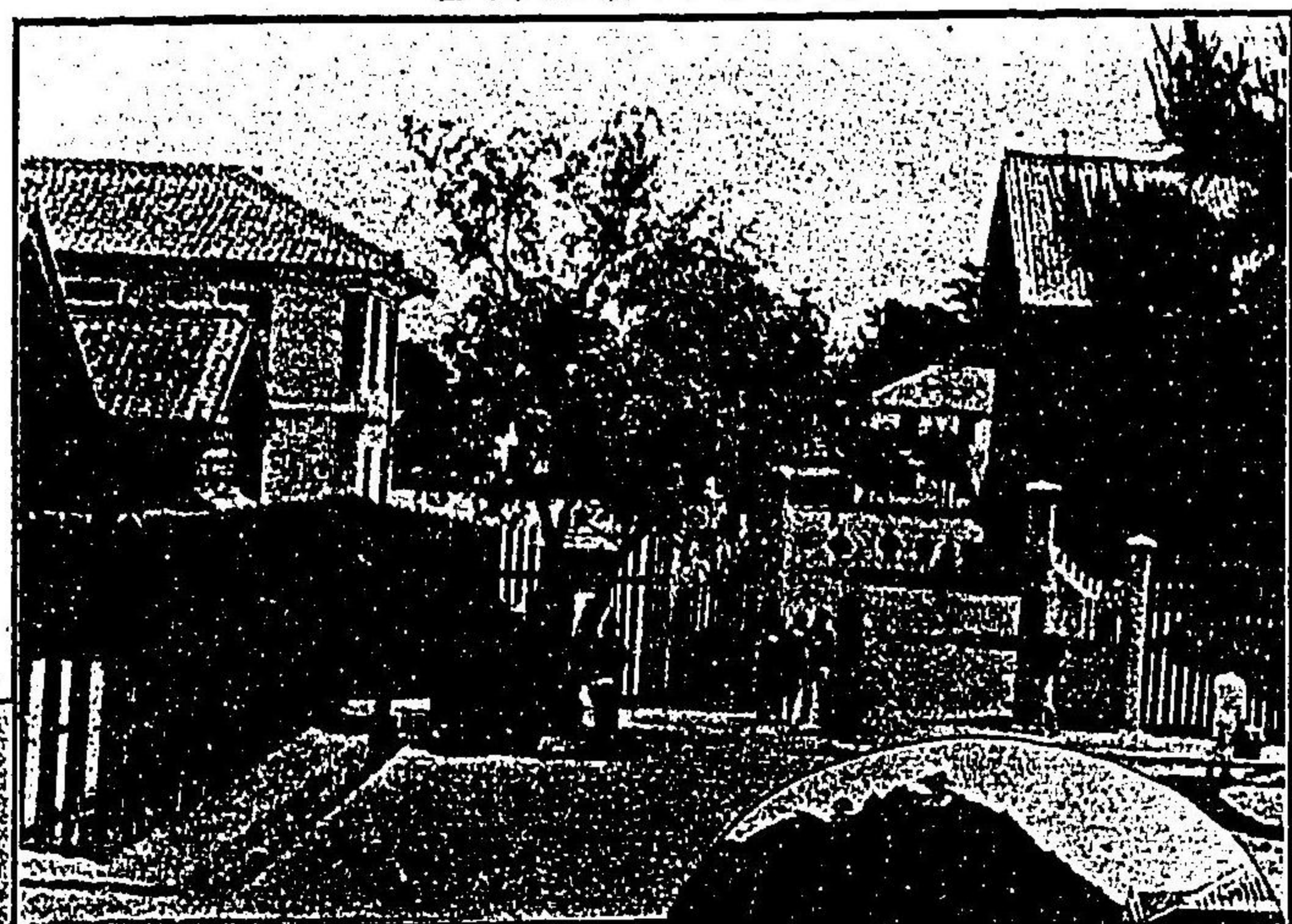
門司港明治廿三年の撮影





五
山
景
新
刊

營兵隊聯四十第倉小



門司丸山陸軍倉庫

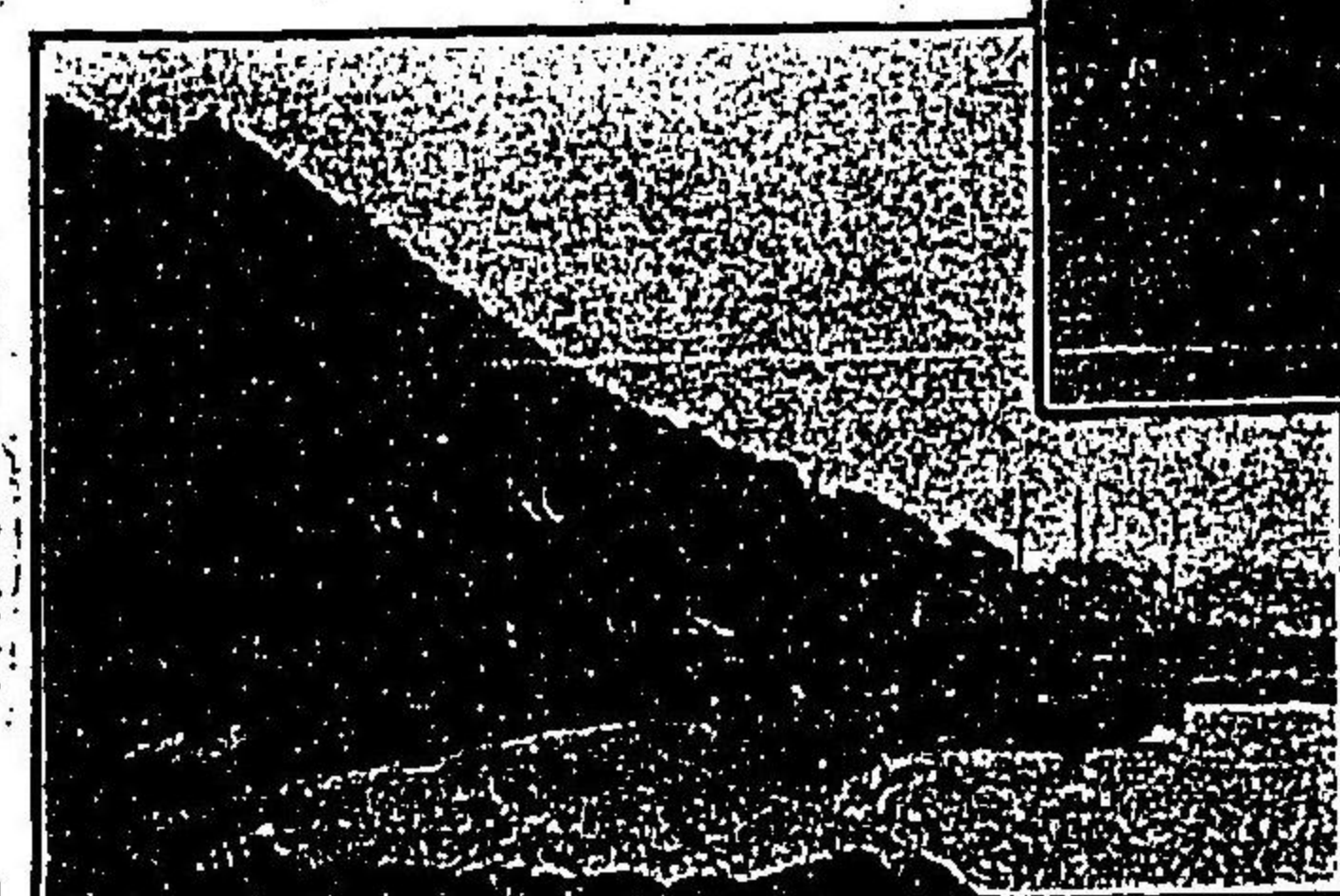


門司鎮西橋

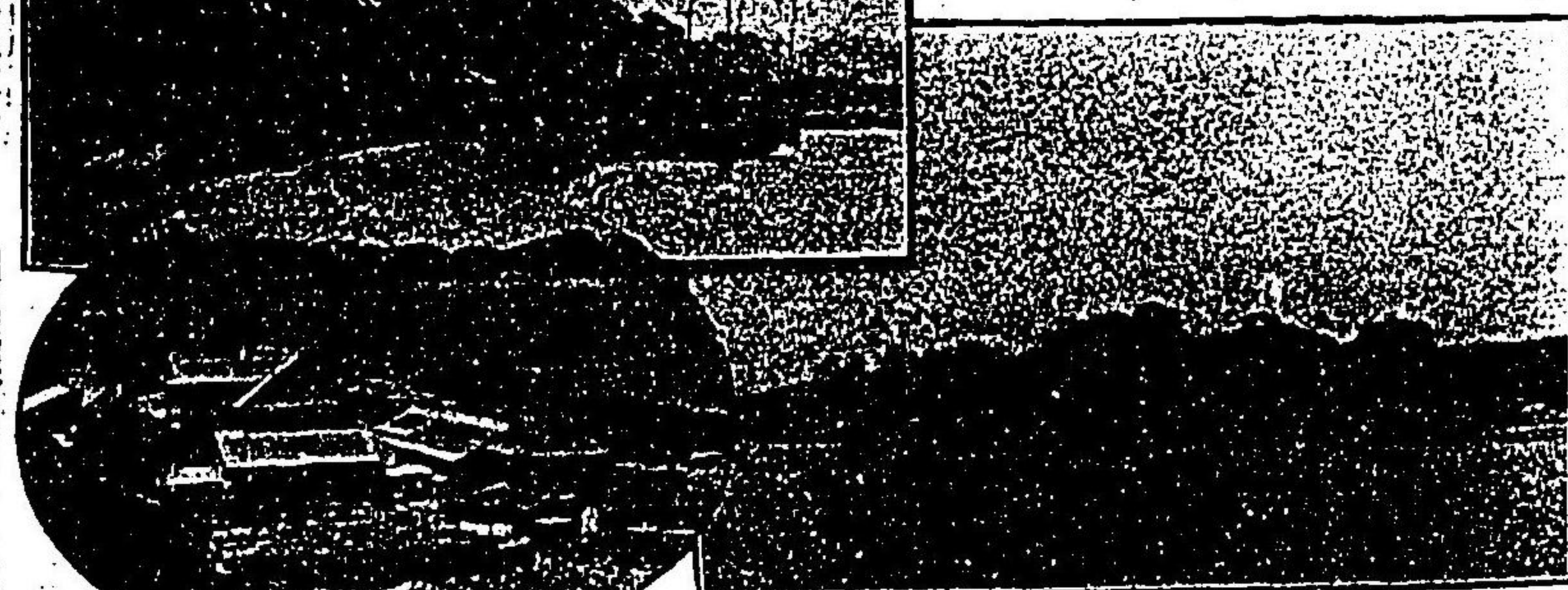


門司兵器修理所

門司高架鉄道

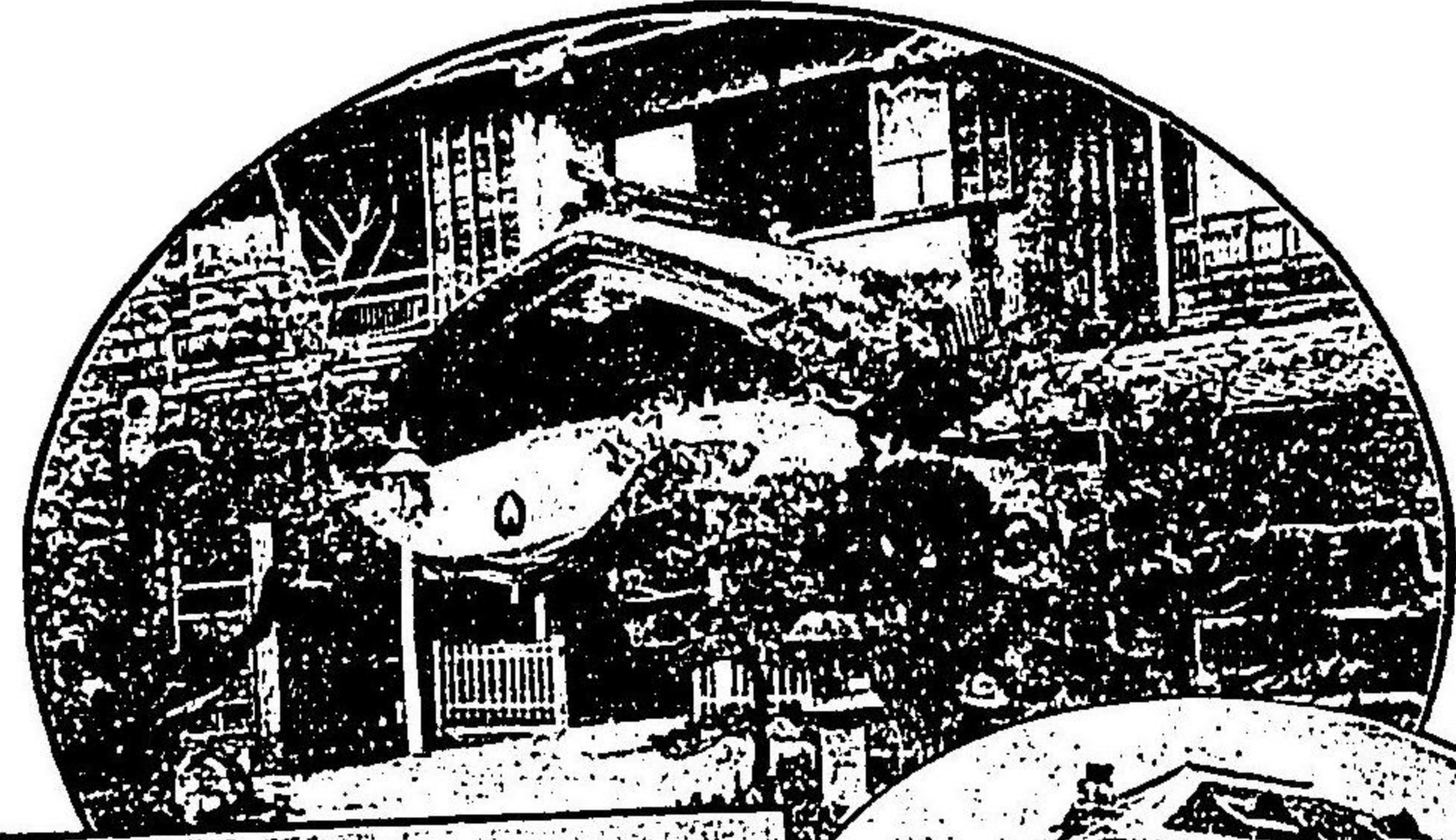


門司淺野メント工場



景遠開島

馬關春帆樓

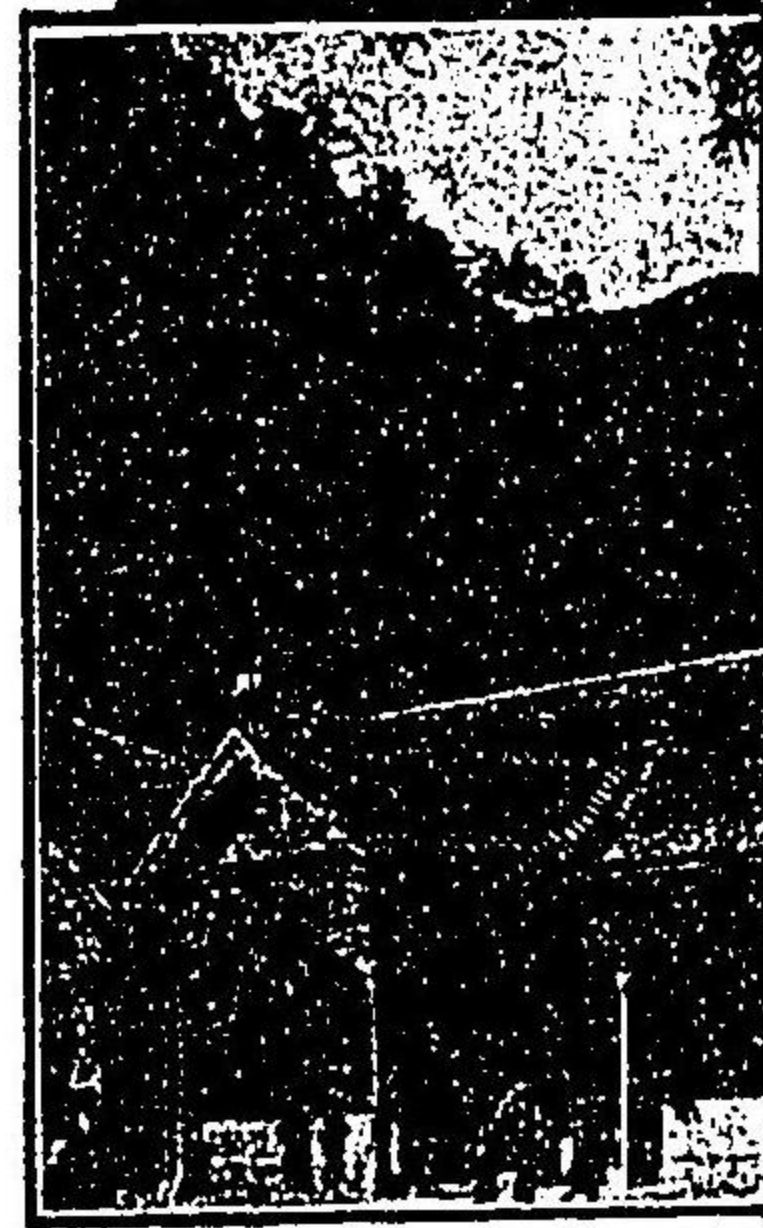


馬關龜山神社



門司三菱會社支店

門司九州鐵道會社



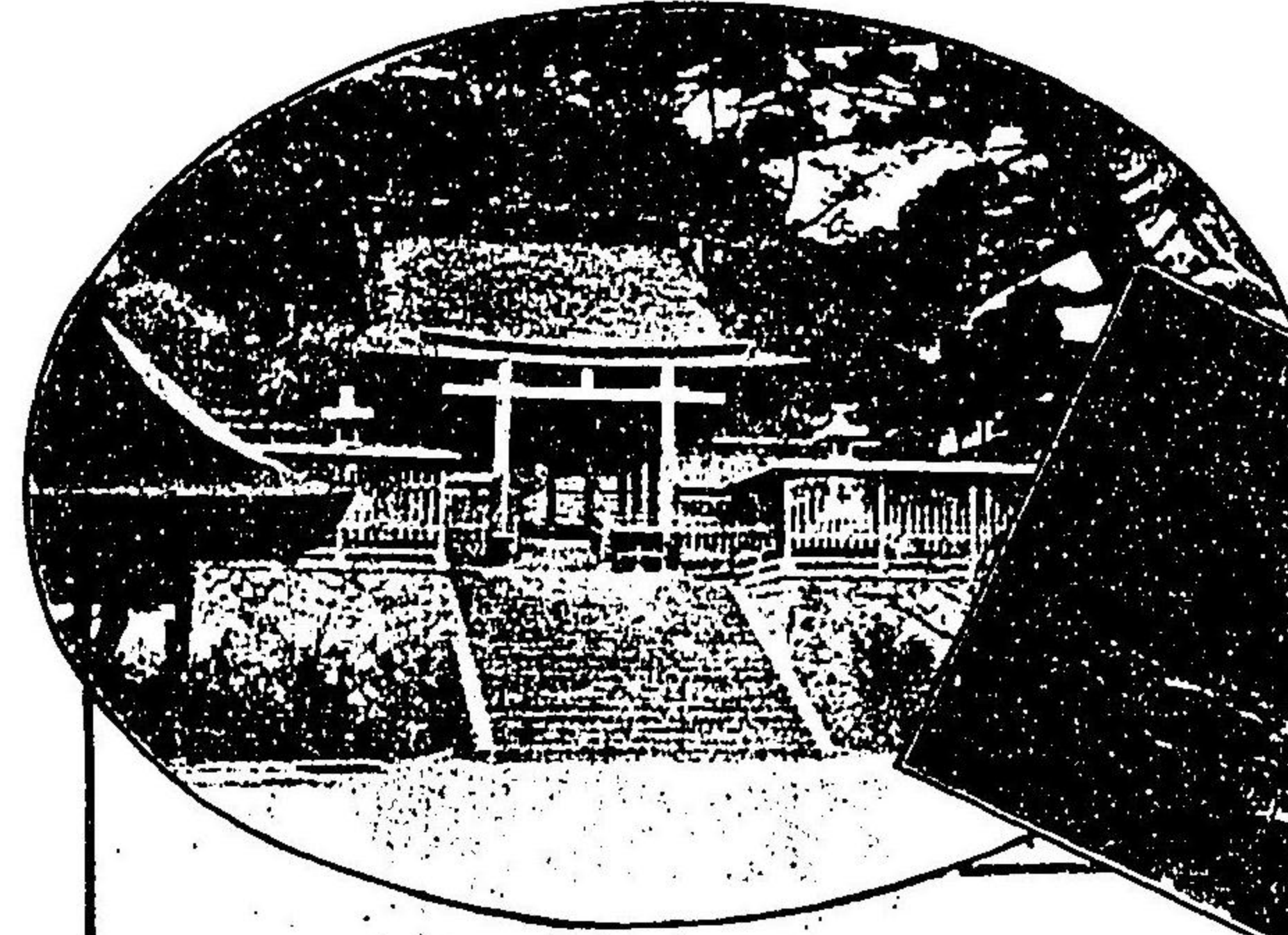
門司車站



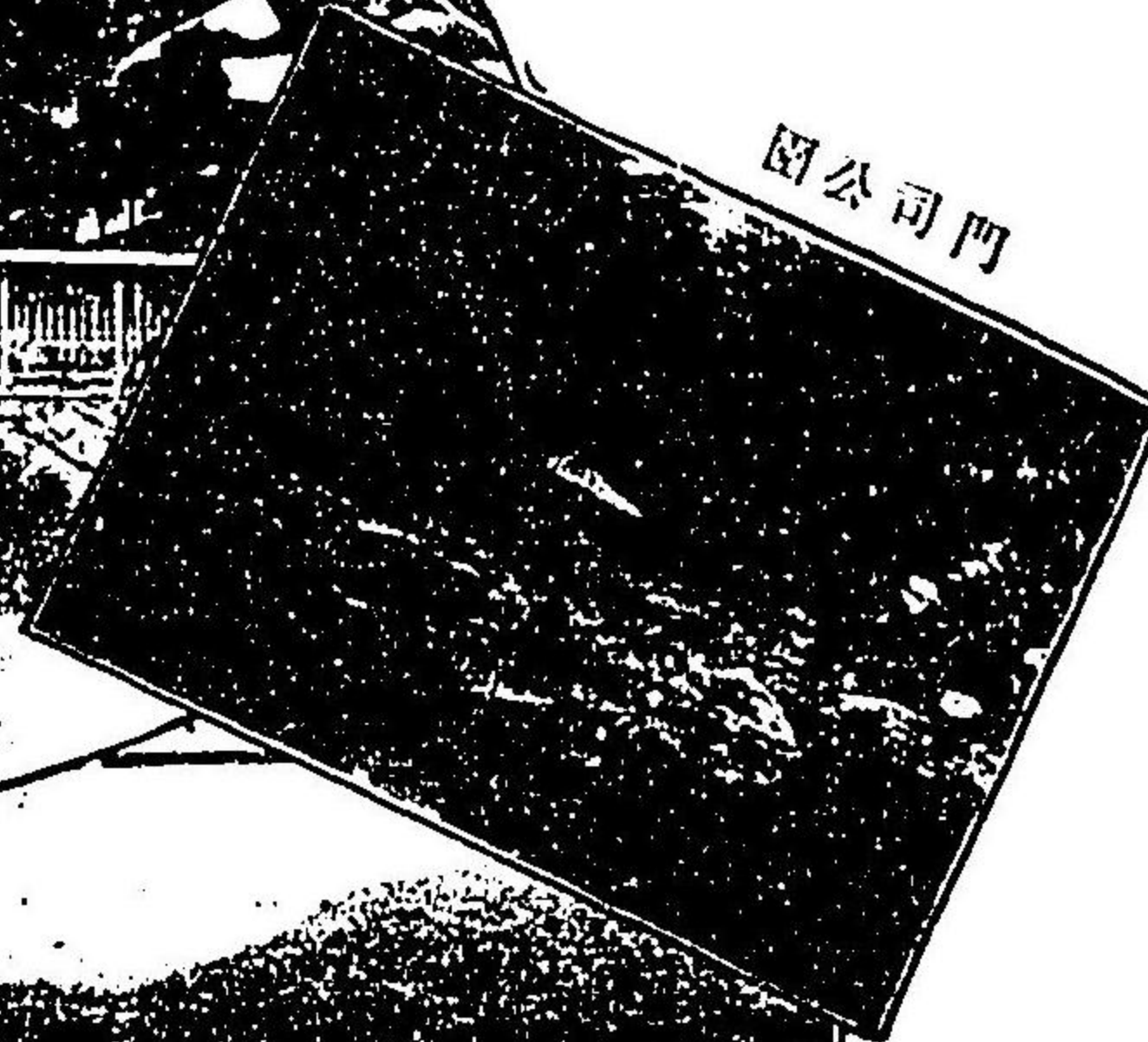
門司國旅遊廓



馬關赤間神社



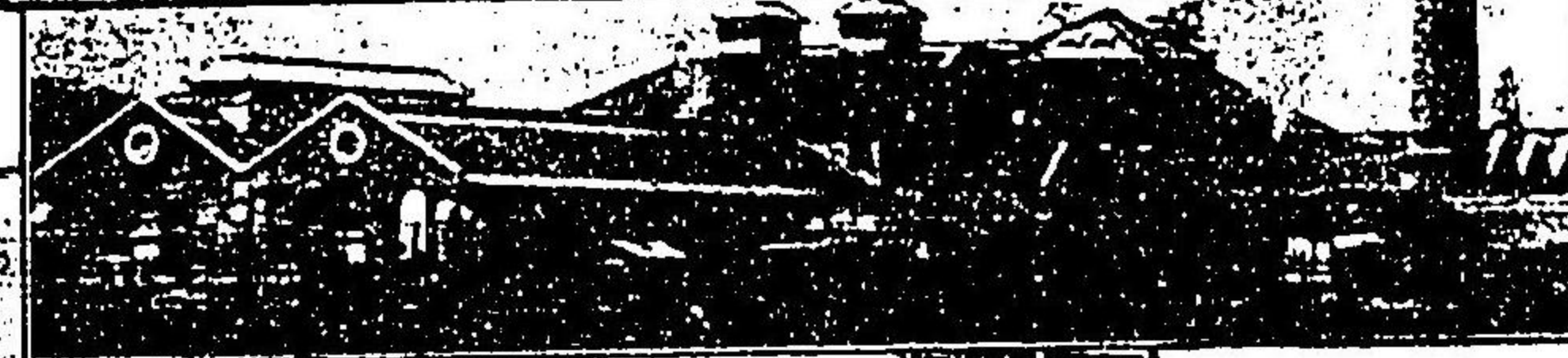
門司公司圖



街市司門



場工場小倉紙製住千

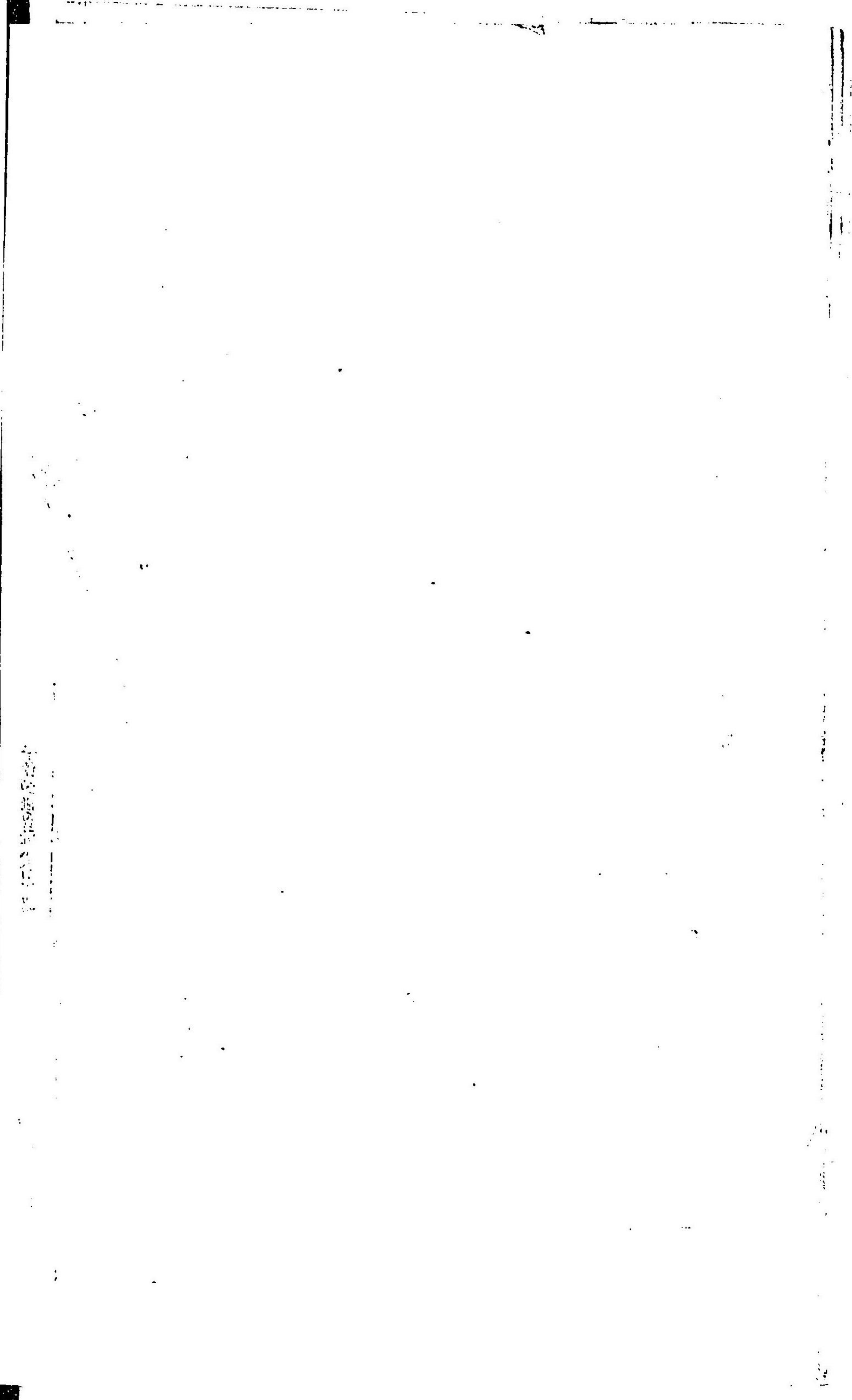


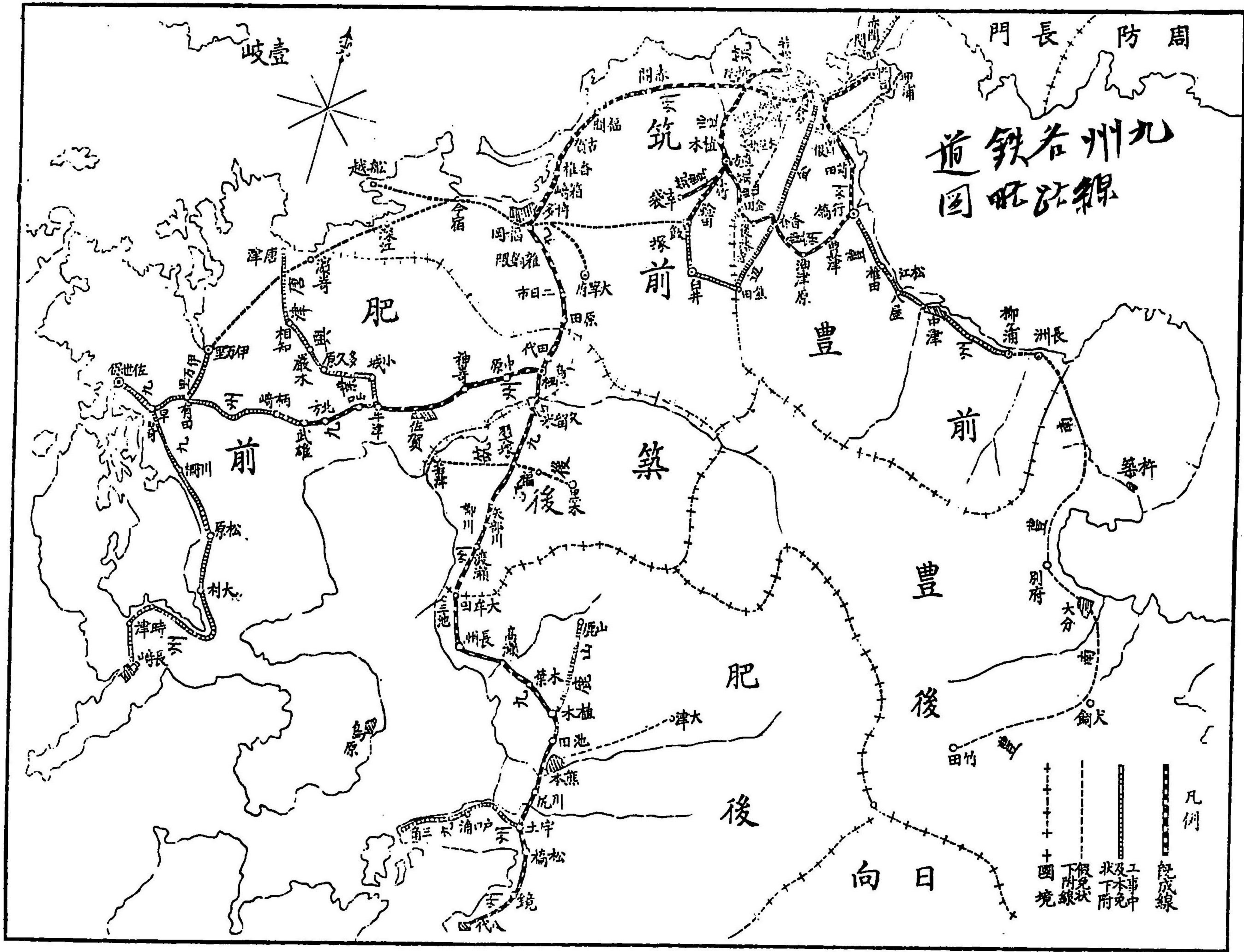
小倉常盤橋



町本司門

THE UNIVERSITY OF CHICAGO





門司港誌目次

緒言	一	頁
第一編 開港前の門司	七	頁
第二編 築港の沿革	一	頁
其一 會社設立の沿革	一	頁
土木設計の第一着の港灣測量着手の工事設計成るの工事設計の確定		
有志者の築港請願及知事の轉伺の内務大臣の指令の本願書の呈出		
及築港會社の成立の特別命令書		
其二 會社成立後の経過	二	頁
創立の株主の重役及社員の工事の経過の第一工區の第二工區の第三		
船渠及運河の第三工區の竣工後會社の増分		
第三編 九州鐵道	二	頁
其一 會社設立の沿革	二	頁
佐賀協和館の會合の長崎縣の出願及第一回の指令の豫定社長の本		
志拜館の會合及四縣聯合の出願の準備の稟請書呈出の指令及命令書		
會社の成立		
其二 會社成立後の重要事項	四	頁
目次	一	頁

其三	本社の移轉◎社債募集◎新株募集 工事の進行.....	四三頁
其四	業務の現況..... 最近の營業報告◎三ヶ年の收入比較◎株主◎職員	四七頁
第四編	石炭	
其一	筑豊石炭事業の沿革..... 發見の時代◎始めて製煉業に使用す◎仕組法◎採掘の方法◎賣買の手續◎御用炭◎販路の便◎自由採掘◎縣官の監督◎十年の大類◎若松商會◎四十七日間の暴風未曾有の暴騰◎蒸氣機關使用の嚆矢◎片山逸太氏◎帆足義方氏◎杉山徳三郎氏◎鑛業組合◎相場の沿革◎片石	五三頁
其二	現在各炭坑..... 地質◎遠賀郡◎鞍手郡◎潯穂郡◎田川郡	六四頁
其三	運搬..... 遠賀川◎筑豊鐵業鐵道◎九州鐵道◎豐州鐵道◎船舟◎筑豊鐵道の各線路◎水陸運輸の比較	七四頁
其四	坑業及石炭に関する団体..... 福岡佐賀長崎三縣石炭同業會◎筑豊石炭鑛業組合◎筑豊瀨石部分會	七八頁

其五	若松石炭業組合◎門司石炭商組合◎門司石炭商組合人名 海外輸出.....	一〇一頁
----	--	------

第五編 進歩の經過

其六	輸出の手續..... 輸出船積入の手續◎代金決算◎豫約輸出◎外國輸入の手續◎運賃	一一一頁
其七	石炭仲仕及組合..... 仲仕の組織◎仲仕の賃錢◎組合規約	一一四頁
其一	人口..... 人口◎戸數◎一戸別の人口	一一九頁
其二	特別輸出品輸出額..... 毎年輸出額の比較◎全國各港との比較	一二二頁
其三	船舶及旅客..... 船舶出入◎旅客出入◎關門往復の旅客	一二七頁
其四	郵便電信..... 郵便◎爲替及貯金◎電信	一二九頁
其五	地價.....	一三三頁
目次		三

第六編 會社及銀行

其一 會社

九州鐵道會社◎門司築港會社◎九州倉庫會社◎門司鐵工會社◎三菱支店◎三井物產出張所◎郵船會社出張所◎商船會社出張所◎田川採炭部◎筑豐石炭倉庫支店◎石炭取引所◎日本貿易倉庫支店◎内國通運支店◎淺野メント工場

一三五頁

其二 銀行

第八十七國立銀行◎豐陽銀行支店◎日本商業銀行支店◎日本貿易銀行支店◎門司貯蓄銀行

一四一頁

第七編 陸運及海運

其二 陸運

九州鐵道既成線◎九州鐵道未成線◎九州鐵道運輸概況◎筑豐鐵道既成線◎筑豐鐵道運輸概況◎九州筑豐兩鐵道接續貨客◎豐州鐵道既成線◎豐州鐵道運輸概況◎未成鐵道◎金邊鐵道◎筑紫運炭鐵道◎小倉鐵道◎船越鐵道◎前線

一四三頁

其三 海運

短輪及荷船◎小笠原船◎關門汽船會社◎關西同盟汽船◎内海航路◎九州西南部航路◎外海航路◎大分航路◎郵船の十二航路

一五〇頁

第八編 市況一斑

一五七頁

第九編 附近の商業地

其一 馬關

大體◎砲兵第三方面◎丸山陸軍倉庫◎軍器修理所◎郵便電信局◎税關出張所◎區裁判所出張所◎警察署◎町役場◎小學校◎町會◎新聞社◎神社◎寺院◎相談會◎町會◎旅客及回漕店◎料理店◎遊廓◎旅舎◎遊廓◎總塚

一六五頁

其二 小倉

大勢◎門司との關係◎繁華の要素◎官廳公署學校病院◎會社銀行及工場◎神社佛閣◎遊廓◎附小倉鐵の由來

一七二頁

其三 若松

門司との關係◎大勢◎築港會社◎筑豐鐵道◎筑豐鑛業組合◎若松石炭業組合◎會社銀行◎製鐵所◎神社◎寺院◎旅店◎料理店◎遊廓

一七七頁

第十編 名勝史談

門司の城址◎橋原の橋樑◎三角山の城址◎橋原の城址◎東明寺の城址◎門司ヶ關の址◎和布刈神社◎甲祖入幡宮◎大里浦の由來◎柳の御所の跡◎梅小路◎洞源菴◎不老水◎安徳天皇柳ヶ浦行幸の車◎梅花石並梅林◎小森江の由來◎白木崎の由來◎企救郡名の由來◎猿喰村名の由來◎赤間關市街の變遷◎赤間ヶ關と云へる名稱の由來

一八五頁

目次

五

赤間神社創立の事◎舊阿彌陀寺の開基◎舊阿彌陀寺の本尊佛◎先帝祭の由來◎被暴の松◎安徳天皇以下平族滅亡の由◎安徳天皇の御陵◎姫波赤間社參拜の由來◎平家の墳墓◎阿彌陀寺の支院十坊◎平家蟹◎御釜川◎平家の一抔水◎伊崎町中島家の素性◎細懸の天皇◎龜山神社の縁起◎龜山と云へる名稱の由來◎龜山に於ける豊大園の獻納物◎安國村の源夫の觸れ聲◎火の山の古城◎火の山と云へる名稱の由來◎城山の遺跡◎引替寺◎頸塚の由來◎壘ノ浦の區城及名稱の由來◎櫻山、小門、福泉寺◎櫻柳島◎小倉城の由來◎忘言亭◎小嵐山◎隱養村及隱徳菴◎帝踏石◎千堂の遺跡◎清水寺◎大清水◎赤阪延命寺◎馬寄村及勢ヶ原の由來◎板櫃川、館林、飯ヶ谷、陣ヶ尾

門司港誌目次終

小引

今日の門司港は猶乳臭の幼兒の如きのみ然れとも其資性素一個の神童にして精魂氣魄夙に吞牛の慨あり其前途有望に其抱負偉大なり故に其の發育の速かなる今日以て明日を測る可からざるものあり此書起稿以來蒐集する所の材料隨て得れば隨て收斂したりと雖脱稿後進歩の状態必當に此書の記する所に異なるもの多かる可し讀者乞ふ之を諒して門司港の真相既に此の書に盡せりとなす勿れ此の書は只門司港なる八歳の神童か明治三十年三月迄の略歴と其生育發達の一斑を示すのみ

脱稿後著しき事項として門司港の前途に關するは九州筑豊兩鐵道の合併門司鐵道の假免狀下附及九州鐵道田の浦延長線假免狀下附等なり九州筑豊兩鐵道の合併は今四月下旬兩會社株主總會に議決され將に日を期して其經濟を合同せんとせり小資を合して大資となすは昔に會社營業上の得策のみならず又併せて貨客の便利たり從來筑豊石炭の門司に致さるゝ者海陸二途の搬路あり一は筑豊九州兩鐵道によりて直送し一は筑豊鐵道により一旦若松に運搬し是より海路を経て門司に



出すを例とせり然れども二鉄合併後の運搬は若松經由の不便を感じ陸路直送の
 數益増加すると疑なし是兩社分立競争の弊を矯むるの結果として自然の影響當
 業者を利すると大なるを以てなり其他門司鐵道の如き田の浦延長線の如き共に
 田の浦大築港と相待ちて更に第二の門司港を經營するもの豈又前途有望の一徵
 にあらずや聊小引に附記して脱稿後の遺漏を補ふと爾り

明治三十年四月下澣

著者識

附言

一 予門司新報社にあり編輯の傍此の書の著作に従事し社中同人の助力を
 受けしもの少なからず就中毛里水町中村三兄は特に材料の蒐集に力を
 添へられたり
 一 築港の沿革は同會社中村爲弘氏の編輯せし築港誌に據りて參酌し大に
 調査の勞を省きたり

一卷頭掲ぐる所の寫眞畫中在門司寫眞師中井寛語氏の寄贈にかゝるもの
 多し門司港最近の全景其他十數種は即氏か本書挿入の爲め特に撮影せ
 しものなり

門司港誌

鼎湖 高野江基太郎 著

緒言

緒言

門司港の概観

試に天魔を賃して大自在の神通力を得門司馬關の兩港近く相對する所即
 視海の上に翱翔して一たひ下界を瞰視せよ巨鯨白波を蹴て泡沫を飛ばし
 躍々として東西より汝が眼下に近づき來り其の或物は雷の如く鳴動し他
 の或物は牛の如く咆吼し若くは笛の如く絶叫し山の如きもの丘の如きも
 の相對峙して留れば木葉片々として來り圍み螻蛄蝻爾として動くを見ん
 而して其の一方を顧みれば海岸一帶千丈の蜈蚣蟻として黒煙を吐き一
 瞬飛來するものあらん嗚呼彼の巨鯨こそ實に門司港の繁華を維持する船
 舶にあらすや木葉と見しは石炭の荷船のみ螻蛄と見しは石炭を運ぶ役夫
 のみ而して彼の千丈の蜈蚣こそ即九州鐵道の列車にあらすや此の鐵道あ
 りて陸運を便し石炭之が爲に門司に致され役夫ありて石炭を運ひ船舶あ

緒言

りて貨客を集散し石炭の輸送亦之によりて行はる門司の開港も是が爲のみ進歩の速なりしも是が爲のみ前途の興望隆々たるもの豈又是が爲ならずや

斯の如くにして尙更に諦視せよ大蜈蚣の留まる所忽にして蜘蛛の子を散らすは停車場を出る旅客にあらすや無数の小鯨視海に泳くは關門渡海の小蒸瀛にあらすや長橋波に横ふは高架鐵道の石炭を運び來るなり海岸壘々黒山を築くは内外輸出の石炭を貯ふるなり斧斤の聲丁々として絶へざるは未だ秋ならざるに那の所の杵を役夫の軌條によりて土砂を運ぶは羽翼なきに何の鳥を早瀬の海峡は万古の渦巻を湛へて今猶昨の如しと雖千年の遺跡を留めし文字ヶ關路は海士の盤焚く煙と消へ去り漁礁の歌斷へて海陸漁笛の聲とあり人は十倍百倍して集り家は日一日を追ふて増加せり七年以前の一小漁村今は熱鬧なる繁華の地となり東洋屈指の商港に數へらる其進歩の速にして其の前途の有望なる未だ曾て類例あるを見ざるなり予今秃筆を揮つて其の經過の跡を釋ね併せて現況を描出し以て前途

門司港の實力

の趨勢を示さんとす豈徒に事を好むが爲ならんや門司港の實勢能く九州實業の中心となりて東洋貿易の盛衰に關するものあればなり請ふ先現在實勢の大體を略記し逐次編を重ねて詳説せん

門司は豊前國企救郡に屬する一町にして元文字ヶ關村と稱し明治廿二年十一月始めて特別輸出港に指定され全廿七年町名に改め自治制下の一階級を上りたり今明治廿九年末の統計により其實力を檢するに戸數三千七百四十六戸、人口二万七千八百二十人、廿九年度町稅豫算額一万二千四百九十一圓六十一錢三厘、廿九年中内國漁船出入數一万一千七百二十四艘、日本形帆走船出入數九万六千三百七十八艘、外國漁船出入數一千一百九十七艘、宿泊人員九万四千三百六十三人、瀛車旅客七十二萬八千四百九十二人、瀛船旅客十四万六千七百六十三人、馬關往復旅客六十七万九千八百六十八人、石炭輸出額一百零七万四千八百六十九噸、原價三百九十三万二千九百三十一圓九十一錢あり、尙對岸馬關の海外輸出高と門司港特別輸出高とを合すれば實に六百十二万七千一百七十有餘圓とあり全國各港中横濱神戸の二港

き次き優に第三位を占め居れり
以上列記する所の統計は即門司港現在の實力にして其の之を養成する所以のもの一に筑豊石炭に原因せざるはなし石炭は實に門司港の性命にして即其の血液たり是あるか爲めに各種の事業勃興し是あるが爲に門司港の進歩を促せり見よ此の血液の循環する所發して會社となり銀行となり汽車となり汽船となり各種の事業各種の官衙亦皆之に附隨して直接或は間接に新設擴張等の必要に逼まられつゝあるにあらすや試に會社銀行の現在するものを擧ぐれば會社に於ては九州鐵道會社を始めとし門司築港會社、門司鐵工會社、門司石炭取引所、九州倉庫會社、田川採炭坑販賣部、門司電燈會社、以下三菱會社、三井物産會社、日本郵船會社、大阪商船會社、日本貿易倉庫會社、筑豊石炭會社、内國通運會社等の各支店若くは出張所及淺野セメント工場等あり而して九州炭鑛會社今方に認可出願中により田の浦築港會社亦將に小倉より移轉し來らんとす銀行に於ては第八十七國立銀行以下豊陽銀行、日本商業銀行、日本貿易銀行の各支店及び門司貯蓄銀行あり而し

結論

て目下馬關に設立せる日本銀行西部支店亦將に門司に移轉せられんとし既に工事中にあり其他公署官衙に於ては陸軍砲兵第三方面、丸山陸軍倉庫、軍器修理所、郵便電信局、警察署、憲兵屯所、税關出張所、區裁判所出張所、町役場、小學校等あり此外會社銀行工場等の新規設計中に屬するもの一々枚舉に暇なし而して對岸一章の馬關の如き或は小倉若松の如き駁々として四馬輕車の勢あり近くは小倉に第十二師團を設置され若松附近の八幡村又製鐵所建設地に指定され田の浦築港會社又將に第二の門司港を築造し大に其規模を擴張せんとし門司港の繁華に一段の進歩を促したり
此の如くにして日進月歩する門司港は明年の實力更に今年に幾割を増加し經濟機關の整備又自から著しきものあらんとす五年十年後の門司港は殆んど想像推斷に苦しまざるを得ざるなり讀者幸に以下記述する所により開港前の門司を標準とし年々進歩の實勢を見て能く今日の狀況に察し併せて附近商業地の關係に考へ以て門司港前途の趨勢を研究せば自から思半に過ぐるものあらん

開港前の門司

開港前の大観

戸口

惟一の特産

第一編 開港前の門司

開港前の門司は實に寥々たる一小村落たりしに過ぎず只文字を關なる名稱の下に一の古跡として記憶され或は九州の東北端として知られしのみ雖犬遙に聞ふる所三五の茅屋隠見し沙煙斜に舞ひく處五六の蟹戸相並ひ合哺鼓腹時康を樂み魚蝦の生計年華を度り對岸馬關の繁華を知らざるか如く爾りしなり

故に明治二十二年始めて町村制を施行せし當時の戸口は今日に比して僅に七分の一に過ぎず字楠原三百一戸人口千三百七十三人字田の浦二百一十二戸人口千三百十五人字小森江戸數五十戸人口二百三十八人字門司戸數七十八戸人口四百六人合計六百六十一戸三千百三十二人にして楠原小森江は農を主とし田の浦門司は漁商雜業相混し其の物産としては惟一の食鹽ありしの外其他に擧示す可きものなかりしなり

製鹽事業は開港前の門司に於て惟一の特産なりしと雖鹽田の遺跡は今日既に埋没して日に人家の建築を増し漸く繁華の市街たらんとし僅に一塲

開港前の門司

の昔話として存するに至りたり然れども開港前の門司を解剖すれば此の一事僅に後日に傳ふるに足る可きのみ請ふ古記口碑の傳ふる所により左に其の來歴を略記せん

製鹽の沿革

門司の鹽田は今の鎮西橋より甲祖八幡宮の下手に至る海邊一帶の地に設けられたり其の開始は文化十年小倉藩元方役所及び郡代役所の協議により郡土藏役所にて着手され工事は周防徳山の産川口屋藤兵衛によりて經營されたり文化十四年始めて鹽田沖の堤防を築造し中央に海神を安置して一晝夜間祭禮を行ひ同年十二月神官大神勇官許を得て甲祖八幡社境内御手洗池の傍に遷座し鹽田の祭神として製鹽の業を始めたり後風波の爲堤防屢破壊し年々の收入修築の費を支ふる能はず一旦郡土藏役所の手を放ち之を川口屋藤兵衛に與へしも藤兵衛亦收支償はず直に之を返納し事業全く休止するもの數年の久しきに涉りたり偶長門赤馬關の産虎屋宗兵衛なるものあり請ふて製鹽を再興し熱心事に従ひ尙好果を收むる能はず金百貫目を以て守永甚助(今の守永久吉氏の祖)に讓與せり甚助拮据經營維

持法を改めて土工を興し漸次完全の鹽田とし多少の收穫あるに至りしも尙失費の全部を償ふ能はず更に改善に熱心し弘化年中始めて幾分の純益を見るに至りたり即官許を得て鹽田の北隅に社地を埋め立て茲に社殿を建立し曩に甲祖八幡宮に移したる海神社及鹽寇神社を遷祀して年々其業を繼續し以て明治年間に至りたり後明治十九年其の幾分を小笠原家及長岡家に割讓し翌廿年及び廿一年再び高島義恭大倉喜八郎の兩氏に賣却し廿二年の頃即門司開港の當時には餘す所二町歩内外に留りたり以上の事業元より小規模ありしを以て収益亦甚た大ならず開港以前五ヶ年間(即十八年より廿二年に至る)平均製鹽の石數及び收穫金總額は實に左の如くなりしと云ふ當時の事又以て想ひ見るべし

製鹽總高壹万一千七百零七石二斗八升八合
此收穫金一千三百二十圓

内一ヶ年消費金六百二十六圓

殘金六百九十四圓

當時の財力

惟一の物産たりし遊業も亦猶此の如くなりしを以て其地位九州の咽喉たるに拘はらず人皆冷視して今日の要地たるを期せず東京に起りて長崎に達する國道の如きも馬關より海路大里に渡りて接続し眼中門司なるものかかりしなり故に地方的財力としては左記表示する所の外更に収益するものなかりしと云ふ寥々たる寒村の光景豈又想像し得可きにあらずや

	門司	楠原	田の浦	小森江	合計
田	九、六一〇三歩	三、七、四一七歩	三、九、九三〇歩	一、五、八、八〇歩
畑	八、三三歩	二、六、七三歩	一、四、四、五〇歩	一、三、八、一〇歩	五、八、一、二七歩
宅地	六、六二七歩	一、四、六、〇一七歩	四、三、三二歩	二、六、八、〇七歩	三、一、八、一、九歩
山林	五、五、九、一九歩	五、一、八、一七歩	一、八、二、八〇歩	三、〇、六、一、三歩	一、一、六、八、〇〇歩
米收穫高	九、六、九、五〇合	二、三、八、五〇合	三、七、〇、七四合	一、五、八、〇、〇〇合
麥收穫高	一、七、六、四〇合	九、五、七〇合	九、一、二、四合	三、六、七、七六合
雜穀收穫高	四、〇〇二合	一、二、九、三、五九合	六、九、三、〇合	六、三、七、〇七合	三、九、〇、〇七合

築港の沿革

第一編 築港の沿革

門司港の進歩彼の如く速なりしは天然の地利時運に遭ふの致す所なりと雖之を経し之を營せし人爲の功亦實に與りて方あり彼の港灣を改築して船舶碇泊の便を開らき彼の埴田及海面を埋築して大厦高樓の建築を促したる築港會社の事業の如き門司港進歩の歴史上最も有力なる材料の一たらずんばあらざるあり

其一 會社設立の沿革

特別輸出港條例の未だ公布されざるに先ち九州鐵道布設の計畫あると同時に門司港の三字は忽ち具眼者の爲めに認知され福岡縣知事安場保和氏主として此の港灣改良の端緒を開かんとし明治十九年の縣會に向つて企救郡大里より門司迄の國道三千七百五十一間九分の開通費二万六千八百二十四圓の支出を求めたり蓋し東京長崎間第四號の國道線路山口縣赤馬關より企救郡大里に接続し是れより小倉に通せしむ此間の海峽潮流急激

會社設立の沿革

土木設計の第一卷

にして航路最も險惡なるか爲道を門司に延長し其の海灣を利用して貨客交通の運搬に便せんとし此土木を設計したるなり然れとも同年の縣會は終に知事の企望を容れず斷然之を否決せり此の事築港の經歷上敢へて直接の關係なきも門司港に對する土木設計の第一着として當に記憶す可きとなりとす

海灣測量着手

國道改通の事此の如くにして一蹶したるも九州鐵道の計畫は着々として其の歩武を進め其起點を門司に定むると既に疑ふ可くも尙らす門司港の經營日一日に接迫し安場知事以下書記官山崎忠門廣橋賢光土木課長小山政藏等の諸氏熱心調査する所あり豊前三郡長熊谷直候津田維寧清水可正の諸氏亦之れか爲に周旋し彼の國道延長に先ち港灣改良の測量に着手し明治十九年十二月土木課員陣野伍氏を主任とし門司に出張を命じたり明治二十年八月内務省雇技師ムルドル氏内務技師古市公威氏及石黒五十二氏等馬關海峽測量の爲め出張す土木課長小山氏以下主任の官吏共に與に三氏を訪ひ門司港灣改良上の協議を遂げ併せて測量の足らざるものを

工事設計成る

再調す偶内務技手相良常雄氏福岡縣に轉任し途次馬關に來りて此一行に會合し直に測量に着手せり後十一月小山相良二氏相伴ふて第六土木監督署に出頭し更に署長石黒技師に打合はする所あり工事の設計始めて茲に完成し左の如く定めたり

築港工事を三區に分ち第一區第二區を海岸埋築工事とし第三區を掘田内の工事とす

其工費は第一區を金六万七千二百五十九圓六十五錢第二區を金九万四千七百三十九圓六十八錢第三區を金二十三万七千八百三十六圓とし合計金三十九万九千八百三十五圓二十八錢とす

是れより造出する總坪數は拾壹万三千七百八十七坪にして其内譯左の如し

一總坪數拾壹万三千七百八十七坪

内 五万八千八百十六坪

在來官有地

内 五万四千九百七十一坪

在來民有地

築港の沿革

右總坪の内

五万五千四百二十八坪 道路溝渠等官有に歸せしむる分

内 三万五千六百五十二坪 道路敷

内 二千七百二十六坪 下水路敷

内 九千坪 運河敷

内 八千五十坪 船溜敷

五万八千三百五十九坪 起業者に下渡す可き分

右設計により工費金を以て起業者に下渡す可き總坪敷を除るときは
一坪元價六圓八十五錢二厘餘に當る

廿年十一月山崎書記官相良技手を從へて上京し主務省に向つて其の設計
を經伺す調査未だ完からざるものあり相良技手日々ムルドル技師に就て
研究す既にして安場知事亦上京し山崎書記官と更替して更に主務省に稟
請する所あり設計始めて確定せり

工事の設計此の如くにして確定すと雖此の事業に對して國庫若くは地方

工事設計確定

有志者の築港請願及知事の許可

税の補助を仰かんか共に巨額の費途を支出す可き餘裕なし純然たる民設
事業として放任せんか其の營業者の如何により港灣築造の實跡に關係あ
り延て貿易の前途に影響するものあらんとす知事の措置未だ決する所な
し而して門司港の進歩日一日に著しく土地の賣買家屋の建築等日に益頻
繁にして築港の事業愈燃眉の急に迫りたり此に於てか豊前六郡の有志者
終に自から進んで海面を埋築し以て此等の需用に供せんとし齋藤美知彦
青柳四郎守永久吉安藤丑之助垣永新作福江角太郎植村治三郎以上企救郡
樹見茂平(京都郡)八隅正名福與慶茂(仲津郡)末次孫市(築城郡)小佐勘次岩井伊
七上毛郡(林芳太郎佐々木正懋園田熊太郎田川郡)の十六氏より事情を具し
て築港の願書を提出せり安場知事亦其の事情の接迫を認知し願意を納れ
て嚴重なる規約を結はしめ且着手の順序區域等を明確にし工費豫算金四
十萬圓とし新に得る所の地面を下附して之れより生ずる利潤により資金
の償却及將來維持の方法等を設けしめ以て起業を許さんとし之を内務省
に經伺したり時正に明治廿一年五月三日なり

知事の書面内務省に達するや時の内務大臣山縣有朋氏は特に工事設計の目的を示し更に命令書案を添へ再び經伺す可き旨を指令せり其示されたる條件は實に左の如くなりしと云ふ

一築港費償還の爲官有地理立の分は道路溝渠埠堤等は公共用の敷地を除く外都て無代價にて起願者に下渡す事

一起願者は右の代償として新市街にかゝる民有地の内道路溝渠等公共用の敷地買上及其工事を負担し成工の上官有に歸せしむる事但新市街地に充る埋立は素地所有主と起願者との示談に任す可し

本願書の呈出及
會社の成立

一竣工後道路橋梁溝渠埠堤の修繕起願者に於て負担す可き方法及年限内務大臣の指令は知事より郡長を経て出願者に示されれば直に其の趣旨を遵奉し有志者相會合して茲に完全なる築港會社の組織をなし京都郡長清水可正氏官を辭して其の全体を總督し齊藤美知彦氏亦銀行頭取の餘暇を以て此れか經營に盡力し尋て發企人會を小倉に開き津田維寧(企救郡長)熊谷直候(田川郡長)の両氏亦之に臨席し其の工事の方法は一に縣廳の指

定に従ひ大別して三區に分ち私有にかゝる地田の工事は會社の資本金以外とし第一區及第二區を海岸埋立工事とし第三區を地田内道路溝渠等の工事とし資本金總額を二十五万圓に確定し之を一百株に分ち一株金二千五百圓として小數有力の資本家に募集し以て基礎を鞏固にすることに決したり爾後諸般の準備に着手し東京の有力家澁澤榮一、大倉喜八郎、安田善次郎、淺野惣一郎等の諸氏及山口縣の有力家豊永長、吉氏等に謀りしに何れも之を賛成し忽ち豫定の株を充したり依りて更に門司村民との關係を處理し明治二十一年十二月十九日始めて本願書を呈出し翌廿二年三月廿八日特別命令書を下附せられ全年七月八日日本土木會社と特約して第一區工事起工の運びに至りたり其命令書は左の如し

特別命令書

本縣下豊前國門司港の築港工事を門司築港會社へ特許するに付命令する條項の左の如し

第一條 門司築港會社に於て負担施行す可き工事の要項は左の如し而して此工事の仕様方法は當廳の設計に基づき會社に於て之を圖製し當廳の認可を受く可し

築港の沿革

- 第一 海面埋立埠塹新設工事
- 第二 船溜並運河新設工事
- 第三 市街地開設及道路橋梁下水工事
- 第二條 築港區域内にある民有地の其素地を所有主より會社へ買ひ上げて之を埋め立つるか又ハ所有主の爲めに會社其工事を受負ふて埋立をなすか双方の協議を以て適宜に之を處置すべし
- 第三條 築港工事竣工の後道路橋梁船溜運河下水埠塹等公共用の敷地は其素地主と協議の上埋立たる土地を官有に歸せしむるの責任は會社之を負担するものとす
- 第四條 海面埋立工事竣工年限は明治二十二年より同廿八年迄七ヶ年間とす而して其の海面埋立にかゝる土地は第八條の工事施行區分により第一區第二區及第三區竣工の都度當區に於て検査の上其の公共用を除く外總て無代價にて會社に下附し各區素地税を課し其下附したる日より向十五ヶ年間餘下年期を附與す可し
- 第五條 第八條末項會社の都合により各區聯通して工事を施行する時は全部竣

工の上前條埋立地下附の手續をなす其の全部に對し十五ヶ年の餘下年期を與ふ可し

第六條 會社は此工事竣工を保證する爲め工費豫算總額四十分の一に相當する金額(國立銀行の預り証書)又は公債証書を本命令書下附の日より五十日以内に當廳へ差出べし而して此の保證金額は第十條に掲ぐる工事保存期限満つるの後之を還附す可し

第七條 莫已むを得ざる場合に於て當廳より工事の變更を命じたるときは其費用増加の豫算總額の二十分一以内迄は會社は之を拒むを得ず

第八條 工事は全部を第一區第二區第三區に分ち本命令書下附の日より三ヶ月以内に第一區工事に着手し三ヶ年以内に竣工す可し然れども會社の都合によりては各區の工事を聯通し又は其幾分を交換して施工するを得可し且此の場合と雖全体の竣工期限は通して七ヶ年を超過するを得ず但天災其他已むを得ざる事故により工事遅延せんとする時は會社は詳細に其理由を証明し當廳に於て之を是認したる後相當の延期を與ふることあるべし

第九條 第一區の工事竣工すると雖第二區の工事に着手せし後にあらざれば第一區に係る土地を賣讓す可からず第二區の第三區に於ける亦同し

- 第十條 工事竣工後一ケ年間を保存期限とし其期限内に於ては道路其他公共用の敷地に係る修繕は會社之を負擔す可し
- 第十一條 會社前條の修繕を怠り當廳の督促を受くるも尙従わざるときは當廳に於て之を執行し第六條に掲ぐる工事保證金を以て之に充て不足るときは更に會社より追徴すべし
- 第十二條 會社の株主は全部工事竣工に至る迄其株券を賣買譲與す可からず
- 第十三條 資本金の現在高及收支に關する諸帳簿は當廳より官吏を派し其實際を檢査せしむる可し
- 第十四條 會社に於て施行する工事仕様方法に違ふとあるか又は其資本金不足して工事の竣工期に難きものありと認むるときは當廳は其工事の變更を命じ又之を中止する可し
- 第十五條 前條工事を中止せし場合に於て到底竣工の見込なき時其他に起業者を撰み其事業を繼續せしむる可し此の場合に於て前者の消費したる資金相當の費途に屬したるもの以後者に於て負擔す可きものとす
- 第十六條 前起業者に於て消費したる資金繼續者の負擔に屬すと雖工事竣工の後ならざれば前者は後者に對し其償還を要求するを得ず

會社成立後の経過

- 第十七條 工事施工中及其保存期限内に於て本命令書に違背するときは何時に拘わらず特許を取消す可し此の場合に於て既に改築したる土地は官民素地の區別により官有地に係るものハ公費に附し右公費代金及保證金を以て土地の隣附其他の損害を償還し殘金の之を會社に還附すべし其民有地に係るものハ會社所有主と示談を以て相當補償せしむ可し
 - 第十八條 此の命令書に掲ぐる條件の外法律規則を以て定むる所の諸件は總て之に遵ふ可し
- 右の條々堅く遵守可致事
- 明治二十二年三月廿八日
- 福岡縣知事 安 場 保 和
- 其二 會社成立後の経過**
- 此の如くにして成立せし築港會社は其目的自から他の營利會社と異なるものあり其創業の株主は門司開港の歴史上最も淺からざる緣故あれば今其事業の沿革に先ち株主の氏名及株數を掲げて之を後日に傳ふ可し
- 但左記の株主中漸次多少の移動あり且明治二十七年一株二千五百圓を築港の沿革

改めて五百圓とし總株數を五倍したるも資本金は依然として増減する所なし

拾株	貳萬五千圓	東京府深川區福住町	澁澤榮一
拾株	貳萬五千圓	全 淺草區鹽南阪葵町	大倉喜八郎
拾株	貳萬五千圓	全 日本橋區小網町四丁目	安田善二郎
拾株	貳萬五千圓	全 深川區清住町	淺野惣一郎
八株	貳萬圓	福岡縣豐前國企救郡小倉町	齋藤美知彦
五株	壹萬貳千五百圓	全上	清水可正
五株	壹萬貳千五百圓	山口縣長門國豐浦郡長府村	豐永長吉
五株	壹萬貳千五百圓	熊本縣肥後國熊本市長安寺町	高島義恭
五株	壹萬貳千五百圓	山口縣長門國豐浦郡長府村	桂彌市
四株	壹萬圓	長崎縣肥前國長崎市酒屋町	松田源五郎
四株	壹萬圓	大阪府攝津國東區今橋町二丁目	久原庄三郎
貳株	五千圓	福岡縣豐前國仲津郡萩郷村	八隅正名

貳株	五千圓	全 田川郡香春村	熊谷直候
貳株	五千圓	全 企救郡小倉町	守永久吉
貳株	五千圓	山口縣長門國赤間關市赤間町	草刈隆一
貳株	五千圓	大阪府攝津國西區土佐堀一丁目	山田寅吉
貳株	五千圓	全東區今橋五丁目	桑原深造
貳株	五千圓	全東區船越町一丁目	木村靜幽
壹株	貳千五百圓	山口縣長門國赤間關市東南部町	難波舟平
壹株	貳千五百圓	福岡縣豐前國京都郡行橋町	柏木勘八郎
壹株	貳千五百圓	全上	榊見茂平
壹株	貳千五百圓	全 企救郡文字關村	垣永新作
壹株	貳千五百圓	全 企救郡板櫃村	中村爲弘
壹株	貳千五百圓	全 企救郡八屋村	岩井伴七
壹株	貳千五百圓	全 企救郡小倉町	松田和七郎
壹株	貳千五百圓	全 企救郡文字關村	隅田廣吉

築港の沿革

壹株 貳千五百圓 福岡縣企救郡文字關村 西田辰藏

以上一百株總金額貳拾五萬圓株主總數二十七名

重役及社員

會社の重役は當初委員長一名委員四名を置き清水可正氏委員長とあり齋藤美知彦、豐永長吉、高島義恭、桂彌市の四氏委員たりしも後明治廿六年九月改めて専務取締役一名取締役二名監査役二名とし清水氏専務取締役に豐永齋藤の兩氏取締役に津田維寧、桂彌市の兩氏監査役に上任し廿八年一月津田氏死して熊谷直侯氏之に代はり尙東京の有力家にして本社株主の一にたる澁澤榮一、大倉喜八郎、安田善二郎の三氏相談役として始終本社の爲めに盡力せり此の間技師は相良常雄氏書記は津川幾造中村爲弘の兩氏にして今尙其職に従事せり
明治二十二年三月八日初めて其筋の許可を得たる築港會社は直に起工の準備を整へ同年七月八日第一區の起工式を擧げ漸次各工區の工事に従事せり請ふ左に各工區を區別して其經過を列舉せん

第二工區

第一工區

埋築工事は廿二年七月八日を以て起工し全年下半年期に二千一百坪廿三年上半年期に一万一千六百七十六坪、全年下半年期に二万九千六百三十八坪、廿四年上半年期に二万五千二百九坪餘、全年八月までにて六千坪、合計七万四千六百二十一坪八合四勺を竣工し尙別に船溜工事を起して廿三年中に竣工し廿四年八月三十一日第三區と共に竣工の旨を縣廳に届け出て實地検査を受けて公共用の敷地を除き左の指令を下附されたり依りて工事命令書第四條の明文に従ひ素地税及鍍下年期の請願をなさんとせしも地租條例の改正に伴ひ素地税賦課を免せられ全年九月廿五日附を以て廿四年より全四十八年迄廿五ヶ年間の免稅期限を與へらる

乙第九百八十五號

門司築港會社委員 清水可正

廿四年八月三十一日海面埋築地下波瀾之趣聞屆候條反別五町八反三畝二十

五歩ハ官有地と一拾町五反八畝廿三歩ハ民有地と心得可一但免稅年期の儀

ハ速に申立ツ可一

明治二十四年九月十五日 福岡縣知事 安場 保和

右の如く埋築工事竣成に付之を分ちて本町、棧橋通、港町、西海岸通の四町とす

第三工區

第二 工區

工事の着手は二十五年六月一日にして全年中は主として杭打捨石に従事し廿六年上半期は都合により著しき進歩を見ず全年下半期は埋土五千坪餘廿七年上半期は埋土一万四千二百坪、全下半期は埋土六千四百五十坪、廿八年上半期は埋土二千七百二十五坪、全年下半期は埋土二千九百二十九坪を運搬し廿八年末の成功埋築地は八千七百四十五坪に達したり爾後廿九年中の成功坪數上半期三百八坪、下半期八百坪を合すれば實に一万二千七十一坪八合となり全工區の八分通りを竣工せり、因に記す廿九年中埋立運搬坪數は上半期三千三百三十餘坪、下半期五千四百五十坪あり

第二船溜及運河

尙ほ此の工區に於て特に附記す可きは第二船溜及び運河開鑿の工事なり、運河は第一船溜より第二船溜に通ずるものにして其幅六間、延長凡三百七十一間とし廿九年六月を以て工事を起し既に八九分通りを竣工せり、第二

第三工區

船溜工事亦廿九年六月を以て起工し今尙工事中にあり三十年上半期中悉皆落成するに至る可し

第三 工區

廿三年二月八日始めて起工し日本土木會社の受負工事と本社直轄工事とに區分し着々工事を進めたり其土木會社の受負工事は廿三年上半期中二千九百七十坪、全下半期中二万五千五百八十五坪、廿四年上半期中六千八百五十八坪一合五勺、全下半期中二千坪合計三万五千六百十三坪一合六勺を竣工し會社直轄工事の分は廿三年上半期中二百六十二坪八合八勺、全下半期中三千四百八十八坪八勺、廿四年上半期中二千三百八十二坪四合二勺、合計五千七百九十三坪三合八勺、總計四万一千四百六坪五合四勺を埋築し第一區と同時に之を縣廳に届出て同一の手續を了したり

殘餘の工事

以上は即海岸通の工事にして尙本工區に屬する掘田埋立工事あり然れども此等は主として公共道路及溝渠等に係るものにして工事の規模亦甚た大あらざれば今三十年中悉皆竣工の豫定なりと云へり

築港の事業は元一定の目的を以て起りたれば今三十年中全工事を竣成して直に解散する筈あり尤も落成工事の保存修繕等に就ては相當の方法を設けて之を監理することとす可し

九州鐵道

第三編 九州鐵道

九州鐵道は實に門司港繁昌の第一要素にして是あるが爲めに築港の必要起り是あるが爲めに九州の貨客を吞吐し以て日進月歩の隆運には向ひしなり九州鐵道と門司港との關係此の如し門司港繁昌の歴史を語らんと欲せば勢此事業に遡らざるべからず

其一 會社設立の沿革

始めて九州鐵道の敷設を唱へしは實に明治十五年にして福岡縣會之れが首唱たり然れとも當時機未だ熟せず荏苒四年を経て明治十九年に至り鐵道の敷設漸く各所に起るに従ひ福岡熊本佐賀の三縣知事協同して縣民を勸誘し始めて九州鐵道の敷設を企て翌明治二十年一月二十日佐賀協和館に會合し九州鐵道會社創立願書全定款及三縣委員申合條件社長理事員選舉の規約書等を定め且つ其請願委員を撰定し熊本の白木爲直嘉悦氏房佐賀の伊丹文右衛門澁谷清六福岡の松田和七郎藤金作の六氏之に當り尙ほ

會社設立の沿革
佐賀協和館の會合

九州鐵道

二十九

熊本の村上一郎小崎義明佐賀の村岡致遠牛島秀一郎福岡の三谷有信岡部
覺の六氏を擧げて協議員とし請願委員六名は福岡縣知事安塲保和熊本縣
知事富岡敬明佐賀縣知事鎌田景弼の三氏と共に翌二十年二月を以て上京
し願書を其筋に進達せり此時會するもの各縣皆十五名とし總員四十五名
あり

長崎縣の出願及
第一回の指令

是より先き長崎の有志者亦俄かに奮興し長崎商工會及私立勸業會の議決
により佐世保長崎間鐵道敷設の計畫あり佐賀協和館の會合を聞き遙かに
兩會の委員を派して其聯合を謀りしも當時故ありて目的を達せず更に三
縣知事及三縣請願委員に協議する處あり全年二月十五日長崎縣の敷設及
之に對する政府の特許を出願せり依て政府は双方の願書査閲の末全年五
月十一日三縣知事に指令を與へ且つ内閣書記官長田中光顯氏より通牒あ
り更に實測に着手し且つ工事の方法經費の豫算每區敷設の年限等を取調
べ併せて長崎線の發起者に對し再び協議することとなれり當時の指令書
及田中書記官長の通牒は左の如し

(五月十一日附指令)稟請の趣は實測圖面及工事の方法經費の豫算并に
每區敷設の年限等取調不差出ては何分の詮議に及び難し依て右詳細
取調更に出願せらるべし

(五月十一日附田中書記官長の通牒九州鐵道敷設の儀本日指令相成候
處長崎縣よりも佐世保長崎間の線路を敷設し早岐にて九州鐵道に接
續の計畫を以て稟請有之本日同文指令相成候條双方發起人に於て互
に協議可致様九州鐵道發起人へ命令可有之此旨及通牒候也

豫定社長

變きに佐賀協和館の會合に際し社長撰定の事を議し三縣知事を介して政
府に出願する所あり政府願意を詮議し農商務省商務局長高橋新吉氏を撰
定し五月廿四日同氏非職の辭令あり全月三十一日氏を豫定社長とし當分
發起人總代の名を以て創立一切の事務を委託するとしせり

熊本忘吾館の會合
及四縣聯合

第一回の願書彼の如くにして却下せられ長崎縣聯合の事亦眼前の一問題
となりたれば三縣の創立委員は更に長崎縣委員と會合して互に熟議する
ととし全年六月二十一日再び熊本忘吾館に會合せり此日四縣委員の會合

九州鐵道

に先立ち長崎を除く三縣委員會を開き第一に左の數項を議決して四縣聯合の實を示したり

爰に我が福岡熊本佐賀の三縣鐵道發起人より其筋に請願せし九州鐵道敷設の儀長崎縣にても長崎佐世保間の線路を敷設し早岐にて九州鐵道に接續の計畫を以て願出で本年五月十一日三縣長崎共に同文の指令相成双方發起人に於て互に協議に可及命令に據り今更に四縣聯合の協議會を開くに先立ち三縣創立委員に於て議決す可き事項は左の四項とす

一 會社經濟の事 會社を合併し經濟を同一にするものとす

一 線路の事 早岐より分岐し其一線は佐世保に達し一線は長崎に達するものとす

一 株數の事 鐵道株數は該縣里程の工費豫算額に充つるを度とし同縣に於て之を募集するものとす

一 創立費の事 從來の費用は調査の上適當の分は齎して支辨する

ものとす

右三縣の議決により更に長崎縣を加へ始めて四縣聯合の會合あり新に創立規約を締結し社長常議員常務員の職制及俸給報酬等の額を定め其翌七月各縣より常議員三名宛と撰出せり即ち左の如し

- 福岡縣 松田和七郎 藤 金 作 鹿野惇二
- 佐賀縣 伊丹文右衛門 江副靖臣 (二名缺)
- 熊本縣 嘉悦氏 有吉平吉 紫藤 猛
- 長崎縣 松田源五郎 渡邊 元 久住呂藤太郎

(右撰擧後佐賀縣の牛島秀一郎氏補缺當撰し長崎縣の久住呂藤太郎氏辭任して前田三郎氏之に代る)

出願の準備

四縣聯合の事成りて出願の準備稍緒に就き七月十八日創立會議決の趣旨に據り常議員會を開設し蒸籠車軌條等の注文及其手附金に充る爲め發起株一株に付金五圓以内を出す事此徵集償還に關する細目及常議員會を定式臨時の二種に分ち定式會は隔月十日に開設し臨時會は社長常務委員の

意見又は常議員過半数の請求によりて開く事、常務委員を四名とし、月俸五十圓、手當三十圓を給する事(仮本社詰をなさざる時は手當のみを給す)熊本佐賀長崎の事務所を廢して更に以上の三ヶ所に創立事務所を設くる事、規約第七條を削除する事等を議決し且つ常務委員の撰舉を行ひ、松田和七郎、伊丹文右衛門、紫藤猛、松田源五郎の四氏當撰せり。超へて九月廿一日創立事務所を博多行町五十七番地に移し、十月十五日常議員會を開き、一株に付豫約金一圓を十二月廿日限り徵集する事及其利子を八朱と定むる事等を議決し、十一月東京に出張所を置き、十二月九日獨逸國鐵道局機關監督ハールムシヨツテル氏を顧問技師に招聘し、二十一年一月十五日常議員會にて定款を修正し、且つ二十七年七月の常議員會議決により來る三月中發企株一株に付金四圓を徵集する事等を議決し、尙ほ二月一日常議員會を開き、定款修正大阪出張所設置線路區域及着手順序を議決し、上京委員四名を互撰して伊丹文右衛門、有吉平吉、松田和七郎、松田源五郎の四氏當撰し、且つ社長の任期に就き創業より工事中及落成後の一任期間

は當初の社長勤續する事等を議し、同月發企人總代として高橋新吉氏上京し、發企に上京委員に當撰せし四常議員亦相隨で上京し、左の稟請書及特別保護の願書を呈出せり。

稟請書呈出

九州鐵道會社設立並に起業の議に付稟請

今般九州鐵道會社全線路實測完了に付、發企に明治廿年一月二十五日付を以て呈出したる九州鐵道敷設請願書に對し、同年五月十一日の御指令及同日長崎縣線路接續の議に關する御命令の趣旨を遵奉し、且つ私立鐵道條例により線路圖面工事方法書工費豫算書及會社の定款を調製し、茲に進達仕候。

一 鐵道敷設期限の儀は全線路を三區に分ち、福岡縣門司より久留米迄を第一區、久留米より熊本縣三角迄及佐賀縣田代より柄崎迄を第二區、柄崎より長崎縣長崎迄、佐賀縣有田より長崎縣佐世保迄、福岡縣小倉より行事迄及熊本縣宇土より八代迄を第三區とし、每區の工事各四ヶ年間、全線路の工事は免許狀御下附の日より起算し、十ヶ年間に

竣工の豫定に御座候尤も毎區の工事着手の期限は其都度上申可仕候

依之九州鐵道會社設立及鐵道敷設の免許狀御下附被成下度此段稟請仕候也

明治十一年三月五日

九州鐵道發企人總代 高橋新吉

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

九州鐵道會社へ特別保護の儀に付願

今般九州鐵道會社設立及鐵道敷設の免許狀御下附相成候に付ては特別の御保護を以て各區營業開始まで株金拂込額に對し一ヶ年一百分の四を補助金として御下附被成下度尤も右御保護を仰き候に付ては之れに關する御命令遵奉可仕候此段奉願候也

明治十一年三月五日

九州鐵道發企人總代 高橋新吉

内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

右の願書を呈出するや四月十九日附を以て鐵道事務官より達せらるゝ處

あり其線路を變更して更に訂正の書面を呈出し尙は内閣總理大臣の命により更に工區を細別し毎區竣工に至れば一時に營業を開始することとし毎區工費並びに着手及竣工期限等を取調べ全線竣工の期限を定め五月三日再び稟請書を呈出せり

斯の如くにして稟請の手續始めて完了し六月廿七日鐵道工事及特別保護の再稟請に對する指令及本免狀特別保護に關する命令書を下附せらるる即ち左の如し

私設鐵道條例により福岡縣下門司に於て設立せんとする九州鐵道會社發起人より差出たる線路圖面、工事方法書、工費豫算書及定款を妥當なりと認め九州鐵道會社を設立し福岡縣門司より小倉、福岡、久留米、熊本縣熊本を経て三角迄、佐賀縣田代より分岐し佐賀有田を経て長崎縣長崎迄、有田より分岐し長崎縣佐世保迄、熊本縣宇土より分岐し八代迄、小倉より分岐し福岡縣行事迄、鐵道を敷設し運輸の業を營むことを免許し其鐵道用地は國税を免除す

但し此免許狀下附の日より起算し十ヶ年内に於て工事を竣功すべし

明治廿七年六月廿七日

内閣總理大臣伯爵 黒田清隆

政府は特別の詮議を以て九州鐵道會社發企人高橋新吉の稟請を許可し左の命令書を下附す

明治廿一年六月廿七日

内閣總理大臣伯爵 黒田清隆

大藏大臣伯爵 松方正義

九州鐵道會社特別保證金に關する命令書

第一條 九州鐵道會社發企人總代高橋新吉より今般稟請する處の同鐵道工區及工事竣功期限ハ政府に於て之れを認可す

第二條 九州鐵道會社設立の後ハ每區に對する拂込株金に對し政府ハ特別の詮議を以て其拂込の翌日より每區の工事落成營業開始の前日迄一ヶ年四朱の割合を以て特別保證金を下附すべし

但毎年之を下附するの期限ハ前半期ハ七月後半期ハ翌年一月四度たる可し

第三條 九州鐵道會社株金拂込の金額期限を定めんとするときは前以て大藏大

臣の認可を受くべし大藏大臣ハ工事工區の状況を觀察斟酌し其金額期限を伸縮増減するの權あるものとす

第四條 九州鐵道每區工事落成に至り今般稟請に對し認可する處の每區工費に發餘を生じ之を他の工區に轉用するとあるも該區工事落成營業開始に至るときハ政府ハ今般豫定の該區工費金額に對する特別保證金を止め之れを下附せざるものとす又每區工費に不足を生じ他區工費より轉用したるときハ其金額に對し特別保證金を下附せざるものとす

第五條 九州鐵道會社ハ每區工事落成する毎に速かに之を大藏大臣に届出べし而して本命令中に於て工事落成と稱するものハ每區の鐵道車輪の運轉するを得るを以て其期と定む工事落成後に至り會社の都合を以て營業を開始せざるとあるも政府ハ之を營業開始と見做し其前月迄にして特別保證金の下附を止むべし

第六條 已むを得ざる事故ありて每區工費を増額せざるを得ざる場合に於て政府其増額を認可したるときハ其増額每區合計五十万七千六百十四圓二十五錢迄ハ特別保證金を下附し每區工費と合せ千百萬圓を以て限りとす

第七條 每區工事豫定竣功期限内に落成せざるも其豫定竣功期限盡くる

の日を以て特別保證金の下附を止むるものとす
但毎區工事着手前已むを得ざる事情により大蔵大臣の認可を得て豫定着手の時日を遷延するときは其實際着手の日より算して豫定の工事期限を與へ其期限内の特別保證金を下附すべし

第八條 九州鐵道會社の毎月一回鐵道工事進捗表及工費受拂計算表を作り之を大蔵大臣に報告すべし而して其様式は大蔵大臣の定むる所に據るべし

第九條 九州鐵道會社社長及副社長の任免は同會社に於て本命令書第二條に據る處の保證金の下附を受ける間は大蔵大臣の認可を得るにあらざれば之を執行するを得ず

第十條 九州鐵道會社の株主總會の決議と雖も會計に關する事項は大蔵大臣の認可を得るにあらざれば之を執行するを得ず

第十一條 九州鐵道會社株主總會の總て日本銀行に預け入るべし而して同銀行との約束書并に九州鐵道會社一般工費會計規定は大蔵大臣の認可を得るにあらざれば之を執行するを得ず

第十二條 大蔵大臣の時々官吏を派遣し九州鐵道會社毎區工事の状況及金錢物件の會計を監督するにあらざれば而して會社の大蔵大臣派遣官吏の命に應じ業

會社の成立

務に關する一切の金錢事物を點檢に供するの義務あるものとす
第十三條 九州鐵道會社に於て前各條に違ふときは其日より本命令書第二條に據る所の特別保證金を受くるの權利を失ふ可し

明治十一年六月廿七日九州鐵道敷設及會社設立許可の指令あり且つ特別保護の命令あり會社の基礎始めて茲に成立し同年八月十五日發企人總會を福岡縣那珂郡春吉村共進館に開き假申合規則を議決し常議員十二名検査役三名とし社長以下重役の月俸報酬等を定め直に重役の撰擧を行ひ高橋新吉氏社長に江副義朗今村清之助小林吟次郎澁谷清六伊丹文右衛門齋藤美知彦津田守彦松本正直遠近武則鹿野惇二紫藤猛岡次郎太郎の諸氏常議員に清水可正西田永助小河久四郎の三氏検査役に當撰し全月廿二日閉議せり之を會社設立第一回當撰の重役とす(以上當撰者中小林遠近紫藤岡の四氏は上任を辞す)

其二 會社成立後の重要事項

以上畧記する所の如くにして九州鐵道會社成立し先づ明治十一年八月廿

會社成立後の重要事項

本社移轉

四日を以て社長高橋新吉氏の上任願書を進達し且つ假申合規約により假
 本社を福岡縣博多行町に設立し其後本社新築の議を定め十月十日博多馬
 場新町停車場構内に新築工事を起し今年十二月落成し全月三十一日移轉
 せしも後鐵道工事の進歩に従ひ本社移轉の必要に迫られ更に新築工事を
 門司に起し廿四年四月廿三日今の屋舎に移轉せり

此間工事の進歩に従ひ會社の沿革を列擧すれば尙は數十百葉を費すべき
 ものあれとも此等は會社一已の歴史にして本書の目的とする處にあらざ
 れば單に重要事項の一二を示す可し

社債募集

重要事項の一は即社債募集にして二十六年七月十五日臨時株主總會を大
 阪に開き左の各項を議決して直に之を實行せしことなり

本會社鐵道第七工區熊本松橋間及第八工區佐賀兩崎間の線路建設資金及既成線
 路に要せし發工事費の償還并に既成線路に於て今後建設すべき物件の建築費等
 に充つるため社債券を發行し一ヶ年百分の五の利子を以て金百五十萬圓の社債
 を募集すべし

社債の元金ハ明治三十二年一月より向ふ十ヶ年以内に株金を募集し便宜抽籤を

以て償還すべし

社債募集の方法ハ新聞紙を以て廣告し應募價格の申込をなさしめ之れを募集す
 べし

應募額需用高に超過するときは應募價格の高きものより順次償還者と定め需用
 高に充つるに至りて止む其價格同しきものハ申込高に割合減少すべし

社債募集應募金額拂込元金償還方法債券取扱に關する規定等ハ常議員會に於て
 議定すべし

新株募集

次に記すべき重要な事項は廿七年四月廿八日第十一回株主總會に引續き
 更に臨時株主總會を開き未着手工區起工のため新株七万株募集の件を議
 決せしとなり其實際申込株數は凡て一万六千七百株にして爾餘の五万三
 千三百株は其儘未済に屬し居れり

工事の進行

其三 工事の進行

工事の順序

工事の第一着手は明治廿一年七月にして其始め門司遠賀間遠賀博多間博
 多久留米間高瀬熊本間の四區同時に起工の筈なりしも金融滯滞して株式
 價格日に下落し一時に株金を募集し難き事情あり先づ博多久留米間より

九州鐵道

起工し其他は金融の傾向により漸次起工するとし其工事の延期を出願し同年九月博多久留米間の工事準備に着手し全年十二月十五日博多停車場内にて起工式を舉げ廿二年十二月始めて工事を落成し同月三日開業免狀を下附せられ同十一月開業せり之を九州に於ける瀛車運轉の始めとす但此沿道停車場中博多、二日市、原田、田代、鳥栖、久留米は廿二年十二月中に竣工し雜餉驛は廿三年一月十九日を以て落成し千歳川鉄橋工事亦廿三年二月を以て落成せり是より漸次起工して現在落成せる線路を擧ぐれば左の如し

既成線路

- ◎博多久留米間 (開通)廿二年十二月十一日 (距離)二十二哩四十鎖
- (沿道停車場) 博多、雜餉、二日市、原田、田代、鳥栖、久留米
- ◎博多赤間間 (開通)廿三年九月二十八日 (距離)十九哩五十鎖
- (沿道停車場) 博多、箱崎、香椎、古賀、福岡、赤間
- ◎赤間遠賀川間 (開通)廿三年十一月十一日 (距離)七哩四十鎖
- (沿道停車場) 赤間、遠賀川

- ◎黒崎遠賀川間 (開通)廿四年二月廿八日 (距離)五哩六十一鎖
- (沿道停車場) 遠賀川、折尾、黒崎
- ◎門司黒崎間 (開通)廿四年四月一日 (距離)十四哩四十鎖
- (沿道停車場) 黒崎、小倉、門司
- ◎久留米高瀬間 (開通)廿四年四月一日 (距離)三十四哩三十三鎖
- (沿道停車場) 久留米、羽犬塚、矢部川、大牟田、長洲、高瀬
- ◎高瀬熊本間 (開通)廿四年七月一日 (距離)十七哩七鎖
- (沿道停車場) 高瀬、植木、池田、熊本
- ◎鳥栖佐賀間 (開通)廿四年八月廿日 (距離)十五哩三十鎖
- (沿道停車場) 鳥栖、中原、神崎、佐賀
- ◎熊本川尻間 (開通)廿七年八月十一日 (距離)三哩六鎖
- (沿道停車場) 熊本、川尻
- ◎川尻松橋間 (開通)廿八年一月廿八日 (距離)六哩三十八鎖
- (沿道停車場) 川尻、松橋

◎佐賀武雄間 (開通)廿八年五月五日 (距離)十七哩六十鎖

(沿道停車場) 佐賀、久保田、中津、山口、北方、武雄

◎小倉行橋間 (開通)廿八年四月一日 (距離)十四哩六十鎖

(沿道停車場) 小倉、城野、曾根、川田、行橋

◎松橋八代間 (開通)廿九年十一月廿一日 (距離)十二哩四十鎖

(沿道停車場) 小川、有佐、八代

◎門司高架鐵道 (竣工)廿九年五月四日 (延長)二哩二鎖三十節

次に工事中に屬する未成線路は門司小倉間の複線七哩三十鎖及び武雄早岐間十六哩四鎖長崎長與間六哩九鎖にして復線工事は三十年四月中竣工の見込あり尙ほ佐世保早岐間五哩三十六鎖、早岐川棚間八哩四十三鎖、川棚大村間十四哩十一鎖、大村貝津間九哩五鎖、貝津長與間十哩七十七鎖及び宇土三角間十六哩二十鎖も引續き工事に着手すべし

延長出願中の線路

工事中の線路

全線路

門司田之浦間	二哩半	田之浦曾根間	九哩
曾根行橋間(複線)	八哩二十二鎖	黑崎戸畑間	四哩二十鎖
赤間鶴田間	十一哩四十鎖	箱崎大濱間	二哩四十鎖
北方多久原間	六哩六十鎖	武雄鹿島間	八哩四十鎖
門司驛貨物線の延長	四十四鎖		
既設線路	一九二、三二、三〇	出願中の線路	五三、六六
未設線路	九三、七五	以上合計	三四〇、一二、三三〇

業務の現況

最近の營業報告

其四 業務の現況

目下一百九十二哩三十一鎖三十節の各線は如何に業務を營みつゝあるか
今明治廿九年度上半期即ち四月より九月に至る六ヶ月間營業報告の概要を摘録すれば此間營業日數百八十三日の運輸收入金六十万二千七百六十

三ヶ年の比較

一圓二錢一厘雜益金一万千九百八圓九十八錢五厘合計金六十一万四千六百七十圓六厘にして即ち一日一哩の平均收入金十八圓七十七錢九厘に當るを見る尙此收入を内譯して更に廿七八兩年度上半期の收入に對比し其一日一哩平均の收入を見れば實に左の如くにして年々著しき進歩を現はせり其他運輸の詳況は更に第六編に記述するを以て茲に之れを省略す

種類	廿九年度上半季	廿八年度上半季	廿七年度上半季
乗客賃錢	四四三九三.三五	三五四三九.二四五	三〇八九二.九五
全人員	二二四三九.七	一六六.九六	一三〇七.〇
貨物賃錢	一八一九〇〇.六	一三、八二九.四	八四七三.二七
全斤數	五〇、六〇〇.四	二七、〇六五.八	一五、〇五三.九
郵便物質錢	六四二.六〇	六、七四七.〇	五、九一五.〇
雜益	一一、〇八九.五	一〇、三三三.一	七、六三三.九
一日一哩平均	一八七.七九	一五.六四	二二.四五

株主

株主人員は明治廿九年度上半季の報告によれば總數二千七百六十八人にして其拂込株金總額八百四十九万三千三百七十三圓なり今其株主中の重なるもの即ち一千株以上の所有者を擧ぐれば左の如し

三三、一七九	岩崎久彌	一、八〇〇	馬場金助
二一、〇三九	三井高保	一、八〇〇	諸戸清六
五、三四〇	足立孫六	一、六五〇	大森康次郎
四、九六〇	龜田介次郎	一、六二〇	天津又三郎
四、九五九	根津嘉一郎	一、六〇五	阿部泰藏
四、四一〇	上羽勝街	一、六〇三	高木嘉兵衛
四、三五〇	藤田傳三郎	一、五七五	今村清之助
二、九九〇	井上保次郎	一、五三七	廣部清兵衛
二、八八〇	東京塚本社	一、五二五	福島浪藏
二、七七五	住友吉左衛門	一、五〇七	織田界二郎
二、二二七	黒田長成	一、四五二	横山源太郎
二、二〇〇	東郷重持	一、四〇〇	鈴田健五郎
二、〇三〇	高橋長秋	一、三三四	堀部直臣

九州鐵道

一、三三三	田中市兵衛	一、二二〇	殿村嘉津
一、三二八	井野久米吉	一、一〇三	大島甚三
一、三二四	阿部市太郎	一、〇七〇	清水熊太郎
一、二七五	佐々田懋	一、〇五九	相馬順胤
一、二六〇	濱崎永三郎	一、〇四〇	高橋すゝ
一、二五〇	加賀市太郎	一、〇三四	馬場道久
一、二〇〇	今西林三郎	一、〇〇五	尾崎邦藏
一、一七三	廣部清兵衛	一、〇〇〇	若尾民藏
一、一七〇	細川隆成	一、〇〇〇	高木兼寛
一、一四二	中村才馬		

職員
 會社の職員は廿九年九月三十日の現在員總計一千九百三十四人にして此
 内重役十三人運輸課二十九人門司外四十一驛總員五百七十九人瀛車課三
 百七十一人建築課八百四十六人倉庫課五十八人會計課三十二人東京出張
 所三人大阪出張所三人なり其現任重役及び重なる社員を擧ぐれば左の如
 し

專務取締役社長	高橋新吉	取締役	松田源五郎
取締役	井上保次郎	全	田中市兵衛
全	清水可正	全	美作宗吾
全	江副義朗	監査役	齊藤美知彦
全	今村清之助	全	小河久四郎
全	阪井等	全	山崎隆篤
全	鹿野淳二		

庶務課長兼小倉製作所長	吳井清風	建築課長兼技師長	武笠清太郎
倉庫課長兼瀛車課長	松田和七郎	運輸課長兼會計課長	水野勝興
製作所主事	村井晦藏	建築課主事	宮田去疾
倉庫課主事	松元宗太郎	會計課主事	古田中雄
製作所主任技師 兼瀛車課技師	作間綱太郎	庶務課主事	山田成一

(以上明治卅年三月末現在)

石炭

第四編 石炭

築港會社ありて門司港を經營し九州鐵道會社ありて貨客を吞吐し以て今日あるを得しとは既に業に之を説けり彼二者元より門司港の成長に偉大の功あり鐵道は父たり築港は母たるの感なきにあらず然れとも門司を以て活物とすれば彼四肢五体を運動せしむる血液は實に筑豊の石炭なり見よ彼の特別輸出品の制限も之を五品に限ると雖門司港の輸出は其實石炭を主要とし其他は幾多の米穀を見るのみに過ぎざるにあらずや要するに石炭は門司の生命にして門司は實に石炭のためを生れしなり其進歩の彼の如く速かにして今日の繁華を致せしもの一に石炭のためならざるなし請ふ是より石炭事業の沿革に溯り坑業及び石炭商の團體を紹介し其輸出入運搬の概況を説述せん

其一 筑豊石炭事業の沿革

筑豊石炭の發見時代は未だ之を詳にせずと雖從來口碑の傳ふる處によれば寶曆年中黒田長政の遺志を繼ぎ遠賀郡遠賀川より洞の海に通ずる運河

筑豊石炭事業の沿革
發見時代

石炭

開鑿の際吉田村の切抜き工事中異様なる黒色の石塊を發見し始めて燃料に適するを知り村民隨意に採掘して自家の燃料に用ひしを始めとし爾後採掘の事業進歩して終に今日に至りしなりと云へり此説信か偽か未だ文書の儘かひべきものなしと雖とも貝原益軒翁の筑前土産考に

遠賀鞍手嘉麻穂波の中諸所の山野に燃石なるものあり村民之を掘採り薪に代用せり遠賀鞍手には特に多し頃年糟屋の山にても掘れり煙多く臭惡しと雖とも燃へて火久しく水風呂の釜に焚きて良し民用に最も便なり云々

とあるを見れば翁の存在迄は其業毫も見るに足らざりしや知るべしと雖とも此時既に遠賀郡のみならずして鞍手穂波嘉麻の各郡に發見され不完全ながらも採掘に従事して自家の用料に供せしとは明かなり左れば寶曆前後の發見も或は架空の説にあらざるべきが如し斯の如くにして只産地附近の自家用料に供せられし石炭は明和年中若松の庄屋和田佐平なる人によりて研究され百方苦辛經驗の末製糖事業に消

始めて製糖に使用す

費するとなり販路を中國四國の掘田に開き茲に始めて事業を擴張し數多の抗夫を使用して盛んに採掘を始めしも後藩廳の咎むる處となり遂に獄舎に投せられ斯業忽ち頓挫して再び遺棄せらるゝに至りたり然れとも和田氏の苦辛能く製糖事業に適するを知りしは石炭史上特筆の價値なくんばあらざるなり

仕組法

後郡奉行の支配として再び採掘を許されしも事業尙は幼稚にして販路甚だ廣からず一般の取締亦整備せず隨て録すべきもの酷だ少あじ天保十二年の頃に至り松本平内(今の松本潜氏の祖)と云へる人始めて仕組法なるものを定め焚石鶏卵生蠟の三物産を集む可き取扱所を芦屋に置き之を焚石會所と稱し吏員若干名をして一般の取締に任せしめ尙ほ遠賀鞍手兩郡及嘉麻穂波兩郡に各一人宛の坑主取締を撰任し之を山本取締と名稱し若松港には焚石會所の出張所を置き各部署を定めて其所管事務を分担し稍採掘賣買の方法を一定せり

採掘の方法

當時採掘の方法は先づ一年中の總採掘高を一定し各坑の大小によりて之

れを分課し其分課額によりて堀子の質銀糧米等を會所より貸與し採炭を
焚石會所に收めしめ其賣捌を終りし後貸附銀を引き去りて殘額を下渡す
こととせり故に各坑隨意に採掘する能はず互に名義を賣買し抵當として
金錢を融通するに至りしとありと云へり

賣買の手續

當時石炭の賣買は豫トめ焚石會所より指定せし問屋を経て行はれ隨意に
他人の營業を許さざりしかば問屋は純然たる自家の株となり他より石炭
買入に來るものあれば先づ此問屋によりて其旨を會所に届出で入用の石
炭を買ひ入れて入港船舶の順序により漸時出港し去るを例とせり若し買
手なき石炭あれば會所は之を割込と稱し無理に入港中の船舶に割り當て
義務買入を嚴命し之に應せざるものあれば其出港順を最後に繰り下げた
ることあり其制度の不理不法なりしこと思ひ見るべし

御用炭

藩制の束縛彼の如くなるの時に當り時世の進歩は蒸氣船の必用を感せし
め徳川幕府の末世より漸次之を購入し其燃料に充つべき塊炭は一切筑豊
五郡に徵發し之を御用炭と名づけ毎年若松港口の中島に貯藏し俵裝して

江戸に送ることとせり夫の石炭運搬を業とし遠賀川を上下する舸子等の
五六十歳に及ぶもの今尙塊炭を稱して單に御用と呼び做すもの蓋し當時
の名稱を傳ふるあり

賄賂の便

然れとも壓制の裏面には賄賂の便ありて巧みに當業者を益したり彼等は
裏面に賄賂を行ひ表面運搬の困難を名とし通行の阪路に馬こかし小峠馬
ヶ岳、鬼ヶ岳等險惡らしき名を附して資金増求の理由とせり蓋し資金増加
の割合には勝手に石炭の相場を引き揚げて必利金を與ふると彼れ役人の
隨意なるを以てなり

自由採掘

然れとも維新の革命一たび天地を震動してより泰西の文物日に輸入され
漁船の購入諸工場設置等續々として勃興し石炭の需用増加して又彼の如
き干涉を許さず明治五年廢藩と同時に焚石會所を發止して採掘賣買の制
限を撤去し共に諸人の隨意に任せたり久しく壓制の極端にありしもの
忽ちにして極端の自由を得堤防俄然缺壞す奔波滔々として天に漲るもの
豈又怪むを須ひんや抗業社會の競争は直に濫掘濫賣となり弊害百出遂に

石炭

其業を維持する能はず空しく廢業の非運に陥るもの枚擧す可からず僅かに事業を繼續するも萎靡振ふこと能はずして漸時資金の缺乏を訴へ甚しきに至りては看すべし家産を傾けて東奔西走一に資金を借らんとし結局不義不正に陥るものさへ少なからず坑業者の信用全く地に墮ち斯業殆んど廢絶に瀕するに至りたり

縣官の監督

斯業の失敗彼の如し坑業者豈又感ずる所あからんや彼等は始めて自由採掘及自由販賣の不可なるを知り明治七年相共に縣聽に出願し前制度の再施行を求めたり然れども時勢一變亦彼の如き干渉を許さず當路者詮議の未終に賣買の取締を目的とし礦物稅取纏めの名義を以て蘆屋若松に出張所を置き常に縣官を派遣して採掘及賣買を監督し一種の方法を設けたり是より事業稍緒に就き明治八年に至りては四郡の産額一億五千万斤に達し九年も亦著しき失敗故障を受けずして事業に従事することを得たり此の如くにして一括販賣の法行はれ漸く改善の緒に就きし採炭事業は圖らすも十年西南の戦争により再び大額れの匪運に陥りたり戦争と坑業と

十年の大額れ

は元より直接の關係強かりしにあらざるも俄然軍夫募集の事聞へしより各地の坑夫及運炭に従事せし川舟の舸子等全然彼に趣て之を捨て偶殘餘の舸子を雇へば妄に賃錢を強請し當業者をして收支償ふ能はざらしめ其弊惹て一年餘の長きに涉り坑業再び振はずして萎靡見るべからざるに至りたり

若松商會

明治十一十二の二年は戦後の餘響として坑業の面目見るべきものあく十三年の冬に至りて始めて當業者の團結を促し若松商會を起して各炭坑と契約し一切の販賣を引受けしも川舟の勢力尙は依然として當業者を苦ましめ折角の良法も遂に其實行を見ること能はずして経過せり

四十七日間の暴風未嘗有の暴際

只さぬ川舟の故障に苦しみ出炭減少したるが上一方に於ては十三年の暮頃より暴れ出したる西北の風強くして玄海の波濤收まらず越へて十四年の一二月に涉り前後四十七日間若松芦屋の運炭船何れも港口の出入を停止し石炭需用の中心たりし大阪神戸の缺乏甚しく一万斤の相場暴騰して百二十圓を唱ふるに至りしも尙ほ之れに供給する能はず漸く十四年六月

に至りて四十圓臺に下落せり然れども大阪神戸の相場下落せしときは芦屋若松にて始めて百廿圓の高直を耳にせし頃にして両地の相場は此頃に於て絶頂に達し三十七圓を唱へしも尙ほ種々の障碍を免かれず間もなくして直に十二圓の大下落となり斯業の前途益人をして窺測するに苦しめたり

蒸氣機關使用の
嚙矢
片山逸太氏

是より先き片山逸太なる人あり百方苦辛して坑業の發達を計らんとし明治八年斯業最も幼稚なりし頃奮然として蒸氣機關の使用を企て排水器械及石炭捲揚器械を購入し自己の所有ある糸田炭坑に据へ付けたり然れども諸事尙ほ幼稚にして百般の整備全からず片山氏の苦辛經營も僅かに同業者の惰眠を攪破するに留り終に豫想の良果を見ず後數年を経て始めて帆足義方氏に繼續され漸く斯業の進歩を促がしたり

帆足義方氏

帆足氏は身嘗て軍籍にあり明治十年の役に際し熊本籠城の一人ありしも亂平らぎて後小倉營所にあり筑豊石炭事業の振はざるを見て窮かに憤慨する所あり軍職の傍屢々筑豊の間を屢渉し親しく各炭坑の實況を見且つ

杉山徳三郎氏

鐵業組合

芦屋若松に往復して其賣捌の方法を察し心中獨り計畫する所あり終に其職を辭して坑業に従事し明治十一年始て馬場山炭坑を開き片山氏の經營に倣ふて之れに蒸氣機關を据へ付け次に香月次に直方次に新入溝堀佐與瀧野等の各坑に着手し營々役々熱心以て事に従ひたり然れども氏の性行として理財の道に精しからず滿身事業心に驅らるるも收支の計算常に相償ふこと能はず析角の熱心も遂に坑業家として其名を成し其終りを全ふすること能はざるに至りたり

明治十三年杉山徳三郎氏前二氏の志を襲ぎ百方研究して蒸氣機關を目的尾炭坑に据へ付け始めて幾分の効果を得明治十四年排水探堀二つながら之を實行し同年の暮頃始めて新器械探堀の石炭を見るに至りたり

片山帆足の二氏に襲ぎ杉山氏亦有爲の手腕を以て起り新器械の運轉を始めしときは即ち前に述べたる如く石炭の相場暴騰暴落端倪す可からざる時なりしを以て俄かに充分の効果を見ざりしも新發明の器械によりて前途の發達を促がせしは實に掩ふべからざる事實にして一般の傾向亦漸く

革新し明治十八年始めて鑛業組合を設け福岡縣屬石野寛平氏を聘して總長とし是より採掘賣買の方法を釐革し一定の規約に據りて制裁し千難万艱を排除して俄に斯業の面目を革めたり後若松築港會社の起るに及び石野氏轉して其社長となり後任者數回の更迭ありしも一般の弊習は此の間に於て除去せられ尋て筑豊九州兩鐵道の發企あり陸路運炭の便開け門司港特別輸出の勅令あり外國直輸出の業起り斯業の前途隆々として旭日の如く採掘輸出年々非常の發達をまじ筑豊の山野始めて天然の眞價を現はし東洋の一大寶庫を以て目せられ近傍各地亦俄かに殷賑を見るに至りたり

相場の沿革

採掘及賣買の沿革は以上概略を陳べたれば更に相場沿革の大要を畧述し讀者參考の資に供す可し

明治五六年より七年迄は出炭額少量ありしのみならず相場亦大に下落し一般に非常の迷惑を感せしも八九十年の三ヶ年は石炭の需用漸く増加し稍昇騰の實を現はしたり然れども此機長く繼續せず十年の中頃より十一

十二の兩年にかけ再び下落の一方に傾き十三年の暮より十四年の春迄は意外に好況を現はして未曾有の高直を唱ふるに至りたり尋て十四年九月より漸次下向の一方となり十五十六十七の三年は一般に甚しき損失を見ずして通過せしも十八年より十九年にかけては著しき下落となり小松浦四尺炭にして七圓四十錢目の尾炭にして六圓二十錢の取引をなすに至りたり十九年八九月頃始めて頭を擡げ來り二十年より二十一年に至りては亦意外の高直を呼び小松浦廿二圓五十錢を唱へ廿二三年は借區競争の爲めに全力を費やせしも相場に格別の變動を見ず二十三年の暮に至り漸く下り口となり廿四年は各坑至るところ水害を受け其全きを得たるもの僅かに七坑に過ぎず供給の不足俄然相場を引き上げしも廿五年は之れに反して大下落となり終に賣買まきに至りしとあり廿六年八月以後の上り口は廿七八年の戰役によりて意外の好況を現はし來り戰後内外の需用益増加し相場も亦著しき高低を見ず以て今日に至りたり

茲に筑豊石炭の沿革概要を記したるに臨み特に附記す可きは燐石なり燐

現在各炭坑

地質

石は俗に「オコリ」と稱し火中に投ずれば火燐飛散するを以て石灰の製造に適當せり其筑豊に於ける發見の始祖は村上久三郎と云へる人にして三十五年五年前嘉麻郡上三尾及鞍手郡勝野豊前池尻等より發見し家計を抛ちて其採掘に盡力し自から運びて自から用途を研究し遂に今日の盛況を來したりと云ふ頃者鑛業者相熟識し一碑を若松に建てて其功績を傳へたり

其二 現在各炭坑

筑豊二國の炭坑は遠賀鞍手嘉穂田川の四郡に誇り又分れて企救宗像粕屋席田那珂の五郡に脈絡せり今農商務省技師鈴木敏氏の踏測により著述せし地質説明書に依れば此地方一帯は地質上古期に發育せし數種の剝岩及中生代の岩盤は之を貫きて噴出せし花崗岩閃綠岩玢岩輝綠岩等の火成岩と共に北東より南西に延び以て豊前及筑前二國に於ける高峻の地を造成せり斯く北東より南西に延長累積せし幾多の岩盤は其累成後至大の地變力を受け北西より南東の方向に數條の龜裂を生じ此裂條に沿ひ地盤或は陷没し或は水蝕せられ地形爲めに一變して北々西より南々東に山脈を引

遠賀郡

遠賀郡之部

特借番號	特村名	大字名	坑名	坪數	明治廿八年送出炭高	坑主人名
二七	長津外一村	中大	大辻	四萬四千	一三九一、五〇〇斤	大辻炭坑社
二〇六	底井野	下大外	第一大隈	二九三〇	三三三、七五〇	中西七太郎

石炭

ける隣巒の間に數多の入海地を造るに至れり星移り月換りて第三紀の時代に至り此山間の入海地に沈渣累積せし砂礫及ひ埋木を雜へし泥土の固結して地變力を受け隆起せしものは即ち石炭を包藏せる第三系の地層にして中生層に次ぎ地質沿革上新規に發育せし地質ありと云へり尙ほ地質上の研究に付ては當局者の調査せしもの頗る多く予が見聞する所亦少なきにあらざれども限りあるの紙數一々之れを細説するは本書著述の要旨にあらざれば今筑豊四郡中現在採掘に従事せる炭坑のみを掲げて讀者の參看に便すべし但し左表は明治廿九年末採炭中の各坑を擧げしものなれば其後に於て採炭を始めしものなきにあらざる可し讀者之を諒せよ

二五五	長津中	外二大字	間	第二	新	手	三〇,五九四	三〇,八二〇	九州炭坑株式會社	
二五七	水卷	外一村	外一大字	肥	春	田	一三,〇〇〇	二五,七二〇	春田惟	
二五三	水卷	吉	田	吉	田		八,二〇三	二五,一七五	安永平太郎	
三六三	長津中	間	外	扇			三,六九七	一九,〇七〇	林彦三	
六三三	長津中	間	名	前			七,一六五	一五,八二〇	古賀實藏	
三六六	水卷	机	上	二	夕		一〇,八一五	一四,七五〇	飯野又七	
四六ノ内	水卷	外二村	頃	未	頃	末	三,三三〇	二六,一四五	久保田信之	
四六ノ内	水卷	外二村	頃	未	頃	末	三,三三〇	二六,一四五	久保田信之	
四六ノ内	水卷	外二村	頃	未	頃	末	三,三三〇	二六,一四五	久保田信之	
四六ノ内	水卷	外二村	頃	未	頃	末	三,三三〇	二六,一四五	久保田信之	
三六	香月	馬場山	馬場山				一,三三〇	七〇,七三〇	御幡恒二郎	
二五ノ内	香月	楠	外二大字	橋	黑	川	一,三三〇	七六,四三〇	中西七太郎	
二五ノ内	香月	楠	外二大字	橋	第二	大	限	一,三三〇	一五,〇〇〇	中西七太郎
二五ノ内	香月	楠	外二大字	橋	新	川	二,四九七	四九,五〇〇	秋田鐵三郎	

五ノ内	香月	岩	外一大字	瀨	高	江	一八,四五五	三六,一三〇	中西七太郎	
五ノ内	香月	楠	外一大字	瀨	綠		八,〇〇〇	二八,五〇〇	中西七太郎	
二〇	水卷	古	外二大字	賀	松	榮	一三,四〇〇	二七,五〇八	井上正美	
三六	山鹿	外二村	外二大字	須	大	君	三,六九六	一七,五五六	城野琢磨	
八三	矢矧	戸	切				一,六〇〇	九,一九〇	村田平十郎	
一〇六	香月	楠	瀨	字	佐	喜	三,八二二	七三,二八〇	岩井益治	
三九〇	長津中	間	池	田			四,八六六	五六,六二〇	岩崎桑吉	
特借	特番	村名	大字	名	坑	名	坪	數	明治廿八年送出炭高	坑主人名
三六	新入	外一町	外七	新入	新	入	一三,八七五	二四,三六四	三菱合資會社	
二五	勝野	外二村	外二大字	野	勝	野	三,七三三	一八,五九六	古河市兵衛	
一六	香井	外一村	外一大字	田	大	浦	三,八二七	一三,五二七	貝島太助	
三九	宮田	上	大	限	大	浦	五,二九六	一三,八六〇	貝島太助	

五五三	三五〇	七	一〇五	空	四〇〇	五七	五九	八七ノ内	八七ノ内	三〇	一〇六	五
野勝	宮田	笠松	木屋ノ外 一ノ村	野赤	下塚	下塚	外一 村	野御	野御	野勝	植木	下外 一
野勝	宮田	四部	瀬金 外四 大字	池小	境日 燒古 田	泉藤 柳	赤池 本洞	德高 山	德鳩 巢	野沓 拔	木瑞 穂	山外 一大 字部
野小 竹	田白 鶴	九野	剛金 剛	谷	二六 四二	二六 〇七五	二九 九六一	一六 六四	三三 三三	四六 九元	四四 五七六	直方 本洞
五八五 七	一四 三六〇	二二 〇三〇	二六 三三三	五四 〇四	七六 四三	二六 〇七五	二九 九六一	一六 六四	三三 三三	四六 九元	四四 五七六	一四 一〇六
一〇 三九一〇〇	二五 九二四六〇	二六 五八五五	二七 九四九〇〇	二六 一五三〇	三六 九二〇	五〇 二九三〇	五七 七四九九	五〇 七〇五〇	六七 五五九〇	七二 九二七四	七三 三三三〇	八七 〇六五二
原田 專三郎 外六名	瓜生 卯太郎	貝島 太助	仲西 七三郎	長綱 好勝 外一名	城野 琢磨	長谷 川芳之助	山本 周太郎	占部 三折 外九名	占部 三折 外九名	森清 高吉 外五名	三菱 合資 會社	許斐 鷹介

八五	三九	五〇	一〇二	一七	一〇九	一〇五	二七	三三	三九	一〇	三三	三三
西川	野御	川八	野御	田宮	田宮	野御	川八	川永	川永	西川	西川	古月
尋神 田	徳口 傳々 浦	尋三 笠	徳權 現堂	田宮 田	紫	徳權 現堂	尋三 笠	徳權 現堂	徳權 現堂	尋三 笠	徳權 現堂	徳權 現堂
四二 三三	一三 三四	二五 六二二	三三 四〇四	六三 〇元	一三 七七〇	三三 四〇四	二五 六二二	三三 四〇四	三三 四〇四	一〇 三三三	四四 九五六	二六 八四四三
九七 三三四	九四 六〇〇	八九 三三〇	六七 〇〇〇	四六 八二〇	四六 七六〇	四六 八二〇	八九 三三〇	六七 〇〇〇	四六 八二〇	四三 三〇〇〇	三五 八九九〇	三六 九四九〇
田代 又右 衛門	淺野 惣一 郎	井上 友次 郎	西原 又吉	廣海 二三 郎	反保 市次 郎	田中 貞十 郎	日高 清四 郎	刀根 力松 外一名	長谷 川芳 之助	合志 長次 郎	井上 惣次 郎	貝島 傳平

田川郡

借 六七四	二一七	三三二	三三三	一九三	九七	三三〇	一〇六	一八三	一九三	五九六	四〇二
穂波平垣鬼山	穂波平垣伯母山	鎮西野	桂川吉隈	鎮西野車田	二瀬相田	鎮西野小正	穂波南尾伊勢ヶ谷	大谷庄司庄司	大谷目尾上目尾	穂波飯塚忠隈	大谷目尾
一〇七四五	二二七	八四一九	五二六元	一五、一七五	七、三六〇	一九、六四七	五、四七三	一〇、九四九	九、五五〇	五、六三四	二、五三三
四七〇〇	七、四三〇	五、六六〇	一三、八〇〇	一三、三五〇	三、三〇六	四三、二五九	一七、二五二	二、五〇七	三、〇九二	八、七三、三四〇	一、五七、〇五三
原田平次郎 外五名	添田美稔 外一名	山本字一郎	淵上彌吉	清水慶太郎	中村五平 外一名	中野徳次郎 外一名	堀伴成	木村貞彦	住友吉左衛門	九州炭坑株式會社	住友吉左衛門

石炭

七十二

特 二五九	借 五五九	特 一七五	借 一七五	特 一七五	特 一七五	特 一七五	特 一七五	特 一七五	特 一七五	特 一七五	特 一七五	特 一七五
弓削田川	金外三村川	上野赤池	上野赤池	上野赤池	上野赤池	上野赤池	上野赤池	上野赤池	上野赤池	上野赤池	上野赤池	上野赤池
四、〇〇五	七、〇四九	五、四七〇	五、四七〇	五、四七〇	五、四七〇	五、四七〇	五、四七〇	五、四七〇	五、四七〇	五、四七〇	五、四七〇	五、四七〇
一、〇四七、四九五	二、六五九、三六四	二、六五九、三六四	二、六五九、三六四	二、六五九、三六四	二、六五九、三六四	二、六五九、三六四	二、六五九、三六四	二、六五九、三六四	二、六五九、三六四	二、六五九、三六四	二、六五九、三六四	二、六五九、三六四
片山逸太	平岡浩太郎 外一名	安川敬一郎 外一名	安川敬一郎 外一名	安川敬一郎 外一名	安川敬一郎 外一名	安川敬一郎 外一名	安川敬一郎 外一名	安川敬一郎 外一名	安川敬一郎 外一名	安川敬一郎 外一名	安川敬一郎 外一名	安川敬一郎 外一名

石炭

七十三

運搬

其三 運搬

一五六	神田	田金	田金	谷	一七八〇二	三六三六〇	谷	茂平
一五〇	金川	夏吉	系飛		二二五九	三三六二五	杉山	松太郎
二三五	系田	系田			二四四三	一九〇七〇	山路	千馬藏
二〇三	上野	赤池			二四六	四七三七〇	安永	壽一郎
特六	神田	金田	林ヶ	谷	二二五	四三三〇	谷	茂平

筑豊各炭坑の所在地は前項所掲の如く三面高山を以て圍まるゝも其北面一帯海洋に接して港灣を控へ地勢甚しき丘陵をく海拔百メートルを越ゆるもの少なれば物貨の運搬は不便を感ずること多からず殊に遠賀川の幹支流此間を通貫して芦屋に注ぎ一方には運河ありて洞の海に通ずるを以て往時石炭の採掘盛からざりし頃には於ても穀物其他の輸送は一に此河流を利用し來りたりと云へり然れとも採炭業の發達は單に此河流のみを以て運搬の便を充たすに足らず且つ此邊一体の田地灌漑の季に至れば幹

遠賀郡

筑豊炭業鐵道

九州鐵道

豊州鐵道

船舟

川と雖とも尙は舟行の困難を訴ふることなきにあらず是に於てか始めて筑豊炭業鐵道の計畫あり明治廿四年八月下旬始めて若松直方間の落成を告げ先づ遠賀鞍手の各炭坑に便利を興へ是より工事を繼續して嘉穂郡元嘉麻穂波二郡に達し尙は支線を延長して田川郡の一部に通たり是より後筑豊四郡の石炭容易に若松に運搬し來るのみならず折尾驛にて九州鐵道に接續し門司直送の便を開き一方に於ては豊州鐵道の計畫あり豊前京都郡行橋を起点として田川郡内に通せしかば是亦九州鐵道行橋線に接續して田川探炭坑より門司直送の便利を得るに至りたり然れとも炭坑の事業未だ着手されざるもの多ければ各鐵道は更に線路を延長して益運搬の便利を興ふることを計畫し續て工事に從事せり

陸路瀛車の便開くる迄石炭の運搬一に遠賀川の水運に據りしも一度瀛車の便開けしより水運の業漸く衰へ今は殆んど昔日の概なしと雖とも地勢上今尙は陸運に據る能はず現に水運のみに據るもの少からず此水運に従事する船舶は一種異様の形にして能く淺水上下の便利を計り大小二種に

類別し一は長さ三間とし他の一は長さ四間を通例とす小なるものは上流水淺の間に用ひ大なるものは下流水深の間に用ふ積量は河水の満濁により多少の差を免かれずと雖とも概ね三噸半乃至六噸内外とす陸運の便未だ開けざりし當時に於ては其數凡そ八千を超へしも夏季灌溉の候に至れば河水濁して舟路杜絶し爲めに運炭の便を缺くとあり今去廿七年未現在の船舟數を擧ぐれば左の如し

	三間	四間	合
遠賀郡	一、二六九	二、七六〇	三、九二九
鞍手郡	九四	七三六	八三〇
嘉麻郡	二、三三三	六四五	八七八
穂波郡	五三	四〇二	四五五
田川郡	四八二	四一七	八九九
合計	二、〇三二	四、九六〇	六、九九一

筑豊鐵道の各線路

筑豊鐵道は前記の如く明治廿四年八月三十日始めて直方若松間十五哩四十二鎖の運輸を開き直方新入(第一)本洞の石炭を輸送し廿五年十月八日直方小竹間三哩六十九鎖の運輸を開業して勝野菅牟田の石炭を運搬し廿六年二月十一日直方金田間六哩二十鎖の線路を落成して赤池金田及び田川採炭會社の石炭を運搬し廿六年六月三十日より折尾驛にて九州鐵道に聯絡し始めて門司輸送の便を開き全年七月三日小竹飯塚間五哩五鎖の運輸營業を開始して目尾総田忠隈等の運炭を始め廿七年十二月廿一日小竹幸袋間三哩四十二鎖の運輸を開業して高雄白旗の運炭を始めたり其他各所の停車場及び積炭場に於て積載するもの亦少なからず

水陸運輸の比較

門司に輸送し來るものは前記筑豊々州の兩鐵道より九州鐵道に聯絡するものゝ外總て若松より海路輸送し來るものなりとす今去明治廿四年より廿九年迄六ヶ年間水陸兩便により若松芦屋門司の三方に運送せしものを列擧比較すれば實に左の如くなりと云へり

	水運若松	水運芦屋	陸運若松	陸運門司	以上合計
廿四年	二七〇二六三九	三三五六八二八	三〇七九一六四	三二〇四二〇	一五四三九〇三七
廿五年	二二七〇六三四	三三五四九六六	二二一〇一三四	七六六四三	一七四六二七〇三
廿六年	二二九七八九五六	八九一六〇六一	六五八〇七九	三四二四六〇	二〇七三五〇八六
廿七年	一三六九八〇八六	九四二二四七〇	一三二四六一〇二〇	一九五二三五六〇	二八七四九〇五五六
廿八年	一三七四六四七四二	一四四四七四〇	一八三三七七九五	二四六七五七〇	三五八九五二五八六
廿九年	一四〇〇九七二七七	三六六四九〇	二〇八四〇七三〇	四三〇五六三五	三九一〇九七二二三

其四 坑業及石炭に關する團體

福岡佐賀長崎三縣石炭全業會 九州に於る石炭の産地は福岡縣下の四郡を始めとし佐賀及長崎の二縣とす故に三縣同業者の間には自から個人的の氣脈を通せざりしにあらすと雖も其同業者を代表して三縣一致の團體を組織せしは實に明治廿七年九月十三日にして前田正名氏率先之を勸誘し團體組織の當日の如きも福岡東公園皆松館に臨席し懇篤説話する所

坑業及石炭に關する團體
福岡佐賀長崎三縣石炭同業會

あり始めて左の規約を締結せり

三縣石炭同業會規約

- 第一條 本會ハ福岡佐賀長崎三縣下石炭同業者を以て組織す
- 第二條 本會ハ同業者互に氣脈を通し親睦を旨とし石炭濫輸出濫賣并に粗悪炭の混合を制止し海外に於ける石炭販賣市場の商權を擴張振作し斯業の利便を増進するを目的とす
- 第三條 本會ハ一縣毎に委員五名を設け三縣交番を以て一年二回四月十月順次委員會を開き第二條に關することの協議をなすものとす
但し必要ある場合ハ臨時會を開くことあるべし
- 第四條 本會ハ時宜により本會の評決を以て意見を其筋に建議し又ハ其筋の踏勘に答申し若くハ他府縣同業者に交渉するとあるべし
- 第五條 本會の評決ハ三縣通して之を施行するものとす
但し意見の一致せざるものハ此限にあらす
- 第六條 第三條に定むる會費ハ當番縣同業者に於て負擔するものとす
但し會員の旅費日當等ハ各縣適宜の支辨とす

筑豊石炭鑛業組合

筑豊石炭鑛業組合の経歴に就ては既に前項に概陳したれば今之を省

石炭

略し現行組合同約に就き其要領を摘録す

筑豊石炭坑業組合同約要領

(明治廿六年十一月廿五日更正決議福岡縣知事認可)

總則

第一條 本規約は明治十八年四月九日木縣第三十四號布達組合準則に基づき福岡縣下筑前國遠賀鞍手嘉麻穂波の四郡及豊前國田川郡内に於て石炭坑業を営む坑業人の間に締結し本縣知事の認可を経て施行するものとす

第二條 本組合は其事務所を遠賀郡若松港に置き筑豊石炭坑業組合事務所と名稱す

但事務の都合により鞍手郡直方町に支部遠賀郡折尾及柳川に派出所を置くことあるべし

第三條 本組合の目的は左の事項を處理し専ら坑業の改良擴張を図るにあり

- 一 採炭事業に關する諸般の改良進歩を研究すること
- 二 石炭販賣に關し共同の利益を保護すること
- 三 石炭運搬の便法を計り其取締方法を議定實施すること
- 五 坑業に關する諸種の統計表を調製すること

- 六 組合同約及會議の決議を實施し違約者處分に關すること
- 七 官衙の諮詢に應答し組合の意見を陳述し又ハ坑業に關し建議すること
- 八 坑業に關する官衙の布達其他不時商況の變動に付組合員の注意を促かすこと

九 組合經費收支に關すること

但石炭運搬の便法の一として施す可き河川土砂浚渫事業の利害を共にする坑主に於て部分會を置き部分會に於て其方法及經費徵集法等を議し單に部分會の事業として施行するものとす

十 官衙并に組合員の報告に關すること

十一 組合員の出入並に名簿保存に關すること

十二 組合記録調製に關すること

役員撰舉

第四條 本組合に總長一名、幹事一名、及書記若干名を置き組合の事務を處理せしめ外に常議員五名を置き重要な事務を評議せしむ

第五條 以下第八條迄略す

役員職務

石炭

第九條 以下第十五條迄略す

八十二

組合員

第十六條 本組合員の本縣下五郡内に於て石炭坑區を所有し實際採炭事業を営む坑業人又ハ其代理者に限るものとす

第十七條 より第十八條迄略す

第十九條 石炭坑業人にあらざるも煤炭等石炭の製造物に關し五郡内に製造を営むものハ組合の承諾を得て組合員となるときを得へし

第二十條 略す

會議

第二十一條 組合の會議ハ之を總會及部分會の二種に區別す

第二十二條 以下第卅三條迄略す

經費

第卅四條 組合の經常費ハ毎年三月の總會に於て來期の支出豫算に基づき出炭高に比例し其賦課額を規定し徵集するものとす

但徵集法の常職員に於て之れを定む

第卅五條 以下第卅八條迄略す

違約者處分

第卅九條 より第四十二條迄略す

役員處分法

第四十三條 より第四十四條迄略す

筑豊石炭部分會

◎筑豊石炭部分會 は筑豊石炭鑛業組合規約により設立したるものにして規約の大意亦前者を參照せり故に今其摘録を略す明治廿七年五月の創立にして目的は石炭販賣價格の標準を定むる事濫賣の弊を防ぐ爲め一定の問屋に取扱はしむると等なり

若松石炭業組合

◎若松石炭業組合 本組合は問屋組合を擴張せしものにして其沿革に付ては前既に概陳したれば左に其規約のみを摘録す

第一章 總則

第一條 本組合ハ若松港内居住(遠賀郡若松町及石峰村戸畑村)の石炭鑛業者、石炭取扱會社、石炭商、石炭、煤炭取扱人、石炭搭載取扱者を以て組織し組合聯合規約を設け縣廳の認可を得て履行するものとす

第二條 (略)第三條(略)

石炭

八十三

- 第四條 本組合は從來の慣行と目下の實況とを酌量し營業上の便益を計畫し一々改良擴張するを目的とす
- 第五條 本組合の左の役員を設け組合全般の事務を整理せしむ組長一名、副組長一名、常議員九名、貯金管理者三名、港内取締二名、書記若干名
- 第六條 本組合員の各自勉勵を旨とし荷も他人の業務を妨害侵凌する等又の奸策利己を以て組合一般の損害名譽に關する等の所爲なからんことを誓ふ
- 第七條 本組合員たるもの同盟の團結を鞏固ならしむる爲め各金五十圓宛貯蓄するものとす
- 但し拂込期日の事務所に於て之を定め通知後五日間内に納入するものとす
- 第八條 本組合員廢業の箇の貯金返戻方事務所へ申出つへ事務所の之を組合一般に廣告し炭代滞滯の有無を取調へ若し未済あるとき引取及方間協議決定の上返附の手續取計ふ可し
- 第九條 本組合貯蓄は銀行へ定期預けとなし廢業若くは組合解散の箇にあらざれば返戻せざるものとす
- 但し貯蓄より生ずる利息は組合の基本財産として別途積立て置くものとす
- 第十條 本組合貯金の總會の決議を經るにあらざれば荷も左右することを得ず

- 第十一條 當港石炭賣買の總て現批數掛回し受渡す可きものとす
- 但賣買主双方立會協議相整はざるるときは此限りにあらず
- 第十二條 石炭賣主買主へ賣渡し結約後船割又ハ荷車割せし後の買主に於て即日限り積替の手續をなす可し
- 但し天災非常其他實際已むを得ざる事故あるときハ双方協議を遂ぐへし
- 第十三條 石炭價格取纏めの後若し表裏の荷物(底に下等を積み上に上等を飾り上等品と欺くこと云ふ)あるときハ總て下等を以て論ずるものとす
- 第十四條 石炭賣買間に於て代金の即日限り取引皆済するものとす
- 但格別事故あり前以て双方間協議相整ふるときは此限りにあらず
- 第十五條 石炭荷主に於て各自名儀を貸借し他の取扱人に送附するときは從來該炭取引の取扱人へ篇と紹介せされハ取扱ひをなさざるものとす
- 第十六條 石炭荷主に於て奸策の所爲を以て甲乙の取扱人に二重定約をなし送附し來りたるるときハ事實取調の上必先定約の者之か取扱をなすものとす
- 但し石炭荷主及關係取扱人双方間に於て熟議相整ふときは此限りにあらず
- 第十七條 本組合中雇人雇入若くハ解雇の箇は必事務所へ届出づるものとす
- 但し雇人に關する規定ハ別に之を定む

第十八條 規約條項の外營業上に關する必要の事件の時々會議に附し決議登錄を以て正確履行するものとす

第十九條 本組合理約の更正或は其區域を變更するときの縣廳に出願認可を乞ふものとす

第二十條 本組合員たるものハ已れの便利を計らんとし他のお客様を誘出する等の所爲ある可からず

第二十一條 他の組合より本組合の營業上に關する照會等ありたるときハ常議員會に附議して處決する事

第二章 役員撰擧及職務權限

第二十二條 組長及副組長並に常議員ハ組合員に於て公撰し貯金管理者ハ常議員に於て互撰し港内取締書記ハ組長及常議員會議之を撰任す

但し組長ハ名譽職とし無報酬副組長港内取締書記ハ有給とし常議員貯金管理者ハ名譽職とし報酬又ハ實費を給與す其額ハ通常會に於て之を定む

第二十三條 組長以下旅行するときは旅費手當を給與す其額ハ別に之を定む

第二十四條 組長副組長ハ當撰の節縣知事へ開申するものとす

第二十五條 組長副組長及常議員貯金管理者の任期ハ都て滿二ケ年とし但滿期再撰するも妨げなく常議員ハ初年に限り抽籤を以て四名を一ケ年と定む

一 組合全般の事務を總理すること

二 會議の決議を執行すること

三 違約者を處分し又ハ其筋へ告訴すること

但處分したるときハ組合一般へ速に廣告すべし

四 組合雜費收支決算を報告すること

五 官署及其他に對する公文書契約書等に署名すること

六 會議の議長に任ずる事

第二十七條 副組長ハ左の權限を有す

一 組長不在の節代理をなすこと

二 組長を輔佐し組合一般の事務を整理すること

三 諸帳簿を整頓保管すること

第二十八條 貯金管理者ハ本組合の貯金を管理すること

第二十九條 常議員の權限左の如し

一 非常至急を要する件及通常會に於て議決したる經費流通の事

- 二 通常會決議の事項施行順序の件
- 三 組長に於て臨時會を要せざるものと信認の件
- 四 金額五十圓以内臨時支出の件

第卅條 港内取締は組長の指揮を受け左の事項を掌る事

- 一 船舶出入並に繫船の位置を掌る事
- 二 船舶衝突の和解に關する事
- 三 標示の行爲を監督する事
- 四 標筋の變更及灣内淺深に注意する事
- 五 船災船舶の保護をなす事
- 六 不正炭の取締をなす事

第卅一條 書記は組長の指揮を受け庶務に従事す

第卅二條 組合中帳簿の所見を求むるときは何時たりとも之を示すものとす

第三章 會議

第卅三條 會議を分ちて左の三種とす

但各會とも普通會則によると雖も議事細則は別に之を定む

通常會、臨時會、常議員會、

但各會とも普通會則によると雖も議事細則は別に之を定む

第卅四條 通常會は一月四月七月十月の四回と一二月七月の兩度收支決算報告及事務成績の報告をなし七月の通常會には時期の收支豫算を議し且つ役員任期改撰を舉行す

第卅五條 臨時會は組合一般の利害に關し組長に於て必要と認むるとき若しくは組合員五名以上の請求あるとき常議員會に於て必要と鑑定するときは開會するものとす

第卅六條 會場並に期日は組長に於て之を定め開會三日前組員へ報告するものとす

第卅七條 會議に於て營業の利害に關する事項と認むるものは該會の決議により組長の名義を以て縣廳若しくは郡役所へ建議するものとす

第卅八條より第四十條迄(略)

第四章 加入者並退去者

第四十一條以下第四十八條迄(略)

第五章 費金徵集及賦課法

第四十九條より第五十一條迄(略)

第六章 組員の注意

石炭

第五十二條 本組員に於て違約者又は不正の所業見聞したるときは速に封書又は口頭を以て組長へ申告すべし

第五十三條 組合外のものにして不正の行爲若くは炭代未済の故を以て組合員へ損害を蒙らしめたるときは組合一般堅く取引をなさざることを

第五十四條 當港内外離被船(沖船川船)等有之箇は何れの客船を問はず組合員は船舶盡力救助するものとす

第五十五條 當港に於て本組合と類似の商業を営み組合營業上に妨害をなすものあるときは取調の上組長へ報告すべし

第五十六條 組合員中途約者ありて無取引の通報を得たるときは其者に對し取引せざるものとす

第五十七條 組合中雇人(番頭手代)をなさんとするときは雇人取締規則に照準し總て之を履行す可し

第五十八條 組合中雇人を解雇したるときは組長に申立て直に組合員中へ廣告すべし若其手帳を怠り他に於て不都合あるときは前雇主其責に任ずるものとす

第五十九條 組合中の雇人不都合の所爲ありて暇を出すときは雇主より組長に

◎門司石炭商組合 明治廿八年始めて之を設立し左の規約の下に營業するとせり其役員及組合員は末尾に附記する所の如し

門司石炭商組合規約

第一章 總則

届出て組長は之を組合中に廣告するものとす而して該雇人の前雇主の承諾を得るにあらざれば組合中に雇入をなすを得ず又該人にして自己に同業を営み組合加入の申込をなすも之を謝絶するものとす

但し事情輕くして前雇主に於て差圖なき旨を申立つるとき又は本人改悛の効顯ハレ三ヶ年經過したるときハ此限りにあらず又假令差圖ありとするも雇主の専断に出でたるときはハ組合役員協議の上之れを雇入るゝこともある可し

第六十條 石炭賣渡に用ゆる斤量ハ毎月五日事務所へ持出し正否の検査を受く可し

第七章 違約者處分法

第六十一條より第七十一條(省略)

第一條 當組合は明治十八年本縣第四十一號布達同業組合準則に基つき豊前國企救郡門司港に於て石炭賣買に従事するものを以て組織す

第二條 當組合の名稱は門司石炭商組合と稱す

第三條 當組合の目的は誠實信義を旨とし同心協力吾石炭業の發達を企圖するにあり

第四條 組合員は左の標札を各自店頭に掲げ組合員たることを表示すへし

右標札は組合に於て一定に調製し各組合員に分つものとす(標札雛形略)

第二章 組合員及組合員の權利義務

第五條 當組合は組合員より賣却したる石炭に對し賣主又は買主若しくは其代理人に於て証明書を要する場合には本船積込前組合に其調査を請ふ可し

第六條 前條の場合に於ては事務員を派出せしめ調査の上証明書を交付すへし但手数料として毎証紙金五圓を徴集するものとす

第七條 當組合は門司港に於ける人足受負人及解船と特約を結び一定の貨錢を以て組合員に限り使用せしむへし右特約したる解船には尺量を附記し積込取扱を明瞭ならしむへし

第八條 當組合と特約したる人足受負人及解船若し組合員外のもの又は使用停

止處分中の者の需めに應じたるるときは組合は直に其使用を停止し其使用したる解船貸及人足賃に相當したる金額を受負人より徴集すへし

但本文の徴集に應せざるものは其旨各組合員に通知し其使用を停止す

第九條 組合員は石炭の名稱を詐はり賣買するを禁す

第十條 組合員は如何なる場合と雖も他人に其名義を貸與し營業をなさしむる事を得ず

第十一條 組合員は組合より除名せられたるもの又は取引拒絶處分中のもの取引をなすを得ず

第十二條 組合員は組合經費として前月分賣揚高に對し一噸に付金壹厘宛の劃を以て毎月十日迄に組合に納附すへし

第十三條 組合員は毎月の賣揚高を翌月五日迄に組合に届出へし

第十四條 組合員若し本規約違背者を發見したるときは直に組合に通知すへし

第十五條 本規約に規定なき場合と雖も組合員は其相互に對すると組合員外の者に對するとを問はず總て誠實仁義を旨とし若し取引上約束決算の期を違ひ又は賣買約定を履行せざる等悖德の所爲ある者は常議員會の決議に依り賣買取引を拒絶することある可し

第三章 役員及職務権限

第十六條 當組合の役員は頭取一名常議員七名幹事一名書記若干名とす
但し頭取及常議員は組合員中より投票を以て撰舉し幹事及書記は頭取の特
撰に任す

第十七條 頭取は組合一切の事務を總理し公文書及緊要の書類には總て署名捺
印するものとす

第十八條 常議員は組合事務全般の協議に與り且つ頭取差支あるときは年長者
其事務を代理す

第十九條 幹事は頭取の指揮に従ひ庶務會計一切の事務を擔任調理し且つ常に
組合事務上の便否利弊を査察して頭取に申告するものとす

第二十條 書記は幹事の指揮に従ひ諸般の事務に従事するものとす
第二十一條 頭取及常議員の任期は一ケ年とす

但し再撰することを得

第二十二條 頭取及常議員は名譽職とし幹事及書記は有給とす

第四章 會議に關する規程

第二十三條 會議は定期總會臨時總會常議員會の三とす

但し議事細則は別に之を定む

第二十四條 定期總會は毎年一月之を閉き頭取常議員の互撰並に前年度組合の事
務及び收支決算等を報告するものとす

第二十五條 臨時總會は組合全般の利害に關し常議員會に於て必要と認むるとき
又は組合員五名以上の請求ありたるるとき之を開くものとす

第二十六條 常議員會は毎月五日を以て定日とし尙ほ必要あるときは頭取の通知
に依り何時にても開會す

第二十七條 定期總會臨時總會は總員三分の一以上常議員會は過半数以上出席す
るにあらざれば開會するを得ず

第五章 加盟及退去

第二十八條 當組合に加盟せんと欲するものは二名以上の身元保証人を立て信託
金叁拾圓を添へ連署の上頭取に申出つへし頭取は之を常議員會に諮問したる
後本規約に記名刷印せしむるものとす

第二十九條 組合員廢業又は他所へ移轉するときは標札を返納して其旨頭取に申
出つへし頭取前項の申出を受けたるときは組合を除名し信託金を返納すへし
但し既に徵集したる費用は總て返附せざるものとす

第六章 違約者處分

第三十條 第九條第十條第十一條に違背したるものは十日以上百日以内人足及解船の使用を停止し組合員間の取引を拒絶し再度違背したるものは組合を除名し信託金全部は違約金として取置くものとす其除名したるものは標札を取上げ新聞紙を以て廣告す

第三十一條 第十三條の届出に對し組合に於て之を不當と認め訂正の請求をなしたる場合に於て尙ほ之か訂正をなさず後發揚高を隠蔽したるを發覺するときは拾圓以上五拾圓以下の違約金を徴集す再度違背したる者は前項の違約金を徴集したる上一ヶ月以上人足及解船の使用を停止し三回以上に及ぶものは第三十條第二項に據り處分す

第三十二條 第十二條に規定したる組合總費の納入を怠り督促を受くるも尙ほ納附せざるものは完納する迄人足及解船の使用を停止し組合員間の取引を拒絶す右延滞したるものは延滞日數に對し一ヶ年一割の割合を以て利子を徴集す

第三十三條 第十三條の届出を怠り督促を受くるも尙ほ届出をなさざるものは三回以上五回以下の違約金を徴集す

但本條の場合に於て頭取は不得已事情あるを認るときは三日以内の猶豫を與ふるを得

第三十四條 頭取は組合員中違約者あることを發見し又は組合員より第十四條の通知を受けたるときは遅くも三日以内に常議員會を開き審査せしめたる上直に其決議を執行す可し

第七章 報告

第三十五條 組合は組合員中増減ありたるとき及規約違背者を處分したるときは直に之を組合人に報告す可し

第三十六條 組合は前月分の経費出納手数料及違約金は経費に編入する者とし及組合員營業の成績并に諸統計表を調製し毎月十五日迄に組合員に報告す可し

第八章 規約改正

第三十七條 本規約は總會の決議を以て變更加除することを得但し改正をなしたるときは照知事の認可を受く可し右規約の條件組合員遵守履行するの証として各自署名捺印するもの也

門司石炭商組合人

門司石炭商組合人名

三菱會社支店 高田政久

石炭

田川探炭坑門司販賣部	大橋淡
兩榮社門司支店	中原實三郎
松本安川商店	福島繁
三井物産會社出張所	森崎猛三
工不工上商會	松尾敏章
宮崎支店	宮崎儀一
筑豊石炭倉庫株式會社門司支店	平岡常次郎
峰地炭坑門司出張所	末松辰三郎
中島商店	中島右左治
榑谷支店	山田貢作
堤支店出張所	久良知仁助
脇谷商店	脇谷久五郎
淺野商店出張所	古田夏三
い ろ は 組	村田爲吉

玉置商店	玉置富太郎
寶部門司出張所	寶部岩次郎
金子貿易商店	金子彌一
住友出張員	近藤芳助
榮部商店	八坂友來
磯部商店	磯部由之助
千住商店	森住喜作
谷商店	谷茂平
讚井商店	村田恒夫
讚井敏太郎	讚井敏太郎
武山三郎	武山三郎
島津又兵衛	島津又兵衛
磯部松之助	磯部松之助
石橋商店門司出張所	
磯部	

石炭

船主協同組 植中甚次郎

石川商店 石川増藏

北市場商店 竹内儀兵衛

今西商店出張員 永井新治郎

山口商店 秋田敏三郎

山口商店 小松崎銈次郎

勝野炭坑門司出張所 瀧谷角藏

熊本重千代

吉田省三

和田春藏

足立藤吉

右組合役員

門司石炭商組合頭取 高田政久

百

海外輸出

其五 海外輸出

(以上人名役員共明治三十年四月現在之分)

全 常議員 大橋淡

全 福島繁

全 中原實三郎

全 松尾敏章

全 森崎猛三

全 古田良三

全 山田實作

筑豊石炭の取扱に付分業的に解剖すれば海外輸出は實に門司港の担任なり前四項に於て其沿革と當業者の団体及賣買機關の概要を叙述し併せて運搬の方法を略陳せしは輸出前の石炭に付き讀者の参考に資せしのみ請ふ更らに項を改めて門司港石炭輸出の經歷に付各種の統計報告により其進歩の趨勢を陳述せん是れ實に門司繁昌の要素にして本書の首腦たる可

石炭

百一

石炭
と要点なり

明治廿二年十一月十五日特別輸出港規則第七條により門司港も亦其一に編入され米石炭麥粉硫黄の輸出を許されしことは既に之を前述せり然れとも其實際に輸出を始めしは明治廿三年にして昨明治廿九年迄僅かに七ヶ年に過ぎず然れとも其輸出額の増加は最も長速の進歩をなし年々著しき發達を現はしたり左表は即ち廿三年以后門司港より輸出せし石炭の年別比較表にして最も精密なるものあり

但左表中門司馬關兩稅關出張所の手を経たりと雖馬關稅關の手を経るもの亦皆門司より輸出せしものなれば茲に之れを包括す

年	門司港		赤馬關港		以上合計
	輸出數量	船用數量	輸出數量	船用數量	
廿三年	一四三〇七、七五六 <small>斤</small>	二六七、四九六 <small>斤</small>	一〇八、六四〇 <small>斤</small>	一、六〇一、三六〇 <small>斤</small>	一、九六九、〇五二 <small>斤</small>
廿四年	二二六、六四七 <small>斤</small>	六三三、三三〇 <small>斤</small>	一、六〇一、三六〇 <small>斤</small>	二、五〇三、八四〇 <small>斤</small>	五、四〇三、八九二 <small>斤</small>

右表示する所に據れば廿三年に於て凡そ二億万斤に過ぎざりし輸出は廿四年に於て二倍強となり廿五年は一億万斤廿六年は二億万斤を増し廿七年に至りては殊に著しき進歩を以て四億万斤弱を増加し廿八年は更に一億万斤弱を加へ廿九年は俄に五億万斤以上を増加せり
此の如き輸出高は筑豊石炭の全産額に對し幾何の割合を占む可きか乞ふ之れを左表に見よ

年	筑豊全産額	門司馬關輸出額	差	引
廿三年	一三、二八二、五三六 <small>斤</small>	一、九四一、〇三六 <small>斤</small>		一一、三四一、五〇〇 <small>斤</small>

門司港輸出額と全
國輸出額との比較

年	門司港輸出額	全國輸出額	差
廿四年	1,540,000	5,470,000	3,930,000
廿五年	1,740,000	6,170,000	4,430,000
廿六年	1,030,000	8,370,000	7,340,000
廿七年	2,740,000	11,840,000	9,100,000
廿八年	3,590,000	12,770,000	9,180,000
廿九年	3,090,000	18,070,000	14,980,000

廿三年は産額の六分の一弱を輸出し廿四年は三分の一強廿五年は三分の一弱廿六廿七の両年は二分の一強廿八年は三分の一弱廿九年は二分の一弱に當るを見るべし

但廿七八兩年に於て著く産額の増加せしに拘はらず其輸出額の増加
 少なきは日清戦役の結果として内地需用の石炭を増加したるを以て
 なり

尙ほ更に門司馬關の輸出炭を以て全國輸出炭の總額に比すれば左の如く

門司港の輸出先

廿三年は十分の一弱に當り廿四年は四分の一弱廿五年廿六年は三分の一弱廿七年は二分の一弱に當るを見る即ち廿三年に十分の一に過ぎざりしもの僅々五年にして二分の一に達したり全國石炭輸出額の半數は實に門司馬關兩港に於て輸出せられつゝあるものなり

年	全國輸出高	門司馬關輸出高	差	引
廿三年	20,400,000	1,940,000	18,460,000	18,460,000
廿四年	22,890,000	5,470,000	17,420,000	17,420,000
廿五年	32,810,000	6,170,000	26,640,000	26,640,000
廿六年	25,100,000	8,370,000	16,730,000	16,730,000
廿七年	21,570,000	11,840,000	9,730,000	9,730,000
廿八年	30,920,000	12,770,000	18,150,000	18,150,000
廿九年	35,860,000	18,070,000	17,790,000	17,790,000

前項の如く年々輸出せらるゝ石炭は何れの地に向て販賣せらるゝか是亦

門司港繁華の要素を解剖するの要件たり左に掲ぐるは大藏省の統計により關門兩港の輸出先及び其輸出額を摘録して一百分比例を示したるものなり

	廿三年	廿四年	廿五年	廿六年	廿七年	廿八年	廿九年 上半期
香 港	三〇〇〇	四一〇〇	五二五〇	六四九二	二六四三	三六四四	二六四〇
新 嘉 坡	一八〇〇	一〇七〇	—	六五〇	—	—	—
マニラ	一八〇〇	三〇〇〇	一八二二	〇八六	二二二二	〇〇〇	〇六二
シヤワ	五〇〇	—	—	—	—	—	—
カルコッタ	五〇〇〇	—	—	—	—	—	—
バタビヤ	二〇〇	—	—	—	—	—	—
上 海	—	一〇〇〇	三二二二	二二二	—	—	—
汕 頭	—	〇〇七〇	一四二	一三二	—	—	—
西 貢	—	一五〇	—	—	—	—	—

朝 鮮	—	〇〇七〇	〇一四	〇〇八三	〇六二	〇一〇	〇六
芝 罘	—	—	一四	〇八	—	—	—
露 西 亞	—	—	—	—	〇〇六	〇一	—
寧 波	—	—	〇七	—	—	—	—
牛 莊	—	—	〇三	〇二	—	—	—
メ 爾 波 ル ン	—	—	〇七	〇三	—	—	—
厦 門	—	—	〇一〇	—	—	—	—
清 國	—	—	〇七	—	—	—	—
紐 育	—	—	—	—	—	—	—
ホ ー ト ラ ン ド	—	—	—	〇一〇	—	—	—
英 國	—	—	—	〇〇五	—	—	—
漢 口	—	—	—	〇五〇	—	—	—
天 津	—	—	—	一〇〇	—	—	—

福州										
北米タコマ					0.50					
孟買					0.15					
印度					0.86					
佛蘭西						0.94			0.41	
亞米利加						0.33	0.33	0.33	0.33	0.33
南洋諸島							0.00	0.00	0.00	0.00
ラニンジ							0.01	0.01	0.01	0.01
船用炭	500	1120	1973	1011	4720	4168				3766
合計	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000

(備考) 以上は百噸以下を切り捨てて、一百分比例を取りたるため明治廿四年厦門輸出額二十噸は此内に算入せず
 右の表中上海芝罘厦門などを區別せるものと單に清國と總稱せる

ものとあるは一に原統計に據りしためなり其他亞米利加とありて「タコマ」と區別せる或は印度とありて「カルコッタ」西貢を區別せる亦之れに同じ

門司石炭商組合各別輸出高

尙更に明治廿九年中門司石炭商組合に於て海外輸出の取扱をなしたるもの、みを左に區別し讀者の參考に供す可し各商店の事自から此間に窺ふ可きものあらん

炭量	炭課金	店名
二八、〇六三	一、五二六	安川松本商店
一七、六三三	八、六一五	三菱合資會社門司支店
一七、四二七	六、五、四一	三井物産合名會社門司出張所
一五、二九六	六、〇、二九七	田川探炭坑門司販賣部
八五、七六二	三、七、九六〇	エス、エム、商會

二十九年自一月至十二月石炭輸出高

六二〇六	二七、二商	両榮株式會社門司出張店
六二八元	三三、元四	宮崎支店
四一〇元	一九、四三三	榑谷支店
五五、四三三	一九、六二五	筑豊石炭倉庫株式會社門司支店
九、六二元	五、一四四	峯地炭坑門司出張店
二、四二〇	四、四八三	淺野商店出張所
三、一五五	三、六六六	寶邊出張店
一、七五三	商、四二二	堤商店門司出張所
二、三三七	三、五五一	武山商店
一〇、五九七	三、七九二	住友門司出張所
一一〇〇	二、九二〇	中島商店
九、七〇七	二、九二三	千住商店
二、〇三五	一、七二五	いろは組村田商店

輸出の手續

輸出船積入の手續

其六 輸出の手續

石炭直輸の場合は大抵外國の依頼人又は買主より何月何日頃石炭何程送附せよとの旨を通知し來るなり仍て其注文を受けたる商店は該依頼人又は買主に向つて當時の相場を問合せ且見本炭を送り(有名なる石炭なれば見本を要せず)相場を確かめ運賃を問合せ漁船問屋によりて船を借り何月

二〇七三	三三、二六	谷商
三、五九九	一〇、三二〇	磯部商店
二〇八三	六、四九九	村田恒夫商店
九、〇〇〇	二、七〇〇	今西出張店
八、六二	二、五八三	北市商店
一、八五	三、三〇	石川商店
二、五、六四二	四、〇八七二	合計

何日何炭何噸を何船にて積送る旨を依頼人又は買主に確報し一方に於ては大藏省に外國船雇入免狀を出願し尙積入港の税關に何炭何噸を何港にに向けて輸出する旨を届出で直に石炭積込みに着手し船長の認定によりて其噸數を定め該船長に送狀を認めしめ尙目的の港に到着せし上精確する量數を確め代金支拂額を定むるなり

代金決算

石炭代價受取の方法は石炭積入終結後船長の認定したる量數により假に買主より代價を支拂らひ到着港にて荷揚の際量數不足すれば賣主より其不足額を辨償し若し餘剩あれば買主より之に對する代金を仕拂ふを通例とす然れとも間には積入終結後船長の認めたる石炭送狀に對し買主より八割乃至九割半の代價を仕拂らひ荷揚げ後量數の確定を待ち始めて決算するもあり

豫約輸出

門司港有力の石炭商人は本邦居留の外人を媒介人とし上海或は香港の外人に向ひ半年乃至一ヶ年間毎月石炭若干噸を積み送る旨を豫約し前記の手續を踏みて輸出するものあり其媒介人は外國人の代理者又は仲買人と

外國輸入の手續

なり買主より二歩乃至二歩五厘の手續料を受け責任を以て取引をなすものとす蓋し在外の商人本邦の事情に通せざるがため直接取引の信用をく已が知己の媒介者若しくは代理者により始めて實際の取引をなすに至るあり因に記す此媒介者若しくは代理者は買主たる外人よりも全しく二歩乃至二歩五厘の手續料を徴するものありと

石炭を搭載して目的の地に到着するときは其船側に於て買主の指示する棧橋又は舢舨に積み替へ終了と同時に貨物の危険は凡て買主に移轉するものとす

運賃

但是荷揚をなすには汽船の入港後貨物の種類數量等を届出で其地の税關に向つて規定の税金を拂ひ港により前拂若しくは後拂のものあり陸揚免狀を請求せざる可からず其税額は支那諸港にありては一噸に付一兩の百分の五、桑港にありては米銀二十五仙とし香港、新嘉坡、印度の諸港は燈臺税を拂ふの外別に税金を要せず即ち自由貿易とす運賃は時々變動ありて一定せずと雖とも三井物産會社に於て十ヶ年間平

均計算せしものに據れば實に左の如き割合あり

自門司	至上海	至香港	至新嘉坡	至桑港
最高	三、五〇	四、〇〇	五、〇〇	四、〇〇
最低	〇、八〇	一、二五	一、七五	三、〇〇
普通	一、三〇	一、六〇	二、二五	三、五〇

石炭仲仕及組合

仲仕の組織

其七 石炭仲仕及組合

仲仕は石炭活動上欲ぐ可からざる機關の一たり彼等は下等の勞働者として集散常をしと雖とも門司港に於ける彼等の總數は常に四五千人に下らず而して此集合力は整然として組合規約の下に支配され能く此輸出品を運搬して門司港の富源を養成せり彼等の生活は狹隘なる裏屋若しくは長屋等の一室に數十の同業者と相雜居し三五十人毎に小頭ありて之を支配し小頭は又仲仕人足請負業者に隸屬して日々業務に従事せり今其賃錢表及組合規約を左に掲ぐ

但仲仕は左表賃錢の内其幾分を小頭及び親方と稱する仲仕請負業

仲仕の賃錢

者に收むるなり

石炭仲仕の賃錢(明治廿九年十月二日議決)

陸揚	賃(二万斤に付)	五十錢	陸下	全	上	三十九錢	
高架棧橋担除	全	上	廿六錢五厘	漁車卸	全	上	四十五錢六厘
瀨取	全	上	四十五錢	繰替	全	上	三十六錢
精撰	全	上	六十六錢	硬撰	百斤に付	三錢六厘	
叭作	百斤入及八十斤入共	壹錢	沖積貫々	二万斤に付	八十五錢		
沖積無貫々	全	上	八十錢	沖積夜業	全	上	五錢
穴繰	二時間に付	三錢					

組合規約

門司石炭仲仕人足請負營業組合申合規約

(明治廿九年八月九日締結)

第一條 當組合の名稱は磯部組、いろは組、丸山組、内田組、石川組、堤組、井手組、松尾組の各組合を合一門司港石炭仲仕人足請負營業聯合組合と稱す

第二條 當聯合組合の目的は誠實信義を旨とし互に氣脈を通し門司港に於ける石炭仲仕人足請負營業仲間の平和を維持するにあり

石炭

第三條 各組合に使用する仲仕人足は就業中と否とを問はず喧嘩口論をなし其
他不法の所爲ありて苟も他に害を與へたるときは解雇して其旨を組長に申告
すへ組長は之を組合一般に通知するものとす

第四條 甲組合に於て事故ありて解雇せられたる仲仕人足を乙組合に於て使用
せんとするときは甲組合の承諾を得たる後使用するものとす

但其實を知らずして雇入るゝも事發覺せしときは直に解雇するものと
す

第五條 各組合員若し本規約の違犯者あることを認めたるときは直に組合に上
申す可し

第六條 各組合より委員一名を出し其内より組長一名を互撰するものとす其任
期は一ケ年とす

但再撰するとあるへし

第七條 組長は常に組合全般の便否利弊を觀察し事あるときは委員と協議の上
取締りをなすものとす

第八條 組長及委員は名譽職とす

第九條 各委員及組長は毎月一回集會し組合全般の事を協議するものとす

第十條 各組長より毎月金二圓宛を積立置き聯合組合の費用に充つるものとす

第十一條 本規約に違背したる者は聯合委員會の決議により拾圓以上五拾圓以
下の科料金を出さしむるものとす

右規約の條件組合員中遵守履行するの証として各自署名捺印するものとす

磯部組	磯部松之助
いろは組	村田爲吉
自念組	自念金作
丸山組	岸卯之助
内田組	内田清吉
堤組	堤勘吉
井手組	井手茂三郎
松尾組	松尾大助

過進步の經

第五編 進步の經過

明治二十二年の小漁村より俄かに進歩して九州實業の中心となり東洋屈指の商港となりし門司港は如何なる度合を以て進みしか而して其進歩は幾許の度にまで達せしか請ふ試に門司港を組織せる各種事業の上に就き毎年別統計を比較して其經過如何を研究せん

戸口

其一 戸口

門司は其初め文字ヶ關村と稱し明治二十七年始めて町名に改む其開港の當年即ち明治二十三年より二十九年に至る迄七ヶ年間統計の示す所により戸口増殖の大勢を示せば左の如し

人口

人口の増加は土地の進歩を表証するに最も有力なる材料なり廿三年末の總數六千九百十七人は廿四年末に於て六千八百六十九人となりしも其翌廿五年末には五百人を増して七千三百六十九人となり廿六年末には更に八百十三人を増して八千八百八十二人となり廿七年末には更に九千八百九十六人を増加して實に一万八千零七十八人となり廿八年末には更に七千

進步の經過

百十九

三百十一人を増加して二万五千三百九十九人となり廿九年末には二千四百二十九人を増加して貳万七千八百廿二人の多きを見るに至りたり蓋し廿三年末の人口に比し廿四年の人口を減せしは當時惡疫流行の爲め石炭仲仕日傭人足等一時他に離散したるが爲めにして廿七八年中著しき増加を示せしは即ち當時戰役に際し門司港の位置最も其の要を占め諸般事業の進歩特に著しかりし結果あり然れども門司港人口の多數を占むる石炭仲仕は離合集散常なくして時々増減を免れされは以上の統計と雖多少の漏洩なきを期せず

今前記統計により開港の當年即廿三年の人口を廿九年末の人口に比すれば實に二万零九百五人を増加せり之を此の間の六ヶ年に平均すれば一ヶ年三千四百八十四人を増し一ヶ月平均二百九十九人一日平均九人餘に當るを見る此趨勢を以て測算せば前途の事亦豈察す可き者あるにあらずや戸數も亦人口に伴ふて増殖すると勿論あり其の廿三年末の統計は實に七百五戸にして廿四年末は九百九十八戸となり二百八十三戸を加へ廿五年

戸數

一戸別の人口

末には一千百五十戸となり前年に比して一百五十二戸を増し廿六年末に至りては二百一十一戸を加へて一千三百六十一戸となり廿七年末には更に九百五十四戸を増し總數二千三百十五戸となり廿八年末は九百一十一戸を加へて三千二百二十六戸廿九年末は五百二十五戸を加へて三千七百四十六戸を見るに至りたり

今廿三年末の戸數を以て廿九年末に比較すれば實に三千零四十六戸を増し一ヶ年平均四百三十八戸一ヶ月平均三十六戸一日平均一戸五分の一を増加せし割合に相當せり

前記人口戸數の統計を對照し一戸別の人口を見れば年々の比例必しも一ならず平均一戸の人口亦一般普通の割合に比し非常の多數を現はせり即ち二十三年末は平均一戸九人に當り廿四廿五廿六の三年末は共に六人餘に當り廿七廿八及廿九の三年末は共に七人餘に相當せり蓋し石炭仲仕の徒一戸數十人同居するものあり且戸數の増加必しも人口の増殖のみに伴はず貸家業者の見込により隨意建築するものあるを以てあり

特別輸出品輸出額

進歩の経過

百二十二

其二 特別輸出品輸出額

特別輸出品輸出額の進歩は門司港進歩の大原素として本編材料中最も有力なるものなり今大藏省の統計により馬關と共に其の輸出金額を列擧し且之を合算すれば毎年の比較實に左の如きを見る蓋し馬關の輸出額中過半は門司港より輸出せし石炭にして輸出業者の都合により單に輸出手續のみを馬關税關出張所に出願せしものありとす讀者亦之を諒して左表を咀嚼せんことを要す

毎年輸出額の比較

年	門司港輸出額	下ノ關港輸出額	兩港合計
廿三年	三三三、三三〇	二五三、二二〇	五八六、五五〇
廿四年	五七四、四六〇	八四七、七六〇	一、四二二、二二〇
廿五年	七六一、八〇五	七二五、五七〇	一、四八七、三七五
廿六年	一、五五四、七三〇	一、〇九〇、二五四〇	二、六四五、〇七〇
廿七年	一、四七九、九七〇	二、五七九、七四〇	四、〇五九、七一〇
廿八年	一、三七八、〇八九〇	二、七四四、二三〇	四、一三二、三一九〇

廿九年

二、二一〇、〇〇〇

三、三五一、五〇〇

六、三三一、五〇〇

見よ廿三年に於て僅に六十萬圓に過ぎざりし兩港の輸出高は廿四年に一百三十萬餘圓とあり殆んど一倍の増加をなし翌廿五年には一百四十八萬餘圓とあり廿六年には二百六十一萬餘圓二十七年には四百拾九萬餘圓廿八年には四百十三萬餘圓二十九年には六百十二萬餘圓とあり廿三年末を以て廿九年末に比すれば實に五百五十二萬一千二百二十圓四十錢を増せるにあらすや而して更に此の差額を六ヶ年に平均すれば一ヶ年平均九十二萬零二百三圓四十錢一厘を増せるにあらすや
前記兩港の輸出額は之を全國各港に比し如何なる地位を占む可きか將た其進歩の度各港に比して如何に遲速の差異あるか請ふ更に對比せん

全國各港との比較

港名	廿三年	廿四年	廿五年	廿六年
横濱	三九五、三二七	四九一、〇三六	六二五、三六二	四八七、七七九
神戸	一六七、三六二	二五九、一七七	三二〇、八〇六	二四七、九一三
大阪	四〇、八〇一	八六、三六二	一一四、八六六	一〇九、五〇六
進歩の経過				百二十三

進歩の經過

長崎	4101466	374553	37586元	32466元
箱館	233044	6870元	7225元	69626
新潟	6463	1310元	14562	1529
門司	595951	1308953	14973元	264690
博多	5675	6955	4910	373
唐津	106141	14173	128943	12639
口ノ津	85075	97395	104134	153260
三角	501011	12661	1684	18049
嚴原	16463	15146	1675	982
鹿見	8347	10082	1327	133
佐須奈	7943	1036	816	579
小樽	19203	42508	9559	6041
伏木	13103

右表示する所によりて之を見れば廿三年は横濱第一神戸第二長崎第三口

ノ津第四箱館第五にして關門兩港は僅に五十九万餘圓に過ぎざりしも廿四年に至りては横濱神戸長崎に次ぎ一百三十万餘圓となり優に口ノ津箱館を凌駕せり其翌廿五年は單に十五万圓の増加に過ぎずと雖尙前年の位置を失はず廿六年に至りては位置尙前年に同しと雖其の輸出額は實に一百十三万圓を増加せり尙廿七年以後の比較如何を左に示さん

横濱	2335304	244742	613567
神戸	863466	379123	386547
大阪	479180	106510	106443
長崎	897145	39753	463746
箱館	73863	748010	8270元
新潟	4336	13210	4163
門司	412136	413101	62717
博多	1905	737	1655

進歩の經過

進歩の経過

唐津	二五、八四二	二五、五七三	一七、三三四
口ノ津	一五、六〇五	一六、六二四	一八、〇五四
殿原	四、五三二	二、四七九	一、四九一
鹿見	一六、〇四三	一六、五三九	一八、八六一
佐須奈	三、六六八	七、八三三	九、六三六
境	……	……	一、六三三
伏木	二、五三七	〇、九三九	四、〇四九
室蘭	二、六六七	一、二九六	三、九五四
小樽	一、九六一	一、三〇〇	一、五三七
三角	三、一七六	……	……
宮津	五、〇	……	……

百二十六

廿七年關門兩港の輸出高は前年に比して二倍を増し四百十九万圓となりしも本年大阪の輸出高特に著しき増加を示せし爲め一步を輸して第五位を占むるに至りたり然れとも廿八年は長崎大阪共に著しく減額し關門兩

船舶及旅客

船舶出入

港亦幾分を減せしも遂に二港を凌駕して横濱神戸の二港に次ぎ廿九年は五割の進歩を現はして依然第三位を失はざるを見る

其三 船舶及旅客

船舶の出入は貨客集散の大勢を見る可き好材料たり請ふ二十三年以來毎年別の統計を一覽せよ

年	出港	入港	合計
廿三年	三、九九五	四、〇一〇	八、〇〇五
廿四年	四、五五六	四、八六二	九、四一八
廿五年	四、六八五	四、九八五	九、六七〇
廿六年	……	……	……
廿七年	八、一七七	一、九一三	九、〇九〇
廿七年半	五、九三〇	五、九三九	一一、八六九
廿八年	四、五〇〇	四、三七三	八、八七三
廿八年	五、〇八〇	五、〇二二	一〇、一〇二

進歩の経過

百二十七

廿九年	日本形
	西洋形

九六三七	三九七〇
------	------

右は毎年別得るに随つて列記せしものにして原表の様式一様ならずと雖尙其の大勢を見るに足るものあり

旅客の統計亦繁華の一端を見る可し廿三年以後廿六年迄は其調査の表式不整にして詳かにし難きものありと雖其出發旅客は廿四年に五万六千一百九十八廿五年に七万二千一百五十八廿六年に七万八千八百八十五人來着旅客は廿四年に五万六千八百一人廿五年に七万二千三百九十三人廿六年に七万九千九百六十人となり何れも著しき増加を表示せり左に掲ぐるものは廿七廿八廿九三ヶ年間の統計なり又以て進歩の度を察す可し

	宿泊旅客	海軍上下人員	海船上下人員
廿七年	二一、五八一	三〇七、七八七	八七、一〇三
廿八年	八二、九八七	五三〇、六二一	一二二、九四八
廿九年	九四、三六三	七二八、四九二	一四六、三六三

關門往復旅客

右表示する所の外關門間渡航の旅客にして廿九年中關門海船會社の小蒸海船に上下せしもの六十七万九千八百六十八人あり而して此の旅客を輸送して出入せし海船の出入は實に四万四千七百四十八回に及びたり此外短艇によりて河港間を往復するもの亦少なからすと雖今其精密なる統計を得ず

郵便電信

其四 郵便電信

郵便

郵便及電信は通信機關の最も必要なるものなり其事務の繁簡は亦以て其地の進退を卜す可し即ち左に之を説述する所以なり
 門司の郵便事務は明治廿四年九月迄三等郵便局を以て取扱ひ全年十月一日始めて二等郵便局とせり然れとも其事務の増加は他の同等局の比にあらず今試に廿四年以後毎年十二月中一ヶ月間の郵便件数を列擧すれば其の取集の部に於ては廿四年十二月中二万三千一百三十四件なりしもの二十九年中十二月中十三万五千四百四十六件となり實に十一万二千三百二十二件を増加せり之を五ヶ年に平均すれば一ヶ年平均一ヶ月の増加二万二千

進歩の経過

四百六十二件となるを見る可し其他配達の一部も廿四年十二月中一万三千九百七十八件なりしもの二十九年十二月には三万九千六百三十九件を増加し爾餘各項亦皆著しき増加を見ざるなし

取集の部		年					
部	集	廿四年	廿五年	廿六年	廿七年	廿八年	廿九年
書	状	八四七二	九五七一	一二六九	一六二七	二四二二	三六六九
葉	書	一三二七	一八二二	二七九六	三九六六	五〇五九	六二五九
新聞	雜誌	一	七六一	六三〇	二四二六	一〇二九	九三九
書籍	類	六	三	一〇一	三〇一	一七	二七
見	本	六	二	二	九	一	一六
農産	種子
免	税	三三九	二六〇	三二五	三二〇	三三四	二七〇
合	計	三三二四	三六六八	六〇四	一〇九四七	一八五三	二五三四

爲替及貯金に對しても尙二十五年以後毎年十二月中の統計を掲げ進歩の度合を知るに便す可し讀者能く玩味せば又以て商業上大勢の參考たるものあらん

配達の部		年					
部	配	廿五年	廿六年	廿七年	廿八年	廿九年	
市	内	八八九	一〇六六	一四四七	二八九二	三三〇一	四二二六
市	外	三〇六	四〇三	四一〇	八六六	五五三	六六七
私書	函渡
留	置
自局	到達	二〇六	二八二	三三〇	三三二	四四七	五〇九
合	計	一三九六	一七五九	三三四	四二四	四三三	五三六

郵便爲替の振出		年				
爲替	口數	廿五年	廿六年	廿七年	廿八年	廿九年
振出	爲替	二五	四	八	二六	一五〇
高	金額	七七一七	三三〇三	五五七五	六六九三	一〇六九七

るが如し試に之を以て廿三年開港當時の地價に比すれば何れも一倍乃至二三倍の價格を引揚げたり然れ共前途洋々として有望なる門司港の地價は到底現況の儘に己む可からず益騰貴の傾あると疑ふし

會社及銀行

會社

九州鐵道株式會社
門司築港株式會社
九州倉庫株式會社

第六編 會社及銀行

會社及び銀行は共に門司港繁昌の要素たるを勿論あれども其事業に立ち入りて之を記すは營業上憚る所なきを得ず故に今之を二項に類別し單に其の沿革資本金及重役主任者等を紹介するに留む可し

其一 會社

- ◎九州鐵道株式會社 第三編に記述するを以て今之を略す
- ◎門司築港株式會社 第二編に記述するを以て今之を略す
- ◎九州倉庫株式會社

沿革大要 明治廿七年七月門司倉庫株式會社として發企の許可を得全年十月三日開業免許を得偶廿七八年戰役の起るに遇ひ營業の開始遅延して廿八年五月一日に至る當時の資本金は拾万圓にして内二万五千圓を拂込みたり

廿九年の始め業務擴張して九州倉庫株式會社となすの議あり全年九月門司倉庫株式會社を廢止し全十月一日本會社の名を以て開業し長崎佐

會社及銀行

賀福岡熊本四縣下の各要所に支店若しくは出張店を設置し且大阪に其支店を開設せり

資本 金 總高百万圓 一株五十圓 總株二万株

重役 社長 渡邊 至 取締役 松田源五郎 全 上羽勝衛

全 守永勝助 全 小河久四郎 全 佐々 治

全 堀部直臣

監査役 伊丹彌太郎 全 澤村大八 (外一人欠)

支配人 長谷川專太郎

門司鐵工株式會社

◎門司鐵工株式會社

沿革大要 明治二十二年家入安長野盛徳外一氏之を發企し建野郷三氏等亦之を助く廿三年海面を埋築し工場始めて落成す廿四年一月家入鉄工所の名を以て開業す當時資本金を十萬圓とし内三萬圓を拂ひ込み船渠鉄工造船運輸の四課に分ちて營業す二十六年十月五日商法によりて株式會社門司鉄工所と改稱し廿七年四月二万七千圓を拂ひ込み廿八年七

月又四万三千圓を拂ひ込み合計十萬圓の總株拂込みを了はりたり

後事業擴張の議あり大に資本金を増し今の名に改む

資本金 一百万圓 一株五十圓 總株二万株

重役 取締役 社長 建野郷三

取締役 橋本伊平 全 濱中八三郎 全 伊藤長次郎

全 清水可正 全 守永勝助 全 熊谷 素

全 高瀬九三治

監査役 土居通夫 全 豊永長吉

三菱會社支店

◎三菱會社門司支店

沿革大要 明治廿八年十二月馬關より移轉し廿九年一月家屋建築落成す

支配人 高田政久

三井物産出張所

◎三井物産會社赤間關支店門司出張所

沿革大要 明治廿四年十月設置

主任 森崎猛三

會社及銀行

郵船會社出張所

會社及銀行

百三十八

◎日本郵船會社赤間關支店門司出張所

沿革大要 明治廿五年三月開設

主任 稻田英次郎

商船會社出張所

◎大阪商船會社門司出張所

沿革大要 明治廿四年四月開設一時出張所と稱し後支店と改め又今の名稱に復す

支配人 藤野 玖三

田川探炭會社販賣部

◎田川探炭會社販賣部

沿革大要 明治廿七年十一月開設

部長 大橋 淡

筑豐石炭倉庫會社支店

◎筑豐石炭倉庫會社門司支店(本店若松)

沿革大要 明治廿八年十一月本社開設廿九年一月門司支店を置き石炭保管預海外輸出委託賣買荷爲替荷爲替代辨石炭担保貸附金石炭運搬其他石炭に關する一切の業務を營業す

支配人 岡田 平太

門司石炭取引所

◎株式會社門司石炭取引所

沿革大要 明治廿八年七月設立す廿九年一月より故ありて休業し更に米穀取引を追加せんとするの議あり目下出願中

資本金五万圓 一株廿五圓 拂込高二万五千圓

重役 理事長 守永勝助 理事 守永久吉 全 神崎 岩藏

全 熊谷直候 監查役 市岡清藏 全 清水可正

全 豐永長吉 支配人 田中愛春

副支配人 井上正一

仲買人 中村爲弘 松野芳之助 巖井敏太郎 長田孫次郎

長谷川鉄二 磯部由之助 川崎鶴吉 服部鉦太郎

中村吉郎 谷 茂 平 石川 増藏

日本貿易倉庫會社支店

◎日本貿易倉庫株式會社門司支店(本店神戸)

沿革大要 明治廿九年七月設立

會社及銀行

百三十九

通運會社支店

支配人 小松崎剛太郎
◎内國通運會社門司支店

沿革大要 明治廿九年三月代理店を擴張して支店とし第六區の各出張所を監督す

支配人 太坪秀實

淺野セメント工場

◎淺野セメント工場

沿革大要 始め小澤泰助氏製米所を設立し後廿六年九月淺野惣一郎氏之を引受けセメント工場として擴張す廿七年六月工事落成製造機二本を据へ付け引續き工事を起して廿八年九月六本を増加す尙明治三十年六月中更に一倍して十六本となすの計畫あり目下工事中に屬す
主任 阪内冬藏

以上列記する所の外在小倉田ノ浦築港會社亦將に門司に移らんとし九州石炭株式會社又將に設立認可出願中ありと云ふ其他大小會社の設立準備中に屬するもの亦頗ふる多し

其二 銀行

第八十七國立銀行

◎第八十七國立銀行

沿革大要 明治十一年十二月始めて小倉に設立し廿八年門司支店を置く後門司支店の業務日に繁忙を極め廿九年終に本店を門司に移し支店を小倉行橋に設立す其營業滿期を待ち私立八十七銀行とし繼續營業準備中なりと云ふ

資本金 十二万五千圓 一株五十圓 積立金壹万八千六百圓
營業滿期の後資本金を一百万圓に増額せんとし目下準備中

重役 頭 取守 永勝助 取締役 佐々木正懋 全 守 永久吉

全 熊谷直候 全 神崎岩藏

支配人 上村延壽

豐陽銀行支店

◎豐陽銀行門司支店本店小倉

沿革大要 明治廿三年八月本店を小倉に置き同年門司支店を開設す廿七年第八十七國立銀行支店開設迄門司港惟一の銀行たり

會社及銀行

日本商業銀行支店

資本金本支店通計 十一万圓 積立金一万三百三十七圓
主任頭 取守 永 久 吉 (本店より兼務)

日本貿易銀行支店

●日本商業銀行門司支店明治廿九年四月設立
支配人 丸山 繼 男

日本貿易銀行支店

●日本貿易銀行門司支店明治廿九年五月設立
支配人 紫 藤 猛

門司貯蓄銀行

●門司貯蓄銀行明治廿八年創立行橋小倉に出張所を設く
資本金三万圓

重役 頭取 守 永 勝 助

取締役 守 永 久 吉

神崎 徳 藏

上 村 延 壽

監査役 熊 谷 直 候

佐々木 正 懋

右五銀行の外日本銀行西部支店亦門司港に設置せられんとし目下建築工事中にあり明治三十一年六月中竣工の豫定なり

陸運及海運

陸運

第七編 陸運及海運

其一 陸運

陸運機關の直接に貨客を吞吐するものは即九州鐵道にして筑豊鐵道及豐州鐵道は共に九州鐵道に接続し間接に門司の貨客を輸送せり門司港陸運の便を説かんと欲せば勢三鐵道を説かざる可からず

九州鐵道の既設未説及び出願中の各線路は既に前に説けりと雖更に陸運の便を説明し併せて前途の趨勢を記さんため自から多少の重複なきを期せず請ふ先つ既設線路より之を述へん

九州鐵道既成線

九州鐵道は門司を起点として大里より小倉に通し此より幹支二線に分岐し支線は城野曾根刈田の三驛を経京都郡行橋に通して豊州鐵道に接続し幹線は小倉より黒崎を経て折尾に出て此處にて筑豊鐵道に接続し更に進んで遠賀川赤間福岡古賀香推箱崎を経て博多に出て尙更に進んで雜餉二日市原田田代を経て鳥栖に出て茲處にて再び二線に岐れ支線は中原神崎

陸運及海運

九州鐵道未設線

佐賀、久保田、中津、山口、北方を経て武雄に留まり幹線は鳥栖より南下して久留米に至り羽犬塚、矢部川、渡瀬、大牟田、長洲、高瀬、木葉、植木、池田を通過して熊本に達し、尙之れより南下して川尻、宇土、松橋、小川、有佐を通過し八代に至りて留まれり是れ即ち九州を縦貫す可き大幹線にして八代以南鹿児島に達す可き一線路は官設工事として是れに接続することとせり

現在既設の線路彼の如くにして九州の中央より北東の要地は皆其線路を通すと雖更に支線の延長す可きもの少からず武雄より長崎縣早岐に通ずる一線は自今一二月月を出して將に開通式を擧げんとし早岐より岐れて佐世保に至るもの及び早岐より東の方大村灣の沿岸を繞り彼杵、川棚、大村、諫早、貝津、長與を経て長崎に通ずるもの亦正に工事中にあり此内長崎より長與に通ずる一部の工事は武雄早岐間の工事と前後して竣工し以上沿岸工事落成迄大村灣内に漁船を浮へて早岐長與間を接続す可き計畫なり次に宇土驛より三角港に至るもの亦尋て起工の準備に着手せり

右の外出願中にかゝる線路は第三編に略述する如くなれば其前途の經營

九州鐵道運輸現況

は今又之を述ぶるの要ある可し

以上開通せる線路により明治廿九年度上半期間(自四月至九月)輸送せし貨客を列擧すれば乗客三百二十四万三千九百四十七人(此收入金四十一万四千三百六十九圓三十五錢三厘)貨物五億零五百六十万零百四十九斤(此收入十八万八千三百九十一圓六十六錢八厘)にして此内門司驛の乗客八十五万五千六百七十一人(此收入四万八千八百圓六十八錢七厘)貨物二千八百六十九万六千八百四十四斤(此收入二万二千零七十五圓五十五錢八厘)なり但門司驛の貨客は乗客及發送せし貨物の數量のみに過ぎされは下車貨客の數量は之に因りて類推するに難からざる可し

筑豊鐵道既設線

筑豊鐵道は筑前國遠賀郡若松を以て起点とし直に折尾に出て九州鐵道に接続し是より深く筑豊炭坑所在地に向ふて進入し中間植木を経て直方に至り支線を金田に通して幹線は更に小竹に進み是より又一條の支線ありて幸袋に赴き幹線は鯉田飯塚を経て臼井驛に留れり以上は即既成の線路にして尙臼井より下山田に延長し又更に進んで上山田に通せんとし前

筑豊鐵道運輸收入

者は既に本免狀を下附せられ方に工事中にあり、後者は假免狀を下附せられ目下本免狀を出願せり、其他前途設計中に屬する者亦少なからず、即金田支線より豊州鐵道の伊田驛に接續する者及ひ遠賀郡石峰村より分岐して全郡戸畑村を過ぎ小倉に至る一線路又共に假免狀を下附せられ飯塚驛より上穂波村大字長尾に至る線路及ひ戸畑より名古屋崎に至る線路、熊田驛より熊田村に至る線路等亦皆假免狀を出願せり。

以上開通せる各驛により明治廿九年上半期間(自四月至九月)貨客の數量を列舉すれば、乗客三十三万一千八百六十二人、此收入四万二千零十六圓九十錢、貨物十一億六千二百六十六万六千四百三十五斤、此收入二十九万七千九百八十七圓四十錢三厘なり。

尙茲處に記す可きは、廿九年上半期間(自四月至九月)筑豊鐵道より九州鐵道に接續せし貨客運輸の狀況なり、此の旅客總數二万七千九百二十九人にして、前年度前半期に比し壹万七千五百廿一人、即一倍半を増加し、通常貨物亦同しく前年度前半期に比し凡そ五割餘の増加を示したり、然れとも同半期

九州筑豊阿蘇鐵道接續貨客

間石炭の門司に送られたるものは、僅に五千四百十二万二千八百八十斤にして、前年度前半期に比し三割七分餘を減したり、蓋し筑豊鐵道の貨車供給の充分ならざりし爲め、此の結果を見たるものなる可し。

豊州鐵道既去設線

次に記す可きは、豊州鐵道なり、同鐵道は開業の日尙淺く、線路亦最も短距離、かれ共前途九州東部の大幹線たらんとし、營々として工事に從事せり、其の開通せるものは、豊前京都郡行橋驛を起迄とし、九州鐵道の支線に接續して、豊津、油須原、伊田驛を經、後藤寺驛に留まれり、蓋し斯の線路は同鐵道の設計上一部の支線とするものにして、單に田川探炭坑の石炭運搬に便するため、持に此の工事を先にしたるなりと云へり、尙同鐵道の豫定線路として、會社の定款に掲ぐるものを舉ぐれば、左の如し。

● 福岡縣豊前國京都郡行橋驛より全國築上郡宇の島大分縣豊前國下毛郡中津を經て全國宇佐郡柳ヶ浦に至る

● 行橋町より分岐して福岡縣豊前國田川郡勾金村及伊田村を經て弓削田村大字奈良に至る

陸運及海運

- 奈良より分岐して大藪炭坑に至り同所近傍より又分岐し一は豊國炭坑に至り一は峯地炭坑を経て小松炭坑に至る
 - 奈良より分岐して起行炭坑に至る
 - 奈良より分岐して田川郡川崎村川崎に至る
 - 田川郡勾金村より分岐して同郡金田村大字夏吉に至る
 - 田川郡伊田村(伊田驛)より分岐し同村大字伊加利を経て同郡添田村大字添田に至る
- 右の外行橋より企救郡門司町田の浦に至る延長線路は目下九州鐵道と爭願中に屬せり

豊州鐵道運輸收入

以上記述せし豊州鐵道の既成線路により明治二十九年上半期間(自四月至六月に運輸せし旅客は拾三万四千九十九人此收入金壹万四千四百九十七圓六十五錢三厘貨物總噸數十六万八千四百三十二噸此收入五万七千六百三十三圓二十九錢九厘にして此の内門司に輸送せし石炭の總額十五万九千九百二十噸此收入金四万五千二百六十三圓九十九錢六厘なり

未設鐵道

既設三道の運輸概況は以上略記する所の如し而して尙此等の鐵道に接續するを目的とし鐵道敷設の假免狀若くは本免狀を得たるもの四會社あり此れ皆門司港前途の陸運に關するものあらざるを左に其の起点終点及哩數を列舉して讀者の參看に供す可し

金邊鐵道

其一は金邊鐵道にして小倉長浦を起点とし北方徳力小森採銅所香春弓削田を経て嘉麻郡下山田に留る設計なり既に本免狀を下附せられ今正に起工準備中にある

筑紫運炭鐵道

其二は筑紫運炭鐵道にして筑前遠賀郡黒崎驛を起点とし全國鞍手郡木屋の瀬に至る七哩五十鎖の線路あり今仮免狀を下附せられ更に本免狀を出願せり

小倉鐵道

其三は小倉鐵道にして小倉驛に起り若松の對岸戸畑に至る迄延長四哩間の線路とす既に仮免狀を下附せられ更に本免狀を出願せり

船越鐵道

其四は船越鐵道なり筑前博多驛を起点とし飯塚に至るを第一線とし更に博多大宰府間を第二線とし博多今里間を第三線とす延長八十三哩にして

前途

既に假免状を下附せられたり
 以上列記する所の外唐津鐵道の既に工事中なるあり其他大小鐵道の敷設
 請願中に屬する者福岡縣下のみにして尙六十有餘あり而して熊本、大分、長
 崎、佐賀、宮崎、鹿兒島等の各縣皆争ふて出願するもの其數を知らず此等の鐵
 道素より悉皆許可を得可きにあらざる可きも九州陸運の便利は今正に一
 大長足の進運に向ひつゝあるものなり九州内地の陸運發達すれば自から
 門司港の貨客を増し港頭の繁華を加ふること勿論あり

海運

其二 海運

海運の機關は自から大小數種の區別あり小は港内往復に供する短艇、石炭
 の運搬に従事する荷船、關門間の往復に従事する小蒸氣船より大は内國沿
 海の諸港と朝鮮近海とに航海する關西同盟氣船、及び海外諸港より本邦各
 港に往復する定期郵船、其他内外不定期の氣船等何れも門司港の陸運に便
 するものあらざるなし
 短艇及び荷船は共に精密なる統計を得ずと雖各五六百艘以上に達せり短

短艇及荷船

小蒸氣船

艇は主として港内碇泊の氣船に往復し又兼ねて馬關往復の貨客を搭載す
 荷船は即ち石炭運搬に便するものにして其の或ものは若松より石炭を運
 ひ他の或ものは神戸其他の各地に輸送するを目的とし或は港内碇泊の氣
 船に運搬するを定業とす
 本邦港灣多しと雖小蒸氣船の往復頻繁あるは關門兩港の間に若くものさ
 かるべし此の間の小蒸氣船中最も多數を有するは關門氣船會社にして實
 に廿三艘に及びり此外中村爲弘氏の所有に屬するもの數艘あり其他個人
 の所有にして各種貨物の運搬上常に曳船に使用するもの亦十數艘ありと
 云ふ

關門氣船會社

關門氣船會社は本店を馬關に設置せりと雖元より兩港相待て營業するも
 のなり其の設立は明治二十九年九月廿七日にして現在所有の船舶實に左
 の二十三艘なり

船名	噸數	船名	噸數	船名	噸數
第二旭丸	三六二	幸宗敬丸	一四三	吉田丸	九〇〇

陸運及海運

陸運及海運

百五十二

扶桑丸	九三三	櫻丸	九〇九	聽章丸	五三六
五島丸	九〇〇	旭丸	六〇〇	太平丸	八三三
第一廣島丸	七〇〇	第二薩丸	五二六	第二いろは丸	九〇〇
第二廣島丸	九〇〇	宮地丸	九〇七	第二五島丸	七〇〇
長州丸	九〇〇	第一勝山丸	九二五	第二小野田丸	九〇六
新小野田丸	九〇〇	みさき丸	五七七	金榮丸	六〇〇
初丸	九三三	關門丸	七九二		

關西同業船

關西漁船同盟組合は大阪商船會社を初めとし數々の獨立漁船同盟し各地の航海を營むものゝ團體なり其航路は内國各港の往復を主とし悉て朝鮮釜山及仁川の二港に及ひたり獨り商船會社のみは現に臺灣航路を擴張し東亞沿海新航路を開らくの計畫あり今同組合にて關門兩港を起點とし各地に通ずる航路を擧ぐれば左の如し

内海航路

◎内海航路 は門司馬關に起りて三田尻福山徳山下松室積平野上ノ關及室津久賀岩國宮島廣島吳音戸長濱及仁方竹原忠海三原尾ノ道及常石

九州西南部の航路

朝津丸龜及多度津高松神戸を経て大阪に至るものにして尙毎日九州鐵道に接続して尾ノ道に直航し之れより山陽鐵道に接続する一航路あり阪神若くは上京の旅客概ね此の航路によりて往復す

◎九州西南部の航路 は關門兩港より西博多唐津呼子伊万里長崎三角百貫島原を経て若津に至るものと兩港より博多長崎三角百貫を経て鹿兒島に至る線路とあり

外國航路

◎外海航路 は兩港より萩江崎濱田温泉津を経て伯耆國境港に至りて止む

大分航路

◎大分航路 は兩港より中津宇島長洲高田加梶竹田津富來田深鶴川守江日出別府を経て大分に達す尙別に毎日兩港より中津宇島長洲の三港に航するものあり

郵船の十二航路

以上記する所の外郵船の門司に寄港するもの凡て十二航路あり今其煩を省きて左に列記す

其一

其一 歐州線 六艘 毎月一回(横濱) (アントワープ) 發

百五十三

陸運及海運

- 往航 神戸門司香港新嘉坡「ベナン」コロムボ「ポルトセツド」マニラセ
「ユ」倫敦寄港
- 復航 「ポルトセツド」新嘉坡香港神戸寄港
- 其二 米國線 三艘 毎月一回（香港）シヤトル港發
- 往航 門司神戸横濱布哇寄港
- 復航 横濱神戸寄港
- 其三 濠州線 三艘 毎月一回（横濱）アデレード發
- 往復共 門司（復航は寄港せず）長崎香港「サースデー」島「タウンズビル」ブ
リスベーン「シドニー」メルボルン寄港
- 其四 横濱孟買線 三艘 毎四週一回双方發
- 往航 神戸門司香港新嘉坡「ベナン」コロムボ寄港
- 復航 「チエチコリン」「コロムボ」「ベナン」新嘉坡香港神戸寄港
- 其五 横濱上海線 三艘 毎週一回双方發
- 往復共 神戸門司長崎寄港

- 其六 横濱三角線 一艘 凡毎十日双方一回發
隨時長崎門司寄港
- 其七 神戸小樽線 四艘 凡毎週一回双方發
往復共尾道門司境敦賀伏木直江津新潟加茂酒田土崎能代函館時とし
ては金石余市古平壽都江差寄港
但冬季は直江津新潟加茂酒田土崎能代の寄港を停め夷舟川に寄港
- 其八 神戸基隆線 三艘 毎月四回双方發
往復共 宇品門司長崎寄港
- 其九 神戸浦鹽斯德線 一艘 毎三週一回双方發
往復共 門司長崎釜山元山寄港
但結氷中は元山に止め毎二週一回双方發
- 其十 神戸天津線 一艘 毎四週一回双方發
往復共 門司長崎釜山仁川芝罘寄港
但結氷中は仁川に止め毎二週一回双方

陸運及海運

陸運及海運

其十一

其十一 神戸牛莊線 一艘 毎四週一回双方發
往復共 門司、長崎、對馬、釜山、仁川、芝罘、大沽、寄港

百五十六

但牛莊結氷中は芝罘に止め凡毎三週一回双方發

其十二

其十二 神戸馬尼刺線 一艘 毎月一回双方發

往航 門司、長崎、福州、打狗、廈門、寄港

復航 香港、廈門、打狗、寄港、

但時々横濱迄延長することあり

市況一斑

大觀

第八編 市況一斑

門司停車場より船溜に沿へる一帶の市街は總稱して築港と稱へ更に各町を區分して東本町、西本町、東海岸通、西海岸通、港町、棧橋通、京町、錦町、清瀧町、榮町、新町、仲町、大阪町、幸町、西川端町、東川端町、楠町、櫻町、新川町、洲崎町等と呼び做せり即最近建築の市街にして人家楡比し商業最も殷賑に門司港繁華の中心たり停車場よりして軌條に沿へる一村落は之を白木崎と云ひ其將に尽きんとする所大里驛に近つける地方を小森江と云ふ往古新羅高麗等の貢船此地に來泊したるに因み轉訛して此の名稱を傳ふと云ふ白木崎の上手に當り丘上樹林の間を拓らき新に邸宅を構ふるもの即字寫葉にして九州鉄道會社の社宅たり停車場の邊九州鉄道會社所在地より上手の地方を清瀧と稱し各會社の社宅あり此間一條の道路を上れば速門樓あり樓上門司港を眼下に見る風光明媚にして庭園の雅致ある蓋し門司港第一たり速門樓の前に一條の瀧あり即清瀧にして夏時消暑の客絶へず其上流に公園

市況一斑

百五十七

あり山水両ながら自然の幽趣に富めりと雖經營未だ充分ならず清瀟より山手を傳ふて一週すれば紫明館の下手より両山相迫る間に通する一道あり陸軍倉庫に達す可し所謂丸山倉庫にして廿七八年戦役の分捕砲大小武器と共に藏めらる此邊一帶砲兵第三方面敷地として今方に買收の手續中にあり是より再び停車場に歸り一直線に本町を過ぎ鎮西橋を渡れば市街半成斧斤の聲丁々として港内漁笛の聲に和するを見る其中央の一廓は即地蔵の遊廓にして絃歌の聲常に絶へず此地方の後へを繞れる運河を隔て茅屋大厦相交るもの即字庄司にして門司小學校茲處にあり遊廓の前半成の街路を過ぐれば一神社の前に出づ即甲祖八幡神社にして是より左方に通する市街を字舊門司とす其の將に尽きんとする所一大屋の海に臨むは所謂軍器修理所にして明治廿七八年戦役の際三井家の献納によりて建設せり是れより野逕數丁を進めば早朝の叩頭盡くる所に一神祠あり鬱蒼たる古樹に包まれ急湍矢の如き激流に臨み近く馬關壇の浦と相對し自から懐古の情念に堪へざらしむ是即和布刈神社にして其縁起最も深遠ありと

云ふ是れより踵を返へして再び甲祖八幡宮の下手を過ぐれば筆立山下に沿へる村落あり之を字楠原とす楠原を過ぎて更に數丁の野逕を進めば忽然として一大灣頭に出て來らん所謂田の浦港にして沿海一小市街をなす此前海方に大築港の計畫あり九州鐵道又將に延長せられんとす船車接續して貨客集散の要地となるは蓋し遠きにあらざるへし

以上は門司港頭の大觀なり請ふ更に細目に入り港頭現在の繁華を組織する各種の機關を紹介せん但會社銀行は既に前編に陳へたれば茲に之を省略す

砲兵第三方面本署

丸山陸軍倉庫

●砲兵第三方面本署 明治廿八年始めて門司港に指定され敷地を字丸山に卜し方に買收手續中にあり關門の地必しも商業界の關門のみならず併せて軍國の關門たり此の官廳ありて平日に供ふる所以なり(現任署長陸軍砲兵大佐瀬名義利)

●丸山陸軍倉庫 明治廿八年赤間關首砲廠の所屬として建設し明治卅年四月以降砲兵第三方面の所轄に屬す納むる所の兵器多くは廿七八年戦役